

平成九年度文部省科学研究費補助金・基盤研究(C) (一般)
課題番号 〇八六一〇二九九

日本における二重学年制の導入・実施に関する歴史的研究

研究九代表表者・渡辺部 白示助(国立教育研究所)

日本における二重学年制の導入・実施に関する歴史的研究

平成九年度文部省科学研究費補助金・基盤研究(C)(一般)

日本における二重学年制の導入・実施に関する歴史的研究

課題番号 〇八六一〇二九九

研究組織 研究代表者・渡部 宗助(国立教育研究所)

研究経費 平成八年度 九〇〇千円

平成九年度 八〇〇千円

計 一、七〇〇千円

「学年制」とは、学校制度の一部であり、学校の年度に関わる用語であり、学校暦 (school calendar) の主成分である。学校の一年度は、三百六十五日である必要はない。六か月を一学年としても構わないし、二年間を一学年としても構わない、理論的にはそういう風に理解することができる。いずれにしても、学校という制度の管理・運営上の区切りと期間を示すものである。しかしその区切りと期間は、学校というものの性格に規定されるはずのものであるから、「学校とは何か」を問うことと関係する。もし、学校が一定の教育内容の修得を全ての子どもに保障するところであるとすれば、その一学年は一人びとりの子どもによって異なるとも言えるだろう。無学年制の考えはその帰結と言えるかも知れない。また学校が、一定の教育内容を履修させるところ (一人びとりの子どもの理解の程度を問わない) ならば、教授すべき教育内容から容易に一学年が規定されるであろう。ここから言えることは、学年を規定するのは子どもと教育内容である、ということである。

一定の教育内容の理解・修得をもって学年の区切りとし、その積み上げるところとして学校を考えると、一つの学年からつぎの学年への移行、飛躍としての「進級・進学」の問題とこの学年制は関係してくる。日本では普通、一つの学校階梯の中で学年が進行することを「進級」と言い、別の学校階梯に進むことを「進学」と言う。ここには、「学年」概念の中に教育内容の等級性 (class) を読み取ることができる。日本でも「学制」期には「等級制」という、六か月を単位として一定の教育内容の理解・修得を以て「進級」する制度があった。この制度は生理年齢よりも精神 (発達) 年齢を重視するから、等級を構成するクラス集団は異年齢集団に成りやすい。しかし、この制度は短時間で廃止されてしまった。このことから言えることは、学年が進級・進学の制度と関わり、少なくとも日本では年齢—それは一年をもって一歳と教える生理年齢であるが—に深く関わって、それが学校制度のあり方を規定してきた、ということである。「学級」は、実は同一年齢のクラス集団の異名なのである。

このことは、実は「学齢」と言いながら、それを精神 (発達) 年齢ではなく生理年齢で規定したことと関係があり、それは義務教育制度とその財政制度に関係してくる。そして、今日「年齢主義」といわれる日本社会の特性は学校がつくり出したとも言えなくはない。「学年」と言い、「学級」と言い、「学齢」と言いながら、そこでの「学」つまり「学校」は、個々の子ども個性で構成されたのではなく、履修すべき教育内容と子ども生理年齢から構成された、ということである。これは、「学校」制度の必然なのか、検討してみる価値のある問題であろう。

さて、以上を踏まえた上で、日本の学年制 (school year / graded organization) の一形態である「二重学年制」についての論考と資料をここに収録した。この「二重学年制」も実は「年齢主義」の亜種であったのである。

目次

はしがき	三
論考	七
○ 二重学年制と半年進級制を考ふる	九
○ 学年制「二元化」の是非	一五
資料	一九
一、小学校令施行規則の一部改正 (明治四十二年四月二十三日文部省令第十二号) (『明治以降教育制度発達史』第五卷)	二一
二、公文 「小学校令施行規則中改正」 (『帝國教育』第三三二号、一九〇九年五月十日)	二三
三、小学校令施行規則第二十五條学年改正ニ關スル趣旨並實施監督方注意 (明治四十二年四月二十三日 西発普一七二号)	二七
(『文部省例規類纂』明治四十二年)	二七
四、九月学年新設の理由に關する文部当局者の説明を讀む 澤柳政太郎 (『帝國教育』第三三三号、一九〇九年六月)	二八
五、九月学年に關する澤柳氏の説を讀みて 松村茂助 (『帝國教育』第三三四号、一九〇九年七月)	三一
六、九月学年に關する松村普通学務局長の弁解を駁撃す 澤柳政太郎 (『帝國教育』第三三五号、一九〇九年八月)	三五
七、二重学年反対 大日本教育団 (『教育時論』第八七一号、一九〇九年六月二十五日)	四一
八、二重学年制度實施に就いての利害 京都府教育會研究部 (『研究事項』第二篇、一九〇九年七月)	四三
九、新設学年に關する調査報告 上野教育會 (『上野教育』第二六一号、一九〇九年七月)	四六
一〇、小学校新入学期の法理的觀察 山田邦彦 (『教育界』第八卷九号、一九〇九年七月)	四七
一一、主張・小学校令施行規則改正 (『教育學術界』第十九卷三二号、一九〇九年五月)	五〇
一二、小学校令施行規則改正令の疑問 獅吼野禪 (『教育時論』第八六七号、一九〇九年五月十五日)	五一
一三、社説・二重学年制につきて (『教育界』第八卷九号、一九〇九年七月)	五五
一四、二重学年制問題 (秋季学年を提唱) 『富山師範』附屬小学校 (『富山教育』第一〇六号、一九三二年九月)	五九
一五、富山市の秋季学年制 (『富山県教育史』、一九七二年)	七〇

一六、二重学年即ち秋季始業の学年制度・私立成城小学校創設趣意	(『澤柳政太郎全集』第四卷、一九七九年)	七二
一七、秋季学年制度の趣意	(『教育問題研究 全人』第八六号、一九三三年八月)	七三
付、秋季始業新一年児童募集	(同右)	七四
一八、広島高等師範学校附属小学校の一新研究を評す	澤柳生 (『教育問題研究』第四号、一九二〇年七月)	七五
付、二重学年について	澤柳生 (同右)	七六
一九、主張・学年始期問題	(『教育学術界』第十六卷四号、一九〇八年一月)	七七
二〇、就学の始期を考察せよ	高橋生 (『山形県教育雑誌』第三二八号、一九二六年十月)	八〇
二一、秋季学年の設置を望む	対馬敬吾郎 (『帝都教育』第二五六号、一九二六年七月)	八三
二二、半年進級制二関スル調査報告	中学校長協会 (『中学教育』第十一号、一九二六年八月)	八八
二三、二重学年制の可否	〔十四家執筆〕 (『教育時論』第一五〇三号、一九二七年三月十五日)	九〇
二四、二重学年制について	野口援太郎 (同右)	九二
二五、教育審議会諮問第一号特別委員会第七回整理委員会(中等教育)会議録	(昭和十四年二月一日)	九五
	(『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』第五輯〔復刻版・第七卷、一九七〇年〕)	九五
二六、第七回整理委員会ニ於テ委員ノ提出セル案一中等学校ニ於テ春秋二季制新設ニ関スル考察	西村房太郎 (同右)	一〇二
二七、中学二期入学について	斎藤斐章 (『教育週報』第七一八号、一九三九年二月十八日)	一〇七
二八、中学校の二季制及び飛級に就て	赤井米吉 (『帝国教育』第七二六号、一九三九年四月)	一〇八
二九、中学校における二季制及び飛級の問題	原田実 (同右)	一一二
三〇、春秋二期制	林博太郎 (『国民学校』第一卷三号、一九四〇年六月)	一一五

論

考

二重学年制と半年進級制を考ふる

波部宗助

一 二重学年制とは

一九〇九年（明治四十二年）四月、文部省（小松原英太郎文相、岡田良平次官、松村茂助普通学務局長）は、小学校令施行規則を追加改正し、「土地ノ状況ニ依リ九月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ終ル学年ヲ置クコトヲ得」とした（省令第十二号、第二十五条）。つまり、同じ学校の、同じ学年に四月入学・始業の組（級）と九月入学・始業の組（級）の併置を認めることにした。〔資料1〕

「並行級」・「雁行級」（Parallel Klasse）とも言われるが、明治前半の厳格な進級制度としての「等級制」とは異なるものであった。この二重学年制導入の理由として、文部省は①学齢児童の就学を使ならしむること、②児童卒業の期を早めしむること、③教育上種々の便益あることの三点を挙げた。〔資料2〕

同時に地方長官宛普通学務局長通牒で「市又ハ大ナル町村等同一学年ノ児童ヲ二学級以上ニ編制スル小学校ノ外ハ漫ニ実施セシメサル……様」注意を促した。〔資料3〕

二 どんな議論があったか

この方策がいささか唐突であったこともあって、教育世論は概して批判的であった。例えば、前文部次官の沢柳政太郎は『帝國教育』誌上で早々にこれを批判し、松村局長と論戦に及んだ。〔資料4、5、6〕

沢柳の批判は、この二重学年制の受益者が少数に通さないことを前提の上で、なお技術的に①不平均「学級」編制を余儀なくする、

②就学に関する事務を繁雑にする、③小学校における事務をさらに繁雑にする、④教科書にかかわる不便、⑤学級を増加させる慣行、⑥中学校等との連絡を欠くことなどを批判した。

大日本教育団の「決議」も同様であったが、「学級編制の標準」を「主として年齢の上に置く」ことも批判したことが注目された。〔資料7〕

京都府教育会研究部は「二重学年制実施に就ての利害」を検討し、「利と認むべき点・五点」、「不利と認むべき点・七点」を挙げ、「結論」として「其の利害の關する所甚大なるが故に之が実施の局に當たる者は慎重なる考慮を尽し以て誤りなきを期すべきなり」と消極的に対処した。〔資料8〕

上野教育会も研究調査の結果、否定的見解をまとめた。〔資料9〕他に教育法制上の問題として、保護者の就学義務関係の問題（保護者の就学義務の発生日、就学義務の猶予・免除・「中断」、保護者は其の児童を九月に就学せしめ得る権利を有り）や等の問題、委任命令としての不備・逸脱の有無等も議論された。このように、二重学年制に対しては批判的言論が多かった。〔資料10、13〕

文部省はこれらに対して、教科書については秋季学年用の尋常小学校読本と「書き方」を編纂・発行した。中学校等との連絡については、翌一九一〇年（明治四十三年）十月高等女学校令施行規則の一部改正（省令第二十三号）と一九一一年（明治四十四年）七月中学校令施行規則の一部改正（省令第二十六号）で夫々九月学年始期を可能にした。更に高等学校（旧制）を四月学年始期に改めた一九一九年（大正八）でも九月学年制の併置を認めることにした（省令第八号）。

三 実施状況如何

このような批判的、消極的議論の中で、その年の九月から早速新学年制を実施したのは新海(三校)京都(二校)、福岡、熊本、計四府県七校(七学級)であった。その後学年進行に伴う学級数の増加ほどには校数は増えず、一九一六年(大正五)には全国で二校に過ぎなかった。その後大正新教育運動の影響もあって多少増えたが全国的には微々たるものであった。府県で目立ったのは富山県で一九一三年(大正二)から一九三五年(昭和十)まで実施し、最高時には県内で十一校五四学級に及んだ。〔資料14、15〕

また、府県師範学校付属小学校で実施したところが奈良、鹿児島、岡山、福井、その他広島高等師範学校付属小学校でも実施された。結局実施した府県は官公私立校含めて十三府県に止まった。どういふ動機・理由と手順・経過を経て実施したか、そもそも実施校の特定など、不明なことが多いが、いくつかの事例を紹介しよう。

①長野県飯田浜井場小学校の場合(古島敏雄『子供たちの大正時代』、一九八二)

一九一七年(大正六)から飯田小学校の東西「南北」二つの分校で実施した。古島はその一つ浜井場小学校の秋季入学の二期生で、彼等の卒業を以て、つまり一九一三年(大正二)それは廃止された。古島自身は五年半で中学校(旧制)を受験・入学したのだが、六年間男女共学で通した。「異質な級」として何となく「差別」されている感じだった。秋入学をためらう「父兄の配慮」(「就学適予」による秋季入学の回避)が「十五対四」(春季入学対秋季入学)という少数級を生んだ。理科の授業は教科書の途中から始まった、と述べている。

②私立成城小学校の場合(『成城学園五十年史』、一九六七)

一九一七年(大正六)の開校(校長・沢柳政太郎)と同時に実施した。〔資料16、17〕

一、二年生同時に実施したが、当初は希望者が少なかった。その後は順調で一九二二年(大正一)には全学年二重学年制になったが、一九三三年(昭和八)の学園騒動がきっかけでその年の秋季学期から廃止になった。その時の在学秋季生は、春季組に編入された。成城小学校では、秋季生を五年半で自らの中学校に入学させていたようである。

③広島高等師範学校付属小学校の場合(『広島高等師範学校付属小学校 開校二十五周年史』、一九三〇)

一九一八年(大正七)九月、第二部「九月学年始期」「尋一学級」を規則改正認可(翌々年六月)に先立って募集した。以後一九二六年(大正一五)九月に募集を中止し、在級生の卒業(一九三二年)で廃止された。廃止の理由は、「秋季学年は其の教科書未完成であるので、教授上甚だ不便が多く、また卒業期が七月であるので中等学校との連絡が好都合でないことによる」された。〔資料18〕

④女子学習院(宮内省)の場合(『女子学習院五十年史』、一九三五)

一九二〇年(大正九)九月、全国的画一制度の「学制」改革の一環として、学則・規則改正に先立って「暫定試行」的に実施した。そして一九二二年(大正一)三月の女子学習院規則(宮内省令第三号)は「学年ノ始期ハ四月一日及十月十六日トス」(五条)、「学年ハ之ヲ分チテ春季学期及秋季学期トス」(六条)と二学期制とした。

つまり学年の始期を二つにする二重学年制は、二期制とへアで導入・実施されたのである。この秋学期入学第一期生の本科「四・四・三の十一年制」卒業期を前にして、その上級である高等科に秋組設置を検討したが、「従来の経費にては実施難き」との理由で断念した。そして秋学期生卒業者で高等科志望者のためには一九三一年（昭和6）十月から「半年の補習科」を置いてそれに応えた。それを機に秋学期生の募集を中止し、在学中の秋組生の本科卒業をまわって一九四一年秋学期入学制は廃止された（一九四一年）。

四 学齢と就学始期と二重学年制

学齢は、就学すべき年齢期間のことであるが、学齢の教え方は就学義務の発生、学齢児童数に連動する。学齢児童数は就学率の母数になり、義務教育費国庫補助（負担）の積算基準でもある。学齢は就労・雇用制限の条件にもなる。その意味で極めて重要な教育上の概念であると同時に社会的に影響することの大きい事柄である。厳密には、学齢（日本では満六歳）に達した翌日から就学義務が生ずるとも言える訳である。しかし日本では、一九〇〇年（明治33）以後は、学齢に達した翌日以後の最初の学年の始めに就学義務が始まるとした。

この二重学年制は、この就学義務の発生（小学校入学）、つまり学齢の始期を二つ設けることを意味する。以前文部省は、学齢未満児を見込みで次の学年を待たずに入学を許可した時期もあったが、一八九六年（明治29）以後はそれを厳禁することにした（訓令第六号）。

ところが明治後期には、学制改革論（大学卒業までの就業年限短縮論の台頭を背景に「資料19」、厳格な小学校入学扱いが画一的

きると批判が起こっていた。一九〇六年（明治39）十二月の第九回高等教育会議「ハイレベルの教育会議の意」は、牧野伸顯文相（沢柳政太郎文部次官）の諮問に「学年の始より三ヶ月以内に満六歳に達すべき者にして就学上心身の発育十分なるときは当該学年の始より就学を許すこと」を答申した。しかしこれは実施に至らなかったが、これは就学義務の発生、学齢の始期には連動しない特例であった。なお、この学齢未満児の特別入学については、一九一四年（大正3）の教育調査会にも再び諮問されたが、この時も実施に至らなかったという経緯がある。

二重学年制はその延長上とも言えるが、学齢三ヶ月未満児の特別入学という扱いに比べればより徹底した教育制度上の改革と言うべきで、影響するところはその比でなかった。それ故にこの問題こそは高等教育会議に諮問すべきであるという批判も当然であった。

五 六年制義務教育の実施と二重学年制

二重学年制の導入は、もう一つ義務教育の六年制化（この年の五年生から就学義務が六年制となった）と関連があった。就学の始期繰上げは、同時に卒業期の繰上げでもあった。この期に取って拙速とも言えるやり方で文部省が二重学年制に踏み切った理由の一つもそこにあった。六年制義務化には農業団体を始め強い反対論があり、それへの対応と同時に六年制義務化に伴う「小学校の教科」未修了者つまりドロップアウト増加に少しでも歯止めをかけたいたとする思惑があった。岡田次官が報徳教を信奉する農村社会を基盤とするイデオログであったことも作用したであろう。

明治末期においては、小学校四年修了程度で農業、自営業への就労は珍しいことではなかった。例えば一九一一年（明治44）制定、

一九一六年（大正5）施行の工場法は、12歳未満の者の工場就業を禁じたが、「施行ノ際十歳以上ノ者ヲ引続キ就業セシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス」「軽易ナル業務ニ付就業ニ関スル条件ヲ付シテ十歳以上ノ者ノ就業ヲ許可スルコトヲ得」という規定（第二条）があったほどで、これは当時の広範な児童労働の状況を逆に裏付けている。

教育政策としての義務教育六年制化は英断であると同時にその普及・定着に文部省が重責を負わされた訳で、その意味では理論上は六年生の約三分の一が、七月月早く卒業し得るという二重学年制に経済的效果を期待したのも無理からぬことであつた。しかし、六年制化に伴う二部教授の更なる導入を余儀なくされていた当時の市町村にとつて、教員増と教室増を引き起こしかねないに二重学年制は教育論としてのメリットを認めるとしても、実施困難な施策であつた。六年制義務教育の普及を狙つた二重学年制が、逆に六年制実施によつてその普及が阻まれたのは皮肉なことであり、二重学年制の教育政策上の位置づけとその施行時期を誤つたということにならう。

六 二重学年制の転生・半年進級論

二重学年制は施行して間もなく「失敗」が言われ始めたのであるが、学校教育論としての支持は小学校関係者には底流としてあつた。

〔資料20、21〕

一九一六年（大正5）の第一回大都市連合教育会の討議でも取り上げられて「尚調査研究あるが故に宿題」とされた。一九二〇年（大正9）五月の第八回全国小学校教員会議は、小学校五年修了時の中学校入学と小学校における「抜擢進級」実施の条件として、二重学年制を支持した。

他方、大学卒業までの就業年限短縮問題は臨時教育会議の答申を

経て、一九一九年（大正8）実施の七年制高等学校制度と中学校四年修了時の高校入学許可、学年始期の四月への統一、小学校五年修了時の中学校入学許可等によつて一応解決された。

ところが、この「中学校四修」と「小学校五修」に「異議あり」と主張したのが、中学校関係者であつた。上と下から挟み撃ちされた形の「中等教育の不安定性」を象徴する出来事であつた。一九一九年（大正8）に結成された中学校長協会は、翌年五月の第二回総会で「半学年制」を協議問題とした。この時は保留となつたが、これが中学校における二重学年制導入と春・秋二学期制による半進級論の口火となつた。同協会ではその後もこの問題を継続的に協議した。帝國教育会が主催した一九二五年（大正14）十一月の第二回中等教育協議会は「中等学校以上に複学年制度を採用するを可とす」と決議した。ここで「複学年」とは「所謂二重学年や半年進級制といつてもよい」と説明された。

小学校で実施された二重学年制は進級のあり方を意識したものでなく、三学期制もそのまま維持された。ところが、中学校における二重学年制論は「中四修・小五修」実施への対応の必然として当初から進級問題の系として議論された。

中学校における進級問題のもう一つの背景として、エリート校であつた中学校に「大衆化」と言ふべき現象が現れ、生徒の学力差が顕在化したことであつたと思われる。学力評価による進級（超級）か、心太式進級かが問われていた。中学校の水準維持のためには前者による半年進級制が望ましいという議論になつてきた。

すでに述べたように、小学校における二重学年制実施のネックの一つは、上級学校との連絡問題にあつた。ところが、今やその上級学校の一つ中学校が動き始めたのである。〔資料22〕

一九二七年（昭和2）十月の全国中学校長会議は文相の諮問「男子の中等教育に關し改善を要する事項及其方案如何」に対し、「半年進級制を実施すること」を含めた答申を行った。それを受けて文部省に設置された中等教育調査委員会（会長・赤司鷹一郎（元次官）の文相宛て「報告」（一九二八・九）は「半年進級制二付一層研究スルコト」を決議し、それは「優者ヲ進メ劣者ヲ救フニ最も有効ナル良法ナリ」と説明した。こうして、二重学年制は再び教育界の議論となり、例えば『教育時論』（一九二七・三）が、職者十四名に「二重学年制の可否」を問うたところ明確な反対者は一名に過ぎなかった。〔資料23、24〕

七 教育審議会と二重学年制

中学校教育の「大衆化」に伴うその学科課程の改革は、文政審議会の答申を経て一九三一年（昭和6）実施の中学校上級学年における「一種・二種」課程併置ということになった。しかし、これは中学校関係者には極めて不評で、中等教育改革は戦時下の一九三七年（昭和12）設置の教育審議会でも重要な審議課題とされた。中等教育を審議した特別委員会・整理委員会（会長・林博太郎）は、「一種・二種」課程制の廃止や「五年制」を維持しつつ「優秀な学生ヲ如何ニ上級ニ編入スルカ」という文脈で「春秋二季制」を検討した。〔資料25、26、27〕

それは一九三九年（昭和14）一月から四月にかけてのことである。委員長は「春秋二季制ノコトニ付キマシテハ大体之ヲ認メテ飛越シヲ許スガ、最大限度二回、勿論学年ハ二ツニ分ケテ二期ノ制度ニスルコトヲ条件ニスル、ソレ等ノコトガ大体此ノ前決マッタノデアリマスガ、此ノ春秋二季制ノコトハ尚ホ御議論ガアルヤウデアリマス

更ニ又何レモウ一遍大体ハ研究スルコトニナルト思ヒマス」と審議をまとめた。しかしその後「春秋二季制」が討議されることはなかったし、最終答申でも言及されることはなかった。

しかし、教育審議会の答申に基づき中等学校令が一九四三年（昭和18）三月公布され、その中学校規程では「学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル 学年ハ分チテ三学期トス 特別ノ必要アルトキハ前二項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得」（省令第二号、第十八条）とされた。この規定の仕方は他の学校規程にはないものであり、中学校にのみ二重学年制・半年進級制の可能性を残したものであった。〔資料28、29〕

国民学校令の制定過程でも二学期制は議論されたが〔資料30〕、九月学年始期を含む二重学年制の規定は削除された。

八 戦後における学年制論……まとめ

中学校（旧制）に二重学年制・半年進級制の可能性を残したと言っても、有事とあっては画餅にすぎなかった。敗戦後の教育改革でもこの学年制については議論された。教育刷新委員会の「下級学校体系に關する事項」を審議した第二特別委員会、教育刷新審議会の「学校層に關する事項」を審議した第十七特別委員会の双方で議論されたが結論を得るに至らなかった。二重学年制は多少話題にはなったが、学年の始期は四月一本とすることで落ち着いていた。第十七特設の設置自身が、新制大学の発足が四月以降にずれ込んだためこの際「九月学年始め」にしてはどうか、といういささか便宜的発想によるものであった。この時小・中・高・大の学校を対象に文部省がおこなった調査でも、二学期制の支持に比し、九月学年の支持は少なかった。

その後、臨時教育審議会が「国際化」の文脈で九月学年始期を検討したことは、記憶に新しい。「四月か、九月か」という枠では、九月派は分が悪い。「四月も、九月（又は十月）も」と言う軸で議論してみたらどうであろうか。勿論、小学校から大学まで含めて、否雇用時期も視野に入れての話したが。

さて、そもそも学年制とは何か。事典では、*school year* and *graded organization* の両義の意味があると説明されている。本来的には後者を意味していたと思われるが、日本では前者に比重がかかって一年単位の「学校暦」(*school calendar*) とほとんど同義に意識されてきた。学年制の持つ「等級」の側面が稀薄になり、半年は生理年と同義になってしまった。半年を一年単位で考えるのが定着した。日本における年齢主義は近代学校によって補強されたのではなからうか。

学年年制「二二元化」の是非

渡部 宗 助

一 「早生れ」と言うコトバ

日本には「早生れ」「遅生れ」と言う言葉がある。小学校入学（就学）に関わつての特別の用語である。つまり、一月一日から四月一日までに生まれたことを示すこの用語は、同じ年の四月二日から十二月三十一日の間に生まれた子どもよりも一年早く小学校に入学することを意味する。つまり同じ年に生れても学年は一年上と言う就学上の扱いを受けるのである。間違ひなく日本に近代学校が導入されてから生まれた言葉と思われるが、誰がどういふ思いを込めて使い始めたのであるうか。いずれにしても小学校が、人々の生活の中でのつびきならない位置を占めるようになったことの反映である。出生と同時に入学時に思いを馳せるのであるから。

平均的な話としては、「早生れ」の子どもは小学校低学年では、体格も、学力も低位にあつて苦勞したと伝えられている。確かに満六歳の入学時における最大十二か月弱の差異は相当なものと思像できる。実はそのことは教育現場では体験的に気づいていたらしいが、これは入学始期が年一回である限り付随してくる問題である。

二 九月学年制の併用

そこで、入学始期を年に二回にすれば六歳児入学期の格差を短縮し、相対的に右のような負担を緩和することができる。画一的と批判される日本の学校制度においてそういう試みがあったことが案外知られていない。「二重学年制」、「並行学年」、「雁行級 (Parallelklasse)」などと呼ばれたものである。最後の用語は、これがドイツから取り入れら

れたことを窺わせるもので、事実ドイツに留学していた乙竹岩造と言う教育学者が該地では「春秋二期」の入学期があることを、文部省に報告していた（『官報』一九〇七・一・一四）。

日本でこれを正式に導入・実施したのは一九〇九年（明治四十二）のことである。この年四月文部省は、小学校令施行規則（省令）第二十五條を改正し、四月一日に始まる学年の外に「土地ノ情況ニ依リ九月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ終ル学年ヲ置クコトヲ得」るようにした。つまり四月二日から九月一日の間に生まれた満六歳児をその年の九月に入学させると言う、「遅生れ」の入学期繰り上げを図つたのである。省令公布と同時に、文部省はその趣旨と実施監督方について普通事務局通牒（西発普一七二号）を發し、その趣旨は「卒業ノ期ヲ早メシムル」ことにあり、その実施によつて「市町村ノ經濟ヲ困難ナラシムル」ことのないように戒め、「市又ハ大ナル町村等同一学年ノ兒童ヲ二學級以上ニ編制スル小学校ノ外漫ニ之レヲ実施セシメサル」ように求めた。

この通牒には少し説明が必要である。この年は小学校六年義務制への移行期二年目で（小学校令の改正は一九〇七年、正式実施は一九一〇年度から）、各市町村はその義務年限延長への対応に迫られていた。校舎の建築、教員の確保、二部教授の導入、住民・保護者へのPR等々。どうしてこのような非常時に敢えて文部省が九月学年制を並置しようとしたのか、地方学務担当者も大いに困惑したことであろう。文部省の狙いは、実はその義務教育六年制の定着化にあつたのである。義務教育年限延長は教育界の世論ではあつたが、農業者等の中には反対論も根強くあつた。つまり十二歳までの教育義務は、児童の労働力をその年齢まで学校に奪われることを意味したからである。一九一一年（明治四十四）公布、一九一六年（大正五）施行の

工場法でも、十歳以上十二歳未満児の就業を公認していたのである。こういう時代にあつての六年義務制は英断であつたが、文部省として不安が拭いきれなかつたのも当然であらう。

因に一九〇九年度の小学校（六年）卒業者は六七万八千人、同世代の六年前（一九〇四年度）の小学校入学者は百五万七千人、単純計算で「卒業率」は六四％であつた。翌年でも七割に達しなかつた。つまり、九月学年を設けることによつて、何割かの小学生の卒業期を半年繰り上げることによつて卒業率の低下を防ぎ、かつその経済的效果を期待して、六年義務制批判論に応えたのである。時の文部次官・岡田良平は、農村社会を基盤とした勤儉節約を旨とする報徳教の信奉者で、後に四度文相に就任した教育行政界の実力者であつた。

三 「二重学年制」導入への批判

この九月学年制併用の二重学年制は、色々な批判を浴びて普及しなかつた。批判の先鋒に立つたのは、岡田良平のライバルと評されていた沢柳政太郎であつた。沢柳によれば、①卒業期が繰り上げられるのは学齡児童の十二分の五で、しかも一学年二学級編制が可能なら小学校は極めて少ない「一九一〇年度統計で約一〇％」、②不均等学級編制となる「九月入学者の方が常に少数となる」、③就学事務と学校事務を煩瑣にする、④二種の教科書を必要とする、⑤中等学校との連絡を欠く等、を挙げてこの改正が「大体に於いて空文に属する」と批判した（『帝国教育』三三三三号）。他にも、転校の際の不都合や保護者の就学義務履行上の法的問題などから批判が挙がっていた。

これらの批判の内、沢柳の④教科書については、文部省は批判に先だつて秋季始業用国定『尋常小学読本』と『書き方』の二種を準備し、発行した。前者は国定二期本として実は「春季用」より先に世に出た

のである。⑤の中等学校との連絡については、翌一九一〇年（明治四三）十月の高等女学校令施行規則の一部改正、一九一一年七月の中学校令施行規則の一部改正で、それぞれ九月学年制併置を可能にした。さらに言えば、一九一九年に旧制高校を四月学年制に改正した時にも九月学年制並置を認めるような法的措置を講じた。そして法的には、小学校の二重学年制は一九四一年（昭和十六）の国民学校令まで、中学校（旧制）は戦後の学校教育法まで存続したのである。

四 「二重学年制」の実施・普及の程度

それではこの二重学年制の実施・普及状況はどうであつたか。

「二重学年制」（9月学年制並置）実施校数（官・公・私立別）

年度	設置	官立	公立	私立	計	備考（府県・公立）
1910(明43)		0	7	0	7	新潟、京都、奈良、熊本
1915(大4)		0	7	0	7	新潟、京都、奈良、香川
1920(大9)		2	2	1	5	新潟、長野
1925(大14)		2	11	1	14	長野、富山、鹿児島
1930(昭5)		2	13	1	16	富山、福井、鹿児島
1935(昭10)		1	5	0	6	富山
1940(昭15)		1	0	0	1	女子学園院

省令改正の一九〇九年の秋から実施したのが、新潟（三校）、京都（二校）（福岡、熊本の四府県、計七校（七学級）であつた。その後は学級数の増加はあつても実施府県・校数は一進一退が続いた。一九一六年（大正五）の最低（二県三校）を経て微増に転じ、一九一三年（大正十二）の十二校（内、富山県八校）以後、十年間は十五校前後の学校でこの九月学年を並用した。

全国的に見れば文字通り微々たるものであったが、その中身を検討してみると、先ず公立（府県立と市町村立）で実施したのは十一府県（福岡と岡山が表で表示されていない）、内十年以上継続したのが新潟、長野、富山の三県、奈良、岡山、鹿児島、福井の四県は師範学校附属小学校での実施であった。目立って実施校が多くその実施期間も長かったのは富山県（最高時十二校）であった。

官立は広島高等師範学校附属小学校と女子学習院、私立は沢柳政太郎創設の成城小学校である。広島高師附属小では、「児童の生月と学業成績との関係」について、二回計十三万余人の調査結果（同校『研究要報』一、未見）に基づいて、二重学年制を採用したと言われている。

女子学習院は宮内省所管の初等・中等一貫校（十一年制Ⅱ本科）で、春秋二学期制を採用しており、秋学期の始期も、秋学期の始期も十月であった（『女子学習院五十年史』）。沢柳の成城小学校では、「心身の発育を基準として児童を教育せんとする上より考ふれば当然実施すべきもの」として二重学年制を導入した（『私立成城小学校創設趣意』）。このような実施状況は、当初の文部省の思惑とは異なっており、個性尊重の教育」と言う文脈で実施されたことと、財政負担能力（教室と教員）が実施上の条件であったことを示していた。

五 「二重学年制」廃止の事由

少数ながら二重学年制を採用しながらも、それを廃止した事由は何であったか。富山県・富山市の場合は「中等学校入試との連絡」問題での保護者の批判（『富山県教育史』）、広島高師附属小の場合は「教科書の未完成」による教授上の不便と「中等学校との連絡」問題（『広島高等師範学校附属小学校・開校二十五周年史』）、女子学習院の場合は

「高等科」に「秋学年」を設置することの財政問題、成城小の場合は「学園紛擾」の余波だったようである（『成城学園五十年史』）。

学校制度論としてはアーティキュレーションが共通問題であったと言えるが、「個性尊重の教育」論としての意義を否定する議論がなかったことは注目すべきことであった。翻って日本の学校制度では今も入学期は年一回であり、「早生れ」は死語になっていない。

（国立教育研究所『広報』第一二二号、一九九七・十一より再録）

資
料

〔資料1〕

小學校令施行規則の一部改正 (『明治以降教育制度發達史』第五卷)

明治四十二年四月二十三日文部省令第十二號を以て左の如く小學校令施行規則中に改正が行はれた。

明治三十三年文部省令第十四號小學校令施行規則中左ノ通改正ス

第二十五條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ニ依ル學年ノ外土地ノ情況ニ依リ九月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ終ル學年ヲ置クコトヲ得

第二十九條第一項中「十二」ヲ「十八」ニ改ム

第七十九條 削除

第八十條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ第二十五條第二項ニ依ル場合ニ於テハ其ノ年九月ニ於テ就學ノ始期ニ違スヘキ兒童ヲ調査シ毎年六月末日マ
テニ學齡簿ヲ編製スヘシ

第八十一條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ第二十五條第二項ニ依ル場合ニ於テハ市町村長ハ學齡簿編制後八月三十一日マテニ其ノ年九月ニ於テ就學ノ
始期ニ違スヘキ兒童ニシテ其ノ市町村ニ來住シタル者ヲ迴滯ナク學齡簿ニ記入スヘシ

同條第三項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ第二號ニ該當スル者アルトキハ市町村長ハ之ヲ抹消スルト同時ニ學齡簿ノ謄本ヲ兒童ノ轉住地ノ市町村長ニ
送付スヘシ

第八十五條中「四月」ノ下ニ「又ハ九月」ヲ加フ

第七十七條中第一項第四號及第五號ヲ左ノ如ク改メ左ノ一項ヲ加フ

四 中學校又ハ高等女學校ヲ卒業シタル者

五 公立私立學校認定ニ關スル規則ニ依リ認定セラレタル學校ヲ卒業シタル者

前項第四號及第五號ニ該當スル者ニ對シ小學校本科正教員ノ檢定ヲ行フ場合ハ卒業後二箇年以上小學校教育ニ從事シタル者又ハ高等女學校ヲ卒業シ修業年限一箇年以上ノ補習科ニ於テ小學校教員ニ適スル教育ヲ受ケ卒業シタル者ニ限ル

右の改正の中最注意すべきは第二十五條の改正即ち所謂九月學年に關することである。小學校に於ては學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終るのであつて、兒童を入學せしむるのも學年の始め即ち四月である。外國では四月に始まり翌年三月に終る學年の外に、十月に始まり翌年九月に終る學年を設け、兒童を入學せしむるにも四月と十月の二回とし所謂雁行級(Parallelclass)を作るものがあり、獨逸諸國の如きは小學より大學に至るまで雁行級の制に依て居たのであつた。雁行級には便利の點も少からずある。四月の始めに未だ少しく就學年齡に足らざりし爲に入學し得ぬ者は、翌年四月まで一年間待つことを要せずして其年の秋に入學し得る便宜があり、又試験に落第したる者が一年間原級に留まる代りに雁行級の上學年に編入せられ得る便宜もある。此等の關係から我國でも外國の例に倣つて九月學年を設け得ることとしたのであつた。尙ほこれは後に中等教育の處で述べることであるが、其後中學校及高等女學校にも九月學年を置き得ることとした。然るに實際九月學年を設けたものは小學校にも中學校にも殆どなく、右の規定は全く空文に歸せるの觀がある。

〔「帝国教育」第三三二二号、一九〇九年五月十日〕

○小學校令施行規則中改正

文部省令第十二號(四月廿三日發布)

小學校令施行規則中左の通り改正す

第廿五條 第一項の次に左の一項を加ふ

前項に依る學年の外土地の状況に依り九月一日に始まり翌年八月一日に

終る學年を置くことを得

第廿九條 第一項中「十二」を「十八」に改む

第七十九條 削除

第八十條 左の別書を加ふ

但し第廿五條第二項に依る場合に於て其年九月に於て就學の始期に達すべ

き児童を調査し毎年六月末日迄に學齡簿を編成すべし

第八十一條 第一項に左の但書を加ふ

但し第廿五條第二項に據る場合に於ては市町村長は學齡簿編成後八月三

十一日迄に其年九月に於て就學の始期に達すべき児童にして其市町村に來

住したる者を漏落なく學齡簿に記入すべし

同上 第三項に左の但書を加ふ

但し第二項に該當すべき者あるときは市町村長は之を扶養すると同時に學

齡簿の原水を児童の轉住地の市町村長に送附すべし

第八十五條中「四月」の下に「又は九月」を加ふ

第百七條中第一項第四號及び第五號を左の如く改め左の一項を加ふ

四、中學校又は高等女學校を卒業したる者
五、公立、私立學校認定に關する規則により認定せられたる學校を卒業し
たる者
前項第四號及第五號に該當する者に對し小學校本科正教員の檢定を行ふ場
合は本條第二ヶ年以上小學校教育に従事したる者又は高等女學校を卒業し
修業年限一ヶ年以上の補習科に於て小學校教員に當する教育を受け卒業し
たる者に限る

右改正の理由に付當局者の説明

文部省第十二號による改正の條項は數箇條に過ぎずして、大體に於ては義務教育年限延長の實施に伴ひ、改正の要を認められたるものなるも、其中には重要なる事項を包含するのみならず、新聞紙上に傳へられたる改正理由等には甚しき誤解も少からざれば、特に其要點につきて左に説明すべし。

第二十五條

從來小學校の學年は四月に始まり、翌年の三月に終るを原則とし來りたるを以て、學齡に達したる児童といへども、四月一日以前に出生したる者にあらざれば、就學することを得ず。從て四月二日以後に出生したる児童は、如何に身心の發育十分なる者といへども、翌年四月までは就學の便なかりしが、今回の改正に依り、四月に始まる學年の外、更に九月に始まる學年を置くの道を開かれたり。今其實益を擧ぐれば凡を左の如し。

- 一 學齡児童の就學を便ならしむること。 今回の改正に依り四月二日より九月一日までに出生したる児童は、九月に於て就學するの便を得ることとなり、從來の如く空しく一箇年間を徒過するの不便なきに至りたるなり。
- 二 児童卒業の期を早めしむること。 從來の規程に依れば、四月二日以後に於て出生したる児童は、四月一日までに出

生したる兒童に比すれば、其卒業の時期は一箇月乃至一箇年丈け遅るゝの例なりしも、此の如きは義務教育年限を六箇年に延長したる今日に於ては、寧ろ忍ぶべからざるの不便といはざるべからず。然るに今回の改正に依り、この不便を除き、其卒業の期に於て一箇月乃至七箇月の時日を早めしむることとなれり。

三 教育上種々の便益あること

從來の規程に依れば、滿一箇年の間に出生したる兒童を一學級に編制するを要するが故に、其心身發育の状況相同しからざるを以て、學級編制上の不便甚少からず。蓋し前年の四月二日以後に出生したる兒童の心身が、翌年四月一日までに出生したる兒童の心身に比し、著しき相違あるは當然の事理なればなり、然るに今回の改正に依れば、九月に於ても學年を設け得るが故に、四月に於て就學せしむべき者は、九月二日以後翌年四月一日までに出生したる兒童にして、九月に於て就學せしむべき者は、四月二日より其年九月一日までに出生したる兒童なるが故に、之を從來の例に比するときは、兒童心身發育の差も亦著しく減すべく、從て教授調育の上に於ても亦著しき便益を受くべきなり。

又從來の規程に依れば、成績不良の爲に落第したる兒童は、一學年間の損失を免れざりしが、今回改正の結果三月に於て落第したる兒童も九月に於て進級するを得べきが故に、從來の如く一學年間の損失を來たすが如きことなかるべきなり。

之を要するに、本條の改正を實施するときは、學齡兒童の就學を便ならしめ、其卒業の時期を早めしむるを得るのみならず、教育上に於ける利益も亦尠からざるは明瞭なり。而して兒童の卒業期を早めしむることは、義務教育年限延長の今日

に於て、最も適切なることといはざるべからず。蓋し此事たる兒童一人にとりては僅に七箇月以内の時日を早めしむるに過ぎざるが如しといへども、之を年々義務教育を了はるべき兒童約八十餘萬人より觀るときは、其影響する所重大なるものあるは固より言を俟たざる所なり。

或は小學校のみに此制度を實施するも、中學校に於て之を實施せざるときは、學制上何等の利益なかるべしとの説あれども、此制度に依り卒業すべき兒童が、中學校に入るまでには、向六七年の歳月を要するが故に、其間に於て中學校に此制度を實施するも敢て差支なかるべし。況んや中學校に入るべき生徒は、年々約三萬人に過ぎざるが故に、假りに中學校に入學する生徒に對しては、別段の利益なしとするも、八十餘萬人の義務教育終了者に對し、如上の利益を興ふるに於てをや。本條改正實施の結果は、此の如き利益あるが故に、當局者としては固より其實施を希望するも、之が爲めに教室を増築して多額の經費を要し、市町村の經濟を困難ならしむるか如きは、義務教育年限延長等の爲め市町村費の支出多量なる今日の場合に於ては深く之を戒めざるべからざるが故に、地方長官に對しては、能く地方の實況を察し、市町村の資力及學齡兒童の多寡等を査察し、同一學年の兒童を二學級以上に編制する小學校、又は二學級以上に編制する程の兒童數なき小學校に於ても、合級編制の方法に依り、市町村の經濟に著しき影響を及ぼさざる様、之が實施に注意せしむる等、取捨其宜しきを得、監督其當を失はざらんことを望まざるを得ざるなり。

第二十九條

小學校の學級數は、從來十二學級を超過することを許さざるの規定なりしが、義務教育年限の延長に伴ひ、之を増加する

の必要を生じたるを以て、今回右の制限を十八學級に改められたり。蓋し小學校に於ける學級を十二學級以上に増加することは、教育上より之を觀れば固より望まじきことにあらずれども、義務教育年限延長の結果、當然學級數の増加を來たすべきが故に、從來の制限は實際の状況に適切ならざるものあり。是れ今回の改正ある所以なり。而して此改正を標とし、溢りに充大なる小學校を設置し、其學級數を増加するが如きは、改正の趣旨に背反するものなるが故に、實際の施設に當りては、慎重の注意を要するや勿論なり。

第七十九條

本條は第六十五條乃至第七十四條に規定したる小學校の設備に關する條項の削除せられたる今日に於ては、最學之を存置するの要なきに至りたるを以て、今回の改正を標とし之を削除せられたるものに外ならず。

第八十條 第八十一條

第八十條及第八十一條第一項の改正は、學齡簿を編製し整理せしむる手續に定むるの必要あるが爲にして、第二十五條の改正に伴ふ當然の結果に外ならず。

第八十一條第三項に但書を加へられたるは、學齡兒童の調査を精確にし、的確に履行せしむる上に於て必要あるが爲にして、必ずしも第二十五條の改正に伴ふものにあらず。蓋し從來の如く、兒童が他の市町村に轉住したる場合に於て、學齡簿を抹消するのみなるときは、轉住地に於て、學齡簿に登録するの便を缺き、動もすれば之を脱落するの虞あるを免れず。故に兒童轉住の場合に於ては、市町村長をして之を抹消すると同時に、學齡簿の謄本を作り、之を兒童轉住地の市町村長に送付せしむるを便とす。是れ今回の改正ある所以なり。(學齡簿の謄本は必ずしも學齡簿と同一の用紙に記載するを要せ

す。唯之と同一の様式ならしむるの必要あるのみ。故に其用紙の如きは豫め之を端番に印刷し置き謄本作成の煩を省くも可なり。)

第八十五條

本條の改正は、第二十五條の改正に伴ふものにして、九月に於て兒童の就學を猶豫せしむる場合は、其期間を一箇年とすることは固より當然の事なりとす。

第七十條

本條の改正は小學校本科正教員の無試験檢定に關するものにして、從來の規程に依れば、中學校高等女學校又は公立私立認定に關する規則に依り認定せられたる學校の卒業者に對しては、直に無試験檢定を以て小學校本科正教員の免許狀をも授與し得るの定めなりしが、今回の改正に依り、是等學校の卒業者に對しては、二箇年以上小學校教育に従事したる經歷ある者にあらざれば、無試験檢定を以て小學校本科正教員の免許狀を授與するを得ざることとなり。但し高等女學校に於て、一箇年以上の補習科に在學し、小學校教員に適する教育を受けて卒業したる者は、此限りにあらずることは改正の明文に照して明なり。

本條改正の理由凡そ三あり、其要領左の如し。

一 高等小學校は修業年限に於て從來に比し一箇年延長せられたるを以て、之が教育を相當する小學校本科正教員も亦其業務に於て從來よりも一層深きを要するに至りたること。

二 中學校高等女學校等の卒業者は、教育學及教授法に關する知識なく、小學校本科正教員たるに適せざるを以て、相當の期間實地に小學教育に従事せしめ、教員としての經驗を積ましむるの要あること。

三 師範學校規程に依れば、中學校高等女學校等の卒業生は、

一箇年又は二箇年間、其第二部に在學して卒業するを要するが故に、是等卒業生の師範學校に入らざる者に對しては、小學教育に關し、相當の經驗を積ましめざれば、彼是權衡を失するに至りたること。

尙茲に注意すべきは、以上に記載したる學校の卒業者に對して、直に小學校本科正教員の無試験檢定をなすことを得ざるも、尋常小學校本科正教員及准教員等の無試験檢定に就ては、何等の制限を受けざること是なり。

[資料 3]

文部省普通學務局通牒

(『文部省例規類纂』明治四十二年)

○小學校令施行規則第二十五條學年改正ニ關スル

趣旨並實施監督方注意

(明治四十二年四月二十三日
西 登 普 一七二號各地方廳へ普通學務局通牒)

今般文部省令第十二號ヲ以テ小學校令施行規則中ニ改正ヲ加ヘラレ候處右ノ内第二十五條ノ改正ハ義務年限ノ延長ニ
關シ學齡兒童ノ就學ニ便ナラシメ共卒業ノ期ヲ早メシムルノ趣旨ニ外ナラス候ニ就テハ之カ爲ニ依リ校舍建築其他特
別ノ設備ヲナシ市町村ノ經濟ヲ阻礙ナラシムルカ如キハ固ヨリ其本旨ニ無之候様申又ハ大ナル町村等同一學年ノ兒童
ヲ二學級以上ニ編制スル小學校ノ外ハ後ニ之ヲ實施セシメサル等便宜取捨其宜ヲ取候様適當ノ監督方特ニ御注意相成
度依命此段及通牒候也

九月學年新設の理由に關する文部當局者の説明を讀む

澤柳政太郎

文部省は先頃小學校令施行規則第二十五條を改正し九月に始まる學年を置くの途を開いた。これは格別重大なる問題ではない。然るに新聞紙上に於ては之を是非するもの尠からず。當局者もその辯明に努めて居るやうである。然るに前號の帝國教育誌上に當局者は其の改正の理由に關する説明を掲げた。之を見て予は幾多の疑を生ぜざるを得ない。少しく論じて見やう。

九月學年新設の實益として當局者は一、學齡兒童の就學を便ならしむること、二、兒童卒業の期を早めしむること、三、教育上種々の便益あることの三點を擧げて居る。一と二とは同一の事柄を前後より眺めたものであつて之を二つの利益として擧げるのは不都合である。併ながら先づ大體此の三點を利益として予も認めて置かう。

而して兒童卒業の期を早めしむるといふ利益は如何なる點にあるかと言へば當局者の説明に曰く「一ヶ月乃至一ヶ年だけ後るゝの例なりしも今回の改正により其の卒業の期に於て一ヶ月乃至七ヶ月の期日を早めしむることゝなれり」と。九月學年新設のため或兒童に對して卒業の期を早むることになるのは事實であるけれども當局者の説明の如く一ヶ月乃至七ヶ月の時日を早むるといふことではない。當局者の計算は間違

つて居る。甚だ粗瀆である。即ち四月二日以後九月一日までに出生したる兒童が此の改正の爲めに幾分卒業の期を早めることが出来るのである。九月二日以後翌年四月一日までに出生したる兒童に就いては此の改正は何等の關係はないのである。然るに當局者は一般に此の改正の利益に及ぶやうに述べて居るのは大間違である。當局者は其の説明の中に明かに「兒童一人に取りては僅かに七ヶ月の時日を早めしむるに過ぎざるが如しといへども之を年々義務教育を卒業すべき兒童約八十余萬人より觀るときはその影響する所重大なるものあるは固より言を待たざる所なり」と明かに述べて居る。實に驚かざるを得ない。若し毎月の出生兒童數が平均して居るものと見れば此の改正の便利に浴するものは即ち八十萬の十二分の五に當る三十三萬人に過ぎないのである。これは懸理の明かなる所である。當局者他の場合に於ても再び八十餘萬人に利益を與ふるといふことを繰返して居る。斯くの如き考よりして彼の改正を企てたものとしたならば、かの改正は根底に於て間違つて居ると數理上いはんければならぬ。

更に進んで考へて見るに三十三萬人當局者の所謂八十餘萬人をして此の利益に與らしめんとしたならば全國到處の小學校に九月學年を新設せんければならぬ。若し九月學年を置く所の學校が少かつたならばその利益を受くるもの少ないのは當然のことである。予は初めて此の改正を見たとき同一學年の兒童を二學級以上に編制する小學校に於てのみ行へば行ふものであると思つた。當局者も亦説明の中に何れの場合に於ても九月學年を置くべしとは言つて居らない。即ち同一學年の兒童を二學級以上に編制する小學校と明言して居る。然らば此の改正の利益は右の如き場合に限り生ずるもの

といはんければならぬ。同一學年の児童を二學級に編制するといふ學校は即ち十二學級の小學校であつて斯くの如き小學校は全國に於て其數は極めて少ないのである。予今茲に(相州片瀬に於て)文部省の年報を持たないからして精確に其の數を言ふことは出来ないが児童數を以ていへば恐らく十分の一にも過ぎないであらうと思ふ。然らば三十三萬人の利益を受くべきものは實際に於ては三萬三千人に過ぎないことになるのである。而かも二學級以上に編制する學校は悉く九月の學年を設けなければならぬといふことではない。果して然らば改正の利益に浴するものは極めて小部分であるであらう。當局者は八十餘萬人に利益を與へんが爲めに改正を企てたと説明をして居るが實は三萬人にも及ばないのである。

當局者の説明の中に此の制度を布くべき所は同一學年の児童を二學級以上に編制する小學校の外

「二學級以上に編制するほどの児童數なき小學校に於ても合級編制の方法により市町村の經濟に著しき影響を及ぼさざるやう之れが實施云々」

と云うて居る。之に由つて見れば一學年一學級に編制し得る單式編制を犠牲にして二學年以上を全級編制の方法に由つても、此の制度を行はんことを豫期して居るやうに見える。果して然らば事の當否は別として當局者が第三の利益として擧げたる児童身心發育の差を減ずるといふ利益を自ら棄てるものである。自家摘着である現制よりも一層大なる教育上の不利益をも忍ばんとするものである。尚に開れないことである。而して説明には斯くの如き場合をも述べてあるが、普通學務局長より此の改正に關し地方長官に進言(前月の本誌にあり)したる中には

「同一學年の児童を二學級以上に編制する小學校の外は漫に之を實施せしめざる等云々」

とある。さもあるべきことであるが、説明とは違ふ。要するに改正の利益は其の及ぶ所極めて少ない。

以上は説明の間途延いては改正の杜撰なることを注意したまでであるが、予は當局者の擧げた此の改正の利益を認むると共に不利益のあることをも忘れてはならぬと思ふ。當局者は故らにか或は氣附かないのであるか、その不利益に就いては一言もして居らない。たゞその不利益と思ふ要點を擧げて見やう。

一 不平均編制を餘儀なくすること

四月の學年に入學すべきものは九月二日以後四月一日まで即ち滿七ヶ月間に出生したる児童である。九月に入學すべき児童は四月二日以後九月一日まで即ち滿五ヶ月間に出生したる児童である。故に三月編制する學級は勢ひ九月に編制するものよりは多からざるを得ない。是れ此の制度に固有なる缺點である。若し平均に編制しやうとしたならば十一月の學年となすか、若くは小學校令を改正して九月の學年に入學すべきものは二ヶ月以内學齡未滿であつても入學を許すといふことにしなければ救済することができない。

二 就學に關する事務を煩雜ならしむる事

毎年二回就學児童に關する帳簿の整理就學に關する督促就學に關する通牒等を爲すこととなり市町村役場に於ける事務は煩雜となることを免れない。煩雜の結果は相濶となり精確を期し得られない。

三 小學校に於ける事務の煩雜

現在小學校に於ける純粹なる教育の事務並に管理の事務は業に已に煩雜である。然るに二回の新入生を迎へ二回の卒業生を出すといふに至つてはその混雜は決して少くはない。自、教員の方を減殺する憂がある。

四 教科書に關すること

教科書は理科は勿論讀本の如き又修身の如きも時節に相應したる事柄を以てすることが多い。當局者はこれか爲めに別々の教科書を編纂するつもりであらうか。果して然らば一の不利益は免かるゝとして兄弟より弟妹に傳ふるといふ利益を失ふことがある。又何れの場合に於ても其の供給上手数を要し混雜を來すことを免かれない。

五 學級を増加する傾きなること

是れ此の制度に對する最も重大なる非難である。九月學年は同一學年の兒童を二學級以上に編制する場合に限り設けるとするも二學級に三學級に三學級で済む所は四學級に四學級で済む所は五學級に増す傾きはどうしても免かれない。學級を増減かないといふ場合は寧ろ例外といふてもよいのである。學級を増せば教師を増し教場を増すことは自然の結果である。此點に關しては新開紙上には當局者の辯明なるものか傳へられたか帝國教育誌上に掲載せられたる説明にはない。そのないのは當然のことであつて勢ひ經費を増すことは免かれない。小學教育に關しては經費を要すべき點が多々ある。予は九月學年新設のために之を増すは策の得たるものではないと信ずる。

六 中學校等との聯絡を缺くこと

當局者は此の制度によつて卒業すべき兒童は數年の後であるから、其の間に中學校の制度に改正を加ふるも差支がないというて居るが、予は中學校に斯くの如き制度が行はるべしとも思はれない。此の九月學年の制を全國の小學校に施制することゝもならば中學にも之を及ぼすことが出来るであらうと思ふが、然らざる限りは中學校に九月學年を新設することはいし希望しても出来まいことであらうと思ふ。且つ小學校に於けるが如く九月の學年を置くことを許すといふか如き隨意的の制度であつたならば、小學校に設くる所中學校には設けず却つて小學校に無い所の中學校に設くるが如きことなきを保せられない。

之を要するに今回の改正は決して重大なるものではない。而かも其の説明の上に表はれて居る如く確實なる調査に基いてせられた者でないと思ふ。此の改正が大體に於て空文に屬することを教育の爲めに希望する。而して是れ當局者の失敗といつば失敗なるも重大の問題でないからして左程力辯を要する必要も無からう。之を以て左程當局者を攻撃するにも當らない。予はたゞ之を以て當局者の干慮の一失として軽く見やう。

九月學年新設に關する澤柳氏の評論に對しては文部當局者の辯駁あるべければ請ひて次號に掲載すべし。

九月學年に關する澤柳氏の説を讀みて

普通學務局長 松村茂助

一 序言

逓般文部省に於て小學校令施行規則を改正し、九月學年設置の途を開くや、世間往々其の利害を誤解して、反對の意見を發表するものあり。澤柳氏も亦其の一人なり。氏は永く文部之要職に在り、學務經驗に富めるの士なれば、余輩十分の敬意を以て、其の所説を一讀したれども、滔々たる數千言、龍辯にあらざれば、附々たる理由のみ、而も煙々に論結して、神速なる省令の「空文」に歸せんことを望まれたるなど、氏の平生に似合はしからざる筆鋒といはざるべからず。思ふに氏の弊誤と信用とを以てして、かゝる僻見を流布せらるるときは、暇々著流の言論と異なり、世をあやまり圖を害ふことなきを保せず。是れ余輩の仔細に辨駁せんとする所以なり。

二 誤植を訂正して澤柳氏に感謝す

氏の指摘せられたる誤謬の第一に曰く、文部當局者は九月學年設置のために兒童の卒業期を一ヶ月乃至七ヶ月早めしむとあるは粗漏なる誤算なりと。抑も九月學年新設の曉には、四月二日以後九月一日までに出生せる兒童の卒業は、何れも四月より前年の九月に引き上げられ、七ヶ月を早めらるること、極めて見易き計算なり。

何故に「一ヶ月乃至七ヶ月」としたるかと思ひつゝ、帝國教育の前號を披閱したるに、「一ヶ月乃至」の文字あるは事實なり。此の數字の衍字にして誤植に出づることは、其の算定の極めて簡單明瞭にして、考慮を要せざると、當局者は其の數行以後に於て「兒童一人に取りては僅に七ヶ月を早めしむるに過ぎず云々と」明言せるにても知るべし。余輩は世人に對して此の誤植を訂正すると同時に、澤柳氏に對しては、訂正の機會を與へられたるを謝するものなり。

三 新制の利益に浴するものは三十三萬人にあらざりして矢張り八十餘萬人なり

されど尊敬すべき澤柳氏の指摘せられたるは此の誤謬にてはあらざりき。其は「當局者の計算は間違つて居る。甚だ粗漏である。即ち四月二日以後九月一日までに出生したる兒童が此の改正の爲めに幾分の卒業の期を早めることが出来るのである。九月二日以後翌年四月一日までに出生したる兒童に就ては此の改正は何等の關係もないのである。」

といはれたるにて明かにして、此の改正の利益が、年々義務教育を卒業すべき八十餘萬人に影響すといへるを「驚かれ」たるなり。乃ち「若し毎月の出生兒童數が平均して居るものと見れば、此の改正の便利に浴するものは即八十萬の十二分の五に當る三十三萬人に過ぎないのである。」

と無造作に斷言せられたる所以ならんが、余輩は其の意を解するに苦むものなり。年齢の差異あるもの、從ひて心身の發育の著しく相違せるものと、同一學級にて教授することの、教育上甚だ不利なるを知らば、二重學年新設のために、其の利益に均霑するものは、豈に九月學年に入學する者のみならず

んや、當局者が、兒童一人にとりては僅に七ヶ月の時間を早めしむるに過ぎざるが如しと雖も、之を年々義務教育を卒るべき兒童約八十餘萬人より觀るときは其の影響する所重大なるものあるは固より言を待たざるなり」といへるは教育の便否に關する考慮をも含みたる説明なるを單に時間上の問題なりと早呑込せられたるは、千慮の一失ともいふべきか、もし説明に首辭の足らざりしが爲めならば、余輩は當局者に代りて、世人に謝するを憚らざるなり。

四 過渡の場合を以て一般を推す

と勿れ

氏は更に其の算筆を計數上に向はしめて曰はく、
「上述の三十三萬人、當局者の所屬八十餘萬人をして此の利益に與らしめんとしたならば、今國利を處の小學校に九月學年を新設せなければならぬ。……然るに當局者も、何れの場合にも九月學年を設くべしと言ふて居る。……即ち同一學年を二學級以上に編制する小學校と明言して居る。……かゝる學校は恐らく十分の一にも過ぎないであらうから、二重學年制の利益を及ぶべき者は、實際に於ては三万三千人に過ぎないことになる。」
當局者が八十萬の利益に關係すといへるは、固より全國各小學校に九月學年を設けたる場合を豫想したるに過ぎず。恰も一般の利益を論じて直に五千萬同胞の利益なりといふが如し。當局者が同一學年二學級以上云々といひたるは目下義務教育年限延長のため、全國の市町村が、臨時費に經常費に、多額の支出をなしつつある場合なるを以て、強て九月學年を購行せんか、費用の一時激増せんことを慮り、徐々に之れを普及せんと期したるが爲めのみ。經過の際における特別の場合を描へ來りて、剛度其の物を批難せるが如き、其の論の正誤を失せるも亦宜なりと謂ふべし。

五 單式編制と複式編制との區別を

明かにせよ

氏は又當局者の説明中に
二學級以上に編制するほどの兒童數なき小學校に於いて、編制の方法により、市町村の經濟に著しき影響を及ぼさざる權之が實施をのぞむ
とあるに對して
之れにては當局者の第三の利益として擧げてをる兒童身心の發育の差を減ずるといふ利益は自ら棄てるもので、自家撥着である
と、異人にも似合はしからざる攻撃の矢を向けられたり。一學年を一學級とし、年齢の大差あるものに、同一科目を同一程度に於て教授するの甚不利益なることは言を待たざる所に於て、氏も亦それを認むるものゝ如し。而して單式編制法と合級編制法との間に著しき差別あることも敢て辨明を要せざるも、氏は此の兩者を混淆して論議せられたり。教育教授の研究をもつまれの之れに關する著書も少からざる澤柳氏は以上の暗示によりて、既に開悟せられたるべしと雖も、世の誤解を防がねがため、簡單に兩者の區別を説明せんか。合級編制法の場合には、一學級の兒童全體に對して、同一教科目を同一程度にて教授するものにあらす。同一教科目の教授に於いて、第一學年の兒童と第二學年の兒童と教授する場合に於て、第一學年の兒童には第一學年の程度、第二學年の兒童には第二學年の程度に於いて教授するものとす。随つて同一教科目を同一程度に於いて教授する一學年一學級編制法と異なり、年齢の差異は教授上何等利弊の關係をも生ぜざるなり、苟も此の區別を理解せば澤柳氏の矛盾論の強辯に過ぎざるを知るべし。

六 不平均學級の疑を辯ず

更に氏が二重學年制の不利益として列擧せる事項は、すべて瑣末の問題にして、氏の所言をして真ならしむるも本制度の利益を没却するに足らず、况や其の不利益とするところは、針小棒大の誇張にあらざれば、堅白異同の辯辯たるに於てをや、

氏は不利益の一として、不平均編制を除くことを數へたり。此の不利益は多數の學校ある土地、即ち三郡其他の大市に於いては、學校によりて四月學年のものと九月學年のものとを區別せば可なるべく、其の他の土地に於ては、學級編制の方法により、又は氏のいはれたる如く、九月學年には二ヶ月以内は學齡未滿者の入學を許すこと、せば可なるべし。九月學年を十一月學年に改めよとの説は、中學との連絡等の關係もあれば余蘊の贅成する能はざる所なり。

我邦現行の學年は、四月に始まるものと、九月に始まるものとの二種あり。而して現在の中學校は四月學年の制にして、中學校以上の學校は九月に始まるもの多きが故に、現在の中學校と中學校以上の學校との連絡は不便尠からず。然るに小學校の學年を十一月に始むることとなしたらんには、何れの學校とも連絡せざるに至るべく、假に中學校との連絡を善くせんため、十一月學年の中學校等を作るとするも此の種の學校と其以上の學校との連絡に不都合を生ずべし。さればとて、初等より高等に至る各階級の學校を通じて三種以上の學年を設けんことは頗る考慮を要することなるが故に、九月學年の中等學校を五六年の後に作りて、一は新制小學との連絡をよくし、一は多數の高等もしくは専門の學校に連絡せしめんとす。

尙茲に一言すべきことあり、其は毎月出生児童數の不平均にして、四月より八月に至る五ヶ月間に生るゝものは、其の

他の月に生るもの、約半數に過ぎざることなり。若し氏の想像せし如く五と七との比なりとせば、其の不平均を救済せんこと上通階級の外になかるべしと雖も、實際に於ては夏季の出生は冬季より少く大凡一と二との比例に相當するを以て、同一學年を三學級以上に編制する所に於ては、四月學年に二學級をつくり、九月學年に一學級を入學せしめば、其れにて平均せる學級を作ることを得べきなり。

七 事務を煩雜にすといふ説を駁す

氏は不利益の二及び三として、就學其他に關する事務を煩雜ならしむることを數へ、煩雜の結果は粗濶となり、不精確となると稱へり。何ぞ黑白を顛倒するの甚しきや。

蓋し諸事一時に蟄集して多忙を極むるときは、勢ひ多忙となり、粗濶となるを免れざるも、之を適當に分割して處理する時は、混雜をさけて精確を増さんこと、事理の明白なることにあらずや。小學兒童の取扱に關する事務と雖も、世に此の常規を脱するものならんや。

况や今日の制に於ては、多數児童の入學及卒業の事務一時に觸接するを以て、學年末の休業日を永くするの憂あれども、もし二重學年制を採用するに於ては、暑中休業中に各種の手續を了し、九月一日より教授を開始するの便あるをや。

八 教科書に關する惑を解く

或種の教科書につきて、二様の編纂を要することは、新制當然の結果にして、世の必要に應ずべく、既に其の準備を了せり。之れが爲めに、兄弟の教科書を弟妹に利用せしむるを得ざることはいふまでもなきことなれども、かゝることを必要とする社會、殊に僻郡の地方にありては、關係の關係顧る親密なるものあり。教科書に關する澤柳氏の二憂は幸に放棄せられて可なり。况や教科書の價格は、氏等の盡力によりて、至廉なるに至れるをや。

九 學級數増加の憂を解く

氏は不利益の五として學級を増加する傾きあることをあげ、此の制度に對する最も重大なる非難なりとせり。されども其は最初の一年に限れることにして、翌年は、四月學年の學級數を減じて直に平均に復すべく、沈重なる氏をして絶叫せしむべき問題にはあらざるなり。氏が殊更に「傾あり」といはれたるは、不平均學級より生ずることをも憂へられたるならんも、此のことにつきては、前に議論したれば、茲に再言するの要なし。

一〇 省令の本旨

余輩は澤柳氏の疑點に對し、條を逐ひて辨駁を試みたり。庶幾くは以て世の惑を解くを得ん。最後に九月學年新設に關する文部省の本意を一言せんに、蓋し義務教育年限の延長あり、之れが爲に兒童は從來滿十歳(數へ年十一二歳)にて義務を終了するを得たるもの、今や滿十二歳即數へ年の十三四歳に進するまで、就學の義務に束縛せらるることとなりたれば、之れを勵行するに著しき困難を生じ、義務教育未修了者の増加すべきことを慮りたるに外ならず。いふまでもなく本令の採否は土地の事情に一任し、決して急遽濫設を迫るものにあらずれども、其の利害得失は極めて明瞭にして、一點の疑もなきことなれば、教育の實務にあたるものは、慎重に調査し研究して、成るべく早く省令の實施に努められんこと、余輩の切望する所なり。(完)

九月學年に關する松 村普通學務局長の辯 解を駁撃す

澤柳政太郎

予は本誌の前々號に於て「九月學年新設の理由に關する文部當局者の説明を讀む」と題し、當局者が世に公にしたる説明の中に重大なる誤謬のあることを指摘し、且九月學年の新設は教育上好ましからざるものなることを述べた。抑も予の之を論じたる趣旨は世間に於て九月學年新設に關し諸々の論あり、之を以て當局者を責むるもの少なからざるを見、當局者も亦勢ひ辯解に力めざるを得ざる有様を考へ、此の事は「格別重大なる問題ではなく、随つて當局者の失敗と言へば失敗なるも重大の問題でないからして力辯を入れる必要もなからう。之を以て左様當局者を攻撃するにも當らない。予は唯之を以て當局者の千慮の一失として軽く見やう」と明言しておいたやうな次第で、寧ろ當局者の爲めに血路を開いた積りであつた。然るに前々號に於て本誌の記者は予の評論に附記して、予の説に對しては文部當局者の辯解あるべければ次號に掲載すべしとあつた。之を見て予は松村普通學務局長に私信の序を以て鯨蛇的の辯解なきことを注意しておいた。而して前號に於ける松村局長の「九月學年に關する澤柳氏の説を讀

みて」と題する一文を見て、予の前に論じたる老愛心も、又松村氏に寄せたる好意も全く空しかりしを知り、甚だ遺憾に感じた。松村局長の辯解にして正々堂々たるものであらしめよく九月學年新設の理由を新に明かにし、又予の論じたることの誤謬を指摘するものであつたならば教育上甚だ喜ぶべき次第であるが、局長の辯解は「も當を得たるものなく、非を蔽はんとして益々非を重ねるものである。加之予は私に當局者の世論又は予の論述に鑑み反省する所あらんことを期したるに遑も其の效果なきことを明かにして失望した。是に於て予は已むことを得ず再び此問題に就いて論じ、更に當局者の反省を促がすか爲めには前論に説き及ばざる所にも言及せざるを得ない場合に立ち至つた。

本論に直接の關係はないけれども、舊辭に關して少しく當局者を戒める必要があると信ずる。松村局長は予の説に對して「詭辯にあらずんば屑々たる理由のみ」と謂ひて其の如何なる點が詭辯なるか如何なる點が屑々たる理由であるかを示すことをしなさい。又「針小棒大の誇張にあらずんば堅白異同の辯論たるに於てをや」と斷言して何等の理由を示さない。其他「強辯」であると論斷するが如き、偏見」と稱するが如き。予は當局者の爲めに斯くの如き舊辭を用ふることを情むものである。素より理由を示して詭辯たるを明かにし屑々たる理由に過ぎざることを示すに於ては何等の言ふべきことがないけれども、徒らに斯かる舊辭を弄するは責任ある當局者のために惜しむ所である。予は相當の理由ありと信じたるも痛快激越なる舊辭を用ふることは、冷静に事理の是非を論ずるに於て不相當なるを思ひ、前論に於ては感情的に涉る舊辭は「も之を用ひなかつた。本論に於ても更に眞實に眞言葉の筆法に倣ふことをせないと同時に、當局者の反省を望むのである。

松村局長は「新制の利益に浴するものは三十三萬人にあら
ずして矢張八十萬人なり」との標題を掲げて、茲に利益と稱
するは卒業の時期を早むるといふ時間上の利益のみならず教
育上の利益をも含むものなりとて、九月學年新設のため直接
に卒業の期に就ては何等の關係なき他の児童も、心身の發育
の程度により學級の編制を異にする利益を受くるを以て、
四月以後九月までに出生したる児童三十三萬人のみならず、
全年を通じて出生したる児童に及ぶべしと辨じた。然るに當
局長が公表したる説明によれば、決して斯くの如く解釋する
ことを許さない。説明に曰く「児童の卒業期を早めしむるこ
とは義務年限延長の今日に於て最も適切なること、言はざる
べからず。蓋し此の事たる、児童一人に取りは僅かに七ヶ月
以内の時日を早めしむるに過ぎざるが如しと雖も之を年々義
務教育を終るもの約八十餘萬人より見るときは其影響する所
重大なるものある所固より言を俟たるざる所なり」と。この
説明を見れば八十餘萬人に及ぶといふ利益は卒業期を早めし
むるといふことを指したことは明かである。又「此の事たる」
とある「此の事」とは児童の卒業期を早めることを指したるこ
とは明かである。しかも當局者は猶八十餘萬人に及ぶといふ
ことは、時間上の利益のみならず教育上の利益をも含んだも
のであると強辯し得るか。若し其意味であるとしたならば當
局長たるものは前の説明を讀んで取り消し、更らに訂正する
ことを要するものである。又説明に曰く「或は小學校のみに
この制度を實施するも中學校に於て之を實施せざるときは
學制上何等の利益なかるべしとの説あれども、此制度により
卒業する児童が中學校に入るまでには尙六七年の歳月を要す

るが故に、其間に於て中學校にこの制度を實施するも差支な
かるべし、况や中學校に入る生徒は年々約三萬人に過ぎざる
が故に假りに中學校に入學する生徒に對しては此別段の利益
なしとするも、八十餘萬人の義務教育終了者に對し如上の利
益を與ふるに於てをや」と。茲に於ても當局者は卒業の期時
を早める利益を述べて居るのであつて、その利益が八十餘萬
人に及ぶことを指して居ることは明かである。若し然らずと
したならば「假りに中學校に入學する生徒に對して別段の利
益なしとするといふことは無意義のこととなる。之を要する
に卒業期を早めしむるといふ利益が八十餘萬人に及ぶと當局
者が親つて考へたことは言辭の上に明かである。しかも其利
益は單に卒業に關する利益のみならず教育上の利益をも含ん
だものであると辯ずるが如きは即ち詭辯である、又強辯であ
る、且つ磨したる辯解である。

更に局長の辯解が強辯である他の明證を擧げやう。若し新
制の利益と言ふ内には所謂教育上の利益をも含むが故に八十
餘萬人に及ぶといふとしたならば、何故に進んで其の利益は
小學児童全體即六百萬人に近き児童に及ぶと言はないのであ
るか。當局者の頭の中にも卒業時期を早むる利益を考へて居
ればこそ、年々義務教育を卒る八十餘萬人と云たのである。
新制のため卒業時期を早むることのないものにも新制の他の
利益が及ぶとしたならば、この他の利益は小學校全體に及ぶ
のである。即ち新制の利益が八十萬人に及ぶといふ同一の
理由を以て六百萬人に及ぶといふことも言ひ得るのである。
何故に斯く言はざるのであるか。強辯は遂に尻尾を顯はすこ
とを免れない。予として修辭上の一用例を爲すことを許せ。
如何に鐵面皮なる當局者も此證據に對しては降参せざるを得
ないのである。

次に局長は「過渡の場合を以て一般を推すことなかれ」と題し「當局者が八十萬人の利益に關係すといへるは固より前編各小學校に於て九月學年を設けたる場合を豫想したる者に過ぎず」と辯せり。これは予が九月學年を實施する學校は極めて少ないといふことに對して辯じたのである。當局者は將來に於ては全國各小學校に九月學年を設くるに至ることを如何にして豫想し得るか。省令には「土地の状況により九月一日に始まり翌年八月三十一日に終る學年を置くことを得」とある。松村局長は此の省令を形容して「神聖なる省令」と言つて居る。この所謂神聖なる省令は土地の状況によりと明記して居る。全國各小學校に九月學年を設けるといふことは神聖なる省令を誠實に解釋するものは決して豫想することをしない。又此の神聖なる省令は九月學年を設くることを許したに過ぎない。九月學年を置くべしと命令したものでない。如何にして全國各小學校に九月學年を設くることを豫想し得るか。又予が二重學年制の利益を受くるものが極めて少ないと論じたのは決して経過の際に於ける特別の場合を見ていうたのではない。予は常識より判斷して又普通學務局長の依命通牒の趣旨に基き九月學年は同一學年の兒童を二學級以上に編制する場合に限り置くことを得るものと信ずるのである。同學年の兒童を二學級以上に編制する場合に於ても省令は必ずしも九月學年を置くべしと明言しない。併ながら以上の場合に於ては必ずしも九月學年を置くべしとするも其兒童数は極めて少ないのである。予は明かに其事を述べておいた。然るに「経過の際に於ける特別の場合を從へて制度其物を非難せるが如き其論の正論を失せるも宜なりと謂ふべし」と言ふに至

つては驚く外はない。又今日全國には六七千以上の單級小學校があらうが此等に對しても漸次二重學年の制を實施せんと豫想するに至つては予は豫想者の常識を疑はざるを得ない。

四

次に松村局長は「單式編制と複式編制との區別を明にせよ」と題し、二學級以上に編制する程の兒童數なき小學校に於ても猶二重學年を實施するは當局者が教育上種々の便益ありとして舉げたるものを自ら棄てるものであると予の論じたるに對し、愚人にも似合はしからざる攻撃なりと云ふた。成る程予が矛盾なりと述べたるは少しく確當を缺いて居つたかも知れない。併ながら單式の編制を棄て、も即ち合級編制の方法によつても猶二重學年の制を行はんとするは教育上一の便益を得んとして更に夫よりも大なる利益を失はんとするものである。たとへば兒童心身の發育の差は多少大なるも單式編制により、たとへば發育の差を減ずるとも合級の編制に由るよりも大なる利益あるは言ふまでもないことである。若し二學級以上に編制するほどの兒童數なき小學校に於ても猶二重學年を設けんとするの趣意ならば教育上斷然之を排斥しなければならぬ。併ながら世間には斯かることを實行せんとする者も少なくない。當局者も説明に於てこそ、かかる場合ある如くに言うて居るけれども、普通學務局長の地方官に宛てたる依命通牒に由れば明かに同一學年の兒童を二學級以上に編制する場合に限る趣旨を明かにして居る。予の前に論じたのは其他の場合に於て實行せんとするが如きことあらば教育上不利あることを述べたのである。

元來九月學年の制度の利益は就學の便を與へること言ひ換へれば卒業の期を早むるといふ點にあるのである。心身の發

育の差を減ずる編制を採るといふことは實は左程大なる利益
 と見るべきでない。唯常級より考へて成るべく年齢の均しき
 ものを以て一學級を編制する方が便益であらうといふ軽い意
 味に過ぎないのである。近來兒童研究は著しく進歩したけれ
 ども年齢の差に於て一年未滿なるに拘らず、發育に大なる差
 異ありといふが如き詳細なる結果を得るに至らない。故に學
 問上に於て從來の如き編制は大に避けなければならぬといふ
 理由はない。又實驗上に於ても年齢の差あるが爲めに教授期
 練上差支ありといふことはないのである。されば二重學年の
 制は心身發育の差を減ずるといふ利益ありといふは極めて輕
 き意味に於て認むべきことである。されば前の説明に於ては
 餘り此點に重きを置いたやうにも見えなかつた。然るに松村
 局長の辨解に依つて見るときには此點に重きを置いたやうに
 なつて居る。若し當局者にして果して二重學年新設の重大な
 る理由がこゝにありとしたならば予は更らに別に詳論したい
 と思ふ。二學級以上に編制するほどの兒童數なき小學校にも
 此制を實施せんとしたならば必ず重きを此點におかんければ
 ならぬ。併ながら何人も考ふるが如く、又文部の通牒に明言
 したるが如く二重學年の制は同一學年の兒童を二學級以上に
 編制する場合に限るを常例とするとしたならば此點に重きを
 置くことは出来ない。殊に前に論じたが如く學問上並びに
 實驗上より見て此點に重きを置く理由を發見することが出来
 ないのは明かである。

五

局長は次に「不平均學級の疑を辨す」と題して辨して居る
 ことに就ては予は深く追及するを要せぬと思ふ。四月に入學
 すべき兒童數と九月に入學すべき兒童數とが略相等しいといふ

ことが出来ない以上不平均學級を生ずるは明かである。九月
 に入學すべき兒童數は大凡四月の兒童數の半ばであると局長
 は述べ「同一學年を三學級以上に編制する所に於ては四月學
 年に二學級を作り、九月學年に一學級を入學せしめば、それ
 にも平均する學級を作るを得べきなり」と言つて居るが、
 成程三學級の場合六學級の場合、九學級の場合は差支なしと
 するも二學級の場合、四學級の場合、五學級の場合、七學級
 八學級、十學級の場合如何にすべきか。或は學校によりて
 四月學年のものと九月學年のものとを區別するも可なりとい
 ふも、斯くの如きことは實際に行ふこと極めて難く、其適用
 の範圍も極めて狭い。之によつて不平均を矯正するといふこ
 とは出来ぬ。猶予か此不平均を矯正するには九月學年には學
 齡未滿者の入學を許すこととするか、九月學年を十一月學年
 に改むる外なからうというたのは、此方法が實行すべきもの
 であるを考へて述べたのではない。何れの學年にも學齡未滿
 者の入學を許すといふことであるならば開いて居るが、九月
 學年に限り、學齡未滿者を入學せしむるといふことは絶対に
 不可である、又理由のないことである。然るに松村局長は此
 方法を取るも可なりと明言するに至つては驚くの外はない。
 又十一月學年に就ては局長は「予張の賛成する能はざる所な
 り」といつて居るが、予は賛成を求めやうとしたのではない。
 十一月學年といふが如きは滑稽の極である。予の論旨は不遜
 のことや滑稽のことを敢てするにあらざれば不平均學級を救
 済することができないといふことを述べたのである。

六

次に局長は「事務を煩雜にすといふ説を駁す」と題し「蓋し
 諸事一時に増繁して多忙を極むるときは勢ひ粗漏となるを免

かれざるも、之を適當に分割して處理するときは混雜を避けて精確を保つこと事理の明白なることに非ずや」と言うて居る。而して予の説を許し「黑白を顛倒するの甚しきものである」というて居る。實務の經驗あるものは決して斯くの如き説をなさないと思ふ。局長自身も必ず予が前に毎年二回就學兒童に關する帳簿の整理、就學に關する督促、就學に關する通牒等を爲すことは市町村役場の事務を煩雜にし、煩雜の結果は粗雑となり精確を期し能はないといふたこと并に現在小學校に於ける教育の事務及監理の事務は既に煩雜である然るに二回の新入生を迎へ、二回の卒業生を出す混雜は決して少くない、自ら教員の教育の力を減殺する憂があるといふたことを見て、悟る所があつたらうと思ふ。而かも猶彼れが如き辯を爲すは所謂黑白異同の辯といふ外はない。

次に「教科書に關する感と説く」と題して「教科書に關し二様の編纂を要することは新制當然の結果にして既に其準備を了せりというてある。此點に關しては雜誌「教育界」の説並に「教育團」の決議の如く他に必要なる種類の教科書すら未だ編纂せられざるに先つて九月學年に應ずる教科書を編纂するが如きは其順序を誤つたものである。予は切に當局者をして世の物笑とならざらんが爲めに速かに其準備を解かんことを勸告する。

七

次に「學級數増加の憂を解く」と題して局長の辨する所は不得要領の甚しき者である。從來二學級にて濟みたる所は新制を實行する上に於て三學級とならんとする傾あり、三學級にて濟みたる所は四學級となる如く何れの場合に於ても増加する傾があるのである。其増減する所がないといふのは極めて

稀なる例外の場合である。當局者にして尙領會しないならば予は詳細に其場合を説明してもよろしい。

八

最後に局長は「省令の本旨」と題し「九月學年新設に關する文部省の意見を一言せんに雖に義務教育年限の延長あり、之れが爲めに兒童は從來滿十歳にて義務教育を終了するを得たるもの、今や滿十二歳に達するまで就學の義務に束縛せらるることとなりたれば、之を勵行するに著しき困難を生じ、義務教育終了者の増加せんことを慮りたるに外ならず」というて別る。之に就き第一に言ふべきは前に述べた如く新學年の制は専ら卒業の時期を早めやうとする趣旨に外ならぬことが明かである。然らば此の利益を被るものは決して八十萬人ではない。又三十三萬人でもない。多く見積るもその十分の一に過ぎない。固よりたとへ千人二人のために利便を圖るのも喜みすべきであるが。當局者が其利便を被るものを誇るに著しき困難を生ずるとあるは、予は全然否認するものである。義務教育年限の延長は國民の待ち置けたる所で、之が勵行に著しき困難を感ずるといふ様なことは斷じてない。現に延長義務の學校數の如きは當初當局者の豫想したるよりも非常に少ないではないか。予は普通學務局長よりして「之を勵行するに著しき困難を生ずる」といふが如き言を聞き實に遺憾に感ずるものである。若し的確なる事實の之を證明するものがあるならば明示せられんことを望む。若し之を勵行するに著しき困難を生じたることなしとすれば新制の理由は消滅するものと附はんければならぬ。予を以て當局者の眞意を窺ふれば義務年限の延長もありたること故少しにても兒童交

兄の便益を圖りたしとの老婆心より新制を設けたるものであらうと思ふ。予は充分に當局者の老婆心を推察するものである。老婆心は甚だ可なりであるが慎重なる審議を経ざりし爲めに其親切心より出でたる規定も遺憾ながら反對せざるを得ない。

以上は松村局長の辯解に對して論じたる點であるが、當局者が強ひて我意を主張せんとするの精神あるを知り、前きに法令の自ら空文に屬せんことを希望したる予は更に一二の點に就きて論せざるを得ない。

九

その一は法令上の疑義であるが、山田邦彦氏は前月の「教育界」に於て「小學校入學期の法理的觀察」と題し、從來世間に論せられなかつた點を説いて居る。予は全然之に同意するものではないが一應尤もの疑である。予は茲に具體の場合を擧げて疑を質したいと思ふ。九月學年を設けたる市町村に住居する兒童保護者は其四月二日以後九月一日までに生れたる學齡兒童をして九月より就學せしむべき義務を負ひ現に其の兒童を入學せしめたりとせんに、此者が其の兒童の九月入學後數月の内に九月學年を設けざる市町村に移住したりとする時は一旦負うたる所の就學の義務は消滅するものと見なければなるまい。これは甚だ不都合なることではないか。更に九月學年を設けざる市町村に住する學齡兒童保護者にして四月二日以後、九月一日以前に生れたる兒童を有するもの、九月以後に於て二重學年を設くる市町村に移住したりとせんに固より入學の時期を過ぎて居るが爲めに其兒童の入學は四月學年を待つ外はなからうと思ふ。然るに小學校令第三十二條には「學齡兒童の學齡に達したる日以後に於ける最初の學年

の初めを以て就學の始期とし尋常小學校の教科を終了したる時を以て就學の終期とす、學齡兒童保護者は就學の始期よりその終期に至るまで學齡兒童を就學せしむるの義務を負ふ」とある。此勅令の規定と、茲に假定したる場合とは如何に調和せしむべきか、敢て當局者の明解を求めらる。

十

第二には新學年設置に關する省令の規定は不備であると思ふ。即ち小學校令施行規則第二十五條第一項の次に左の一項を加ふとして「前項に依る學年の外、土地の状況により九月一日に始まり翌年八月三十一日に終る學年を置くことを得」と、單に規定してあるのみである。何ものが九月學年を設けんことを發動するものであるか、市町村であるか、學校であるか、又府縣知事の認可を要することはなきか、市町村が九月學年を設けたりとして之を監督官廳に開申するを要するや否や不明である。此省令は更に他の施行規則を以てするにあらざれば働きがつかない。不備の規定と云ふ外はない。此點に關しても當局者の明答を求めたい。而して其答辯に就いて更に論ずることもあるであらうと思ふ。

之を要するに九月學年の制は予は重大なる問題と見ないのである。最後に掲げたる二個の疑問の如きも予は當局者の反省を促すが爲めに擧げたのであつて敢て當局者を追究しやうとする趣意ではない。當局者にして悟るあらば予は満足するのである。

猶ほ最後に一言するのは法令の改正は事簡單の如くに見ゆるけれども容易でない。二重學年の新設の如きも事甚だ簡單である。普通學務局に於て屬僚の審議を経、局勤務の參事官の考慮を経、局長の決定を経、更に參事官等の審議を爲した

る後次官大臣の決裁を経て始めて發布せらるゝものである、
而かも尙ほ不備缺點あるを免れない。予は當局者の一層慎重
なる態度を望むと共に民間論者の議も亦十分丁寧ならんこと
を望むものである。

『教育時論』第八七一号（一九〇九年六月二十五日）

●二重學年反對 大日本教育團は九日、二重學年制問題に關する委員の立案に付て討議し、左の決議を爲せり。

文部省は二重學年制を新設せる理由として

(一)學齡兒童の就學に便ならしむること。

(二)兒童の卒業期を早めしむること。(三)發育の程度の相類似せるものを集めて、一學級を編制し得ること。(四)落第生の損失を減少し得ること。等を公にしたり。然るに此等の利益に均霑し得る兒童は、統計上

甚だ少數(約百分の七)のみならず、同改正の一面には、(一)學級編制の標準は主として年齢の上に置き、學力境遇生理狀態及び男女の性別等によりて斟酌する餘地を少くすること。(二)統計によるに、毎年四月

より八月に至る五ヶ月間に出産せらるる兒童數は、其他の月に生るる兒童數の約半數なるを以て、同學年を三學級以上に編制する所にあらざれば、不平均學級を生ずること。(三)學級數を増加せしめ、學校經濟を

膨張する憂あること。(四)教案及教授を複雑ならしむること。(五)轉學の不便を生ずること。(六)中學との連絡を不便ならしむること。(七)教科書を複雑ならしむること。(八)弟

妹をして兄弟の用ひたる教科書を利用する能はざること等の不利益ありとせり。

二重学年制度実施に就いての利害

一 利と認むべき点

一、児童の年齢が約半ヶ年接近するを以て比較的身心発達程度の相等しき者を同一学級に編制し得ること
従前の制度に比し児童年齢の差短縮せらるゝが故に比較的個性相等しき者を同一学級に編制し教授し得るは本法実施に就て得る処の利益なり

二、所謂落第処分の場合に見童の被りし一ヶ年の不利を半ヶ年に短縮し得ること
従前の制度にては一たび落第するときは該児童は一ヶ年の不利を被りしと雖も努力勉強するときは半ヶ年にて回復し得るの便あり

三、優秀なる児童をして早く卒業せしめ得るの利益あるを得ること
従前の制度は一ヶ年一学年なりしが故に優秀なる児童と雖も連級終了せしむることは殆ど不可能なりしが本制度は一ヶ年二学年なるが故に身体強健にして学業優秀なる児童には此特典を受けしむる場合少からざるべし

四、約半ヶ年早く卒業し得るを以て就学の便を興へ随つて其の歩合を佳良ならしめ得ること

現今一般の保護者及児童は一日も早く就学を希望し而して年齢稍長するに及んでは家事の手伝をなさしむるもの多く其の生計困難なるものに在りては之れがため就学の義務を欠くもの少しとせず況や義務教育年限延長せられたる今日に於ては順当に合格して尚

殆ど満十三年に近き年齢に至つて義務を完了するものあるに至る貧窮なる保護者の困難察知すべきなり本制度は此等の児童をして就学の義務を欠かしめざる利益あり

五、学齢児童の若干は約半ヶ年（七ヶ月）早く卒業し得るを以て國家經濟上の利益少からざること
即ち幾部分の学齢児童をして約半ヶ年早く就学の義務を了へしめ義務に従事するの期間をして長からしむるの利あり

二 不利と認むべき点

一、学級の数を増加し且其の編成上二学級に対する児童数の不平均を生ずること

多数の学校に就き出生の月日により児童数を調査せしに

(一) 春期入学児童数 $\left(\begin{array}{l} \text{自 九 月 一 日} \\ \text{至 翌年 三月 末迄の 生} \end{array} \right)$ 百分の 六十五

(二) 秋期入学児童数 $\left(\begin{array}{l} \text{自 四 月 一 日} \\ \text{至 八月 末迄の 生} \end{array} \right)$ 百分の 三十五

の歩合を得たり故に

(イ) 一学年を一学級に編制し一学級の定員を七十人とする学校に在つては、

(一) 春期入学児童数、 $70 \times 65 = 455$

(二) 秋期入学児童数、 $70 \times 35 = 245$

(ロ) 一学年を二学級に編制し一学級の定員を七十人とする学校に在つては、

(一) 春期入学児童数、 $70 \times 2 \times 65 = 910$

(二) 秋期入学児童数、 $70 \times 2 \times 35 = 49$ 。

(八) 一学年を三学級に編制し一学級の定員を七十人とする学校に在っては、

(一) 春期入学児童数、 $70 \times 3 \times 65 = 136$ 。

(二) 秋期入学児童数、 $70 \times 3 \times 35 = 74$ 。

の数を生ずり而して一学年を一学級づつに編制する学校即六学級の学校に在っては勢ひ一学年を二学級に編制せざるべからず、果たして一学年を二学級に編制せん乎六ヶ年の後に到らば十二学級の学校と成り而かも一学級の児童数は春期の四十五人に対して秋期は僅に二十五人となるの不公平を来す

又一学年を二学級に編制する学校に在っては春期入学児童数は九十一人となるを以て法令上の規程に超過するのみならず實際上教授し得るものにあらず、故に止むなく春期二学級秋期一学級として一ヶ年一学年の制度に比して一学級を増加せざるべからざるなり

二、学級編制上男女の区別をなし得ざる場合増加すること

低学年の児童に在っては男女に依りて區別すること比較的必要少きも、高学年に進むに従ひ男女の心意発達上に大差を生じ随つて男女合同は教授上訓練上に不利の生ずるは事実なり、これ法令上男女学級を異にするを以て本體とせられたる所なるに本制度は之を実行する場合乏しく男女各単式に編制し得るは十八学級以上の学校の春期学年にのみ行ひ得るが如し

三、児童転学の場合処置困難なること

秋期入学の児童が一ヶ年一学年の学校に転学せん乎此の場合に於

てこれ等転学児童は何れの学級に編入すべきか、児童の実力は約四ヶ月の差あるが故に何れの学級に編入するも教師も児童も困難すべく而して之れを複式に教授するが如きは其の繁雜到底忍ぶべからざる所なり

四、中等程度の学校と連絡を欠くこと

本制度に依り仮令半ヶ年早く卒業するとも中等程度の学校に進む児童に在っては此期間の連絡を欠くを以て七ヶ月間廃学するか否らざれば当分目的以外の学校に入学せざるべからず、但六ヶ年以後にして中等程度の学校も入学期を年二回に改むるあらんには此限にあらず、

五、教員組織上毎年一名の剝員を生ずるあること

(イ) 一学年を二学級に編制する学校即十二学級の学校に在って

は、

(一) 四月一日より八月末までは十二学級正教員十二名、

(二) 九月一日より翌年三月末までは十三学級正教員十三名、

(三) 三月末日には二学級卒業して四月一日に一学級を増す、

故に差引十二学級正教員十二名、となる以上の計算に依るときは四月一日より八月末までは正教員一名の過剰を生ず、

(ロ) 一学年を三学級に編制する学校即十八学級の学校に在りて

は、

(一) 四月一日より八月末までは十八学級正教員十八名、

(二) 九月一日より翌年三月末までは十九学級正教員十九名、

(三) 三月末日には三学級卒業して四月一日に二学級を増す、

故に差引十八学級正教員十八名、となる以上の計算に依るときは

四月一日より八月末日迄は正教員一名の過剰を生ず、固より小学校令施行規則に依るときは六学級以上の学校に在っては、校長の担任する教授を補助する為に学級外に一名の正教員若しくは准教員を増置することを得るの条項あるが故に、九月一日より翌年三月末日迄はこの増置教員に一学級を担任せしめ教員の過剰ならしむべしと雖も、實際此期限（七ヶ月間）校長は全般の事務を積極的に攬る能はざるなり、而して十二学級以上の学校即ち規模大なる学校に在っては、学級外一人の正教員若しくは准教員を増置するにあらずんば其の困難一層甚しく、教授訓練の統一を図り校務を処理し以て学校全体の成績を佳良ならしむる積極的經營は殆ど不可能のことに属す、又四月以後八月迄学級以外に二名の正教員若しくは准教員を増置することは法令上の規程に於て許さざる所なるべく、毎年九月より翌年三月迄は規定の教員を任用し、四月に及び学級数の減少に伴ひ一名を解任するが如きは取扱の繁雜は勿論教員待遇上忍ぶべからざる所なり、何れにしても此間に処する適當の方法を免せず

六、学校設備上多くの経費を要すること

本制度は常に教員の増加を要するのみならず又多数の学校に於ては更に教室を増築し且これに伴ふ器械器具の新調を要す、但此器械器具は毎年四月より八月中は不用に帰することあり、義務教育の年限が六ヶ年に延長せられ之に伴ふ設備の未だ完成せざる今日に於て更に設備の拡張を要するが如きは恐らくは市町村の同意せざる所なるべし

七、此他教授訓練及管理上より来る損失は凡左の如し

- (イ) 教科書及教授細目の二重編纂を要す
- (ロ) 諸帳簿及諸統計表の二重調製を要す
- (ハ) 毎年二回の入学式卒業式学年末の休業を行はざるべからず
- (ニ) 幼児をして炎暑の候に入学せしめ学校生活に馴れしむるの困難あり
- (ホ) 此他教授訓練管理上に凡て複雑なる手数を要す

結論

- 本制度には前記の得失あり故に若し之を實施せんとする方つて
- 一、六学級の学校に在ては永久に複式教授を行ふ覚悟をなすこと
 - 二、十二学級以上の学校に在ては今後六ヶ年間二部教授を為すか又は九月一日より翌年三月末迄は校長が一学級を専担し且校務を總攬して職務に対する活動量を増加すること
 - 三、十二学級以上の学校に在ては毎年九月一日より翌年三月末日迄は三人にて四学級を担任し十八学級以上の学校に在ては二人にて三学級を担任すること
 - 四、三ヶ校連合して内二ヶ校を暑期学校として一ヶ校を秋期学校とすること、等の方法を行ふあらば比較的經濟上の不利を補ふを得べしと雖も其の利害の關する所甚大なるが故に之が実施の局に當る者は慎重なる考慮を尽し以て誤りなきを期すべきなり、茲に研究の結果を發表して以て当事者の參考に供すと云爾

新設学年に関する調査報告

豫て御委嘱相成候新設学年施設に関する件別紙の通り調査を了し候間此段及御報告候也

明治四十二年七月四日

調査委員 小林茂

司 橋場兼吉

同 齊藤平次郎

同 廣瀬久明

同 根岸伴作

同 下平末蔵

同 高山栄一

上野教育会長神山閔次殿

本年文部省令第十二号を以て改正せられたる新設学年の施設は其得失の如くなるを以て之が実施に就きては最も慎重なる考慮を要すべきものと思料す

記

二重学年を実施する得失

第一、得とする点

- 一、四月二日より九月一日迄に出生したる児童をして従來の規程より早く就学せしむる便あり。
- 二、同上の児童をして従來の規程より義務教育を早く終了せしむる利便あり。
- 三、修卒業否認の児童をして一学年間の損失を免れしむ。

第二、失とする点

- 一、二重学年の制は同一時期に入學する児童數従來の制に比較し少數となるを以て学級編制の標準は主として年齢を以てすること、成り児童の知能境遇発育状態男女の別等諸種の点を考察するの便益を欠くを免れず。
- 二、四月より八月迄の出生児童は九月より三月迄の出生児童より事實上少きを以て四月入學児童數と九月入學児童數とに不平均を生じ従て児童數不釣合の学級を生じ或は学級數を増加せしむる等学級編制上の不便を來たす。
- 三、二重学年を採用する時は学級を増加せしめ学校經濟を膨脹せしむる虞あり、縱令複式学級を作り学級數の増加を防ぎ得るとするも此の如きは准教員代用教員を多く使用し居る現下の状況に於ては教授上の困難を増すを免れざるべし。
- 四、各学校園一に行ひ得ざるを以て転學の際直に適當学年に入學すること能はざるの不便あり
- 五、教科書を多種ならしむるを以て弟妹をして兄弟の用ゐたる教科書を利用すること能はざらしむる不便を生ずることもあり。
- 六、義務教育延長の実施日尚淺く是れが完成に向ひては尙大に努力を要する今日更に二重学年の制を行ふ時は就学其他の事務の煩瑣を増し義務教育延長の完成を困難ならしむる虞れあり。
- 七、中等教育に進む連絡の不便あり。
- 八、師範学校の卒業期を毎年二回となさざれば教員の供給上不便あるべし。

小學校新入學期の 法理的觀察

函館區長 山田邦彦

我が憲法に依れば、法律を變更することを得ず、若くは法律に變更せらるゝことあるべきことの條件を以て、臣民の幸福を増進するために、學者のいはゆる法規即ち臣民の權利義務に關する命令をも發することを得るは、其の第九條に明かなる所なり。小學校令は、即ち其の範圍に於ける勅令にして亦學者のいはゆる行政命令なるものなり。故に校令に於ける就學其の他の義務は憲法上の兵役納税等の義務と、蓋も其の性質を異にするものにあらず。其の違反の場合に於ける制裁の有無の如きは、固より問ふ所にあらざるなり。然れば臣民より之を見れば、校令上の義務は亦他の法令上の義務と同しく、絶対に服従せざるべからざるものとす。

小學校令施行規則は、廣義に於ける行政命令なり。學者に依りては、この種のものも、別に執行命令といひ、其の意義を限定して、根本法の解釋及施行手續のみを定め得るものとし之がために其の根本法の變動を及ぼすを許さるゝものとす。故に施行規則は即ち其の名稱の如く、小學校令てよ根本法の執行命令なり。彼れは本法にして、是れは附屬法なり。彼れは法規を定め得べし、是れは否らざる點に於て其の性質を

力を異にす。故に施行規則は、一に校令の意義に拘束せられ之に違反するを得ず。施行規則が自ら新意義を附加して、校令の不備を補充するも、亦一の違反にして、彼の解釋若くは手續等の言を以て、其の責を免るゝを得ざるものとす。

小學校令上の義務の重なるものは、所謂就學の義務及市町村團體に於ける尋常小學校設置維持の義務なりとす。夫れ義務なるものは、元來公法と私法とを問はず、種々の言語を用ひらるべきも、要するに法律的拘束なり、自由の制限なり、苦痛なり、貢獻若くは犧牲なり、不利益の負擔なり。故に法律又は相當の效力を有する命令を以てするにあらざれば、之を設定變更するを得ず。而して公法上より觀察して、之を主觀的に見れば服従にして、客觀的に見れば強制に外ならざるものなるが故に、國家は之を強制し、臣民は之に服従するあるのみ。茲に於てか、是等の解釋は最も嚴格なるを要し、附會類推等を許さざるを原則とす。學者又義務を、作爲と不作爲とに別つことあり。校令を以て云へば、學校設置（第三十條）及就學（第三十條）の義務の如きは共に作爲の義務にして學齡に達せざる者を入學せしむるを得ざる義務（第三十條）の如きは不作爲の義務なり。而して其の何れを問はず、公平にして平等に負擔せしむべきを立法の本旨とす。何となれば、是等の義務は、元來臣民一般の負擔を要するものなれば、慢に彼れに重く、是れに軽くするが如き等のものにあらざればなり。

以上小學校令と其の施行規則との關係并に其の義務なるもの、觀念にして、果して大誤なしとすれば、之を今度の小學校令施行規則の改正（本年會令第十二號）に對照し、而して法律的觀察を加ふるときは、頗る範圍の氷解せざるものあり。彼の教育上の利害得失の如きは、姑く之を他に譲り、吾人は専ら如上

の點より論評を試みんとす。

(二)

今度の改正たる規則第二十五條の追加、即ち從來一年二回四月の入學期の外、更に九月の入學期を設けられたるは、其の根本法たる小學校令第三十二條の就學義務及第六條の學校設置義務の規定に矛盾違背するものなきや否や。是れ本問の主題とする所なり。思ふに校令第三十二條には「學齡兒童の學齡ニ達シタル日以後ニ於ケル最初の學年ノ始メ以テ就學ノ始期トシ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタルトキヲ以テ就學ノ終期トス」とあり。故に當局者は、一方第二十條なる規則制定の權限により、學年を定むるは、即ち施行規則を以てするを得るものなれば、之を一年一回とし若くは二三回の開始とするも差支あるまじと解釋し、乃ち新に九月開始の學年を設け更に一の入學期を増加したるものならんか。是れ右の校令第三十二條の字面上一見不審なきが如きも、そも、斯の如きは、所謂三目的曲解にあらざるなきか。吾人は少しく校令の精神上疑問なき能はず。

蓋し此の問題は、學齡學年の開始即ち入學期の如何は、就學て義務其者の履行上に何等の關係なきものなりや否の解釋に歸着すべし。乃ち當局者は之を消極に解釋しての改正なるべきも、吾人は之を積極に解釋すべきを正當と信ずるものなり。何となれば、法即ち校令か、學年の開始に一定の意義あるを豫期(即ち四月なる、九月なる、等)せることは、現に其の同時に制定せられし施行規則が、之を一年一回と解釋したるを以ても、其の精神を見るを得へければなり。況や校令と規則とは互に相連絡し、修業年限及學級等、何れも學年(一年一回)と

相連絡して、一定の意義を爲せるの明白なるものあるに於てをや。然るに當局者は、其の方の豫期せる、寧ろ限定せる一定の意義を顧みず、若し言ひ得べくんば之を曲解して、義務履行の開始期に一の變動(即ち四月に入學の義務を生ずるも、九月に切り上げた)を加へられしは如何。或は當局者は、單に其の入學を急ぐ者の便利の方面のみを見るに急にして、義務其者の履行上に如何なる變動を生ずるかを忘れたるに非る乎。然るに之を義務の方面より觀察すれば、入學期の増加即ち義務履行の始期及終期の變動は、即ち義務其者の性質上に變動を生じ、結局就學義務者は勿論、市町村團體の負擔上に直接の影響を及ぼすに到る。果して然らば一の執行命令の地位を以て、根本法たる校令の範圍に侵入せるものにあらざるか。言までもなく、人民の便否の如きは、既定の法意を左右するの辯護を爲すに足らざるなり。

新入學期を設けたることの、就學義務履行上に變動を生じ隨て其の根本法に不意の影響を及ぼしたるもの、如きは、單に右の一事に止まらず。改正規則は、更に之に土地の状況に依り之を行はしむると否との制限を加へられたり。是豈施行規則が其の根本法の範圍をも超脱して、新に一の例外を加へたるものならざるか。吾人は今必ずしも義務の本質を再論するを要せず、又其の負擔上の公平々等をも言ふに及ばじ。

唯根本法は、就學の義務を以て、全國一般の人民に運轉せしむるを原則とし、僅かに精神及身體等に故障ある者、貧窮の事實ある者、并に學校設置の義務を免除したる區域内の者に對してのみ例外を設け、是等以外には、必ず相當學年開始期に於て入學を強制し、假令土地の状況不能なるものありとするも、義務の負擔を免除するものにあらざるは、其の明文病

として動かすべからざるものと信ずるに、例の規則は平然斯の如き大例外を追加せるの大膽なるを一言せんのみ、しかも土地の状況なるが故に、行政の運用上之を一般に勵行せば例外にあらじと強辯するものありや否や。

(三)

施行規則の改正は、更に又市町村團體に負ふしむるに不當の負擔を以てするものにあらざるか。校令總則第六條に曰く「市町村ハ其ノ區域内ノ學齡兒童ヲ就學セシムルニ足ルヘキ尋常小學校ヲ設クヘシ」と、此の費用負擔の細目等は、別に第七章に規定せらる。而して其の尋常小學校の何物なるかは、即ち其の教科及編制(第三)設備(第四)及職員(第六)等の規定に依りて定まるべきか故に、市町村は、少くも其の文部大臣が校令の範圍に於てする命令及其變更に依りては、常に何等かの影響を受くべきことを豫期せざるを得ず。故に例へば、毎年四月一日に開始する學年を、一月一日とし若くは九月一日等とするも、是れ校令が明かに施行規則に授權したる所(第二十)なるが故に、たとへ之が爲に市町村の負擔上に影響するものありとて、何等の苦情をも唱ふるを得ざるべきなり。

然れども一年一回の入學期が、俄かに二回に増加したる結果として、等しく規定を以て拘束せらるべき學級の編製上に直接動搖を來たして、當局者のサモ儉約らしき説明の反對に之を極端に云へば、全國各校(之を以て)現在の學級數の倍數にも到るべき(多級制は、學年を編製として、學級を編製する)増費を生ぜしむるが如きは、實に施行規則が無權限(借する)行為を以て、市町村團體に課せられたる増負擔を命ずるものにあらざるか、若し法律的に論ずれば、市町村は、果して之を施行せざるを得

ざるものなるが否かの問題とならん。何となれば若し本問題にして果して校令違反のもの萬一にも之ありとせんか、法理上不法の命令は、始めより命令なるものにあらざればなり。以上要するに小學校令は、尋常小學校の修業年限の四ヶ年なるを、僅か二ヶ年延長するだに、自ら法文を改正し、又補習科の設置の如き、事實上一學級の増加位にすぎざる程のものも、市町村會の意思の決定に待つが如きを見ても、如何に公義務の賦課上及公費の負擔上に重きを置くかを察し得べし。然るを一學級には少くも本科正教員一人を宛つべき外、尙相應の設備費用等を、經常に將た臨時に要することとなる學級の増加、しかも自然又は法令上より來る増加にあらずして、單に一施行規則の一追加の爲、俄然斯の如き變動及負擔に服從せしむることが、果して小學校令の意思なりや否、吾人は單に之を教育上のみの問題とせず、尙法學社會の研究を促さんと欲するものなり。

（『教育學術界』第十九卷第二号、一九〇九年五月十日）

小學校令施行規則改正

文部省令第十二號を以て明治三十三年省令第十四號小學校令施行規則中に改正を加へて、「土地の状況に依り九月一日に始まり翌年八月三十一日に終る學年を置くことを得とせり。斯の改正は單に一項を加へたるに過ぎざれども、小學教育に關する大事にしてその影響する所頗る大なるものあるべしと信ずるものなり。斯る希望は從來一部父兄の抱きし所なるを以て、曾て六月三十日迄に滿六歳に達するものは四月に入學せしむることに改むべしとの議を出せしものもある程なれども、今回の改正の如きは決して教育界全般の希望にあらず、文部省は一部父兄の希望を容れて輕卒に斷せしやの嫌あり。從來とても文部省は狂馬の飛び出したるが如く、周囲の法令及現状の如何に頓着なく、突飛に法令一部の改廢を企て、教育界を混亂せしむること少からず、今回とても同様なり。法令には「土地の状況に依り云々」とあれども、父兄は成るべく早く學校に入れたがるものなれば、教員の手心によりて四月に入學せしむることの切かに流行すべく、然らざるも九月

入學を許す學校は父兄の要求上自然に多くなるべしと信ぜらる。然れども、斯ることが教育上好影響なりといふべきや否やは問題なるのみならず、緊急といふにあらざれば、高等教育會議にかけての後にして貰ひたかりしなり。

惟ふに一四月入學として春夏秋冬の順序に教材を撰びし教科書の外他に一の教科書なきに、之をも強ひて用ひしめざるべからざる不都合あり二漸次各學級とも増加して終には六學級のもの十二學級となり、各學級擔任教師は多數の兒童ある處の外すべて複式教授を爲さざるを得ざるに至るべし三中途にて轉學の者は半年を待たざるべからざる場合生ずべし、これ文部省が半年早く卒業せしめんといふ趣旨に反する結果となる四中學其他はすべて四月を學年始めとするを以て、八月卒業のものは半年を待たざるべからず、是れ亦文部省の前掲趣旨に反する結果となり、生徒の不利益甚し五學期の始終の如き制度は全國統一せしむるを以て方針となさざるべからざるに該改正は之に反す六教育費増加するは必然の結果にして文部省の辯解の如きはまことに實地に就き言のみ。義務教育年限延長せられて經費激増の折柄、餘りに早まり過ぎたる改正をなしたるもの、何卒有れども無さが如くしたるものなり。

●小學校令施行規則改正 令の疑問

獅吼野禪

教育時論記者貴下、此頃文部省令第十二號を以て、小學校令施行規則第二十五條に追加せられたる條項につきまして、新聞紙等に、其の説明様のものを公にせられたるが故に、吾等其の旨趣の存する所を聞くを得て、まづ當局者の親切を諒とし、歎ぶ所に御座候。然るに之を他の條項及根本法令に比照するに、却て疑問の氷解せざるもの有之、試みに左に列記致し、啓蒙の教示を、何れにが求め度、可然御紹介願度候。

- (一) 從來四月の入學期(舊)の外に、九月の入學期(新)を設けられたる理由。
 - (二) 新入學期適用の範圍を、一般とせずとて、土地の状況に限られたること。
 - (三) 土地の状況といふ法の意義を「市又は大なる町村等一學年の兒童を二學級以上で編制する小學校に限定せられたること。」
 - (四) 新入學期の異なる學校兒童の轉學につきての説明。
 - (五) この改正が、市町村教育費に變動を及ぼさず。
- との見解に對するものに御座候。
- (一)、新入學期設定の理由は、嘗該局長が地方官へ進陳せられたといふ説明に「學齡兒童の就學を便ならしめ其の卒業の期を早めしむる趣旨に多ならずとあり。文相談といふ東京日々新聞の記事には、毎年四月只一回のみ入學を許したるも、之にては僅か一二ヶ月の差にて翌年迄入學し得ざる多数の兒童を生じ、義務教育延長の今日、其の卒業年齢等にも頗る影響を及ぼし、父兄の迷惑がらざるべしと思ひたればなりとありて、當局者の親切の情明白に

聞えたり。右就學の便否は仰の如くにて、從來世間にとかくの批評ありし所、この一點より見れば、今度の改正は萬歳至極と申すべきも、其の就學を便ならしめ又は卒業の期を早むるといふことを具體的に考ふれば唯新期入學兒童各人に對し、結局相對的な六ヶ月間の遞進問題にすぎざるべく、是れが、卒業年齢等にも頗る影響を及ぼし、父兄の迷惑少からざる程のものなりや否や。説明によれば、中學等の入學期も追て改正を期せらるることなれども、假りに現制に照らし見れば、八月に卒業(實は七月)すれば中學校は勿論、大抵の中學校は、四月を入學期とするがゆゑに、即ち翌年の四月迄中ブテのものとなり、最初の入學六ヶ月の得、茲に到りて相殺せられたらん。されば新制の得の確實せるものは、小學校限り廢學する幾部分のものに限れるならん。しかも是れが今度改正の大理由なりや。

元來一年一回の入學の不便なるは、早く本令發布の當時大議論ありしが如し。其末彼の不便を忍びても、敢て斷行したりしものは、主として兒童の發育と教育との關係を論究して、結局身體の發達は、却て一方に失ふものを償ひて餘ありとの理由を以て、さてこそ一年一回の入學を定則とせられしものなるかに聞く。是等のことは固より吾等の言ふまでもなく、其筋には同法立案當時の人も居らるべく、記録も存するならん。又其の實行以來多年の實踐に得られたるものも少からざるべし。然るに是等のことつきては他の説明の親切なる反對に、一言の談もせられざるは如何。マナカニ彼の衛生課などの廢止と共に、之れを廢却せられたるにもあるまじきを。されども吾等は今既往の事を彼是と詮議だつるにはあらず。唯新令に對する是等の説明を缺くを不審とすると同時に、世の研究家の、右等に關する教育上衛生上等の議論を聞かんことを欲するものなり。

次に今回の改正は、施行規則の改正にして、いまだ小學校令其書の改正ありしを聞かず。(吾等野人、未だしも官報を讀むべきの義務あるを知らざりしことを自白す。故に小學校令の改正の有無を知らず。故に其の改正を知らざりしならば、本文書の改正は、相當の訂正又は取柄を附せざる所なり。然らば令第三十二條第二項に「學齡兒童ノ學齡ニ達シタル日以後ニ於ケル最初ノ學年ノ始ヲ以テ就學ノ始期トシ云々」其の第三項には

「學齡兒童保護者ハ就學ノ始期ヨリ其ノ終期ニ至ル迄學齡兒童ヲ就學セシムルノ義務を負フ」との原則を定め、又同第三十七條には「兒童ノ年齡就學ノ始期ニ達セザルモノハ之ヲ小學校ニ入學セシムルコトヲ得ス」との制限を加へられたるに類みれば、今度の改正、しかも本令の執行法たる施行規則のみを以て、斯の如き大例外、むしろ根本原則に反對の規定を設け得べきか。思ふに學者の淵藪たる文藝省にしては、夢にも有られ得まじきこと、是れには、何か吾等の知らざる行違にてもあるべし。そも、亦吾等の誤解なるべきか、もあれ明文の對照上矛盾背反の明々白々たるものあるを如何せん。是れ吾等が先づ、形式上の説明を聞かんことを欲する所なり。

之を實質上より考ふれば、更に不善の大なるものあり。元來國民的義務は公平々等を原則とす。然るに著しく就學の義務にして、其の始期に二様あり、且つ明文の定むるものなしとすれば、之が履行は、條理上義務者の選擇により、或は其の一即ち舊期四月を運び、或は他の一、即ち新期九月を便とするものあるべく、公法上の義務法としては、即ち變妙のものならずや。若し其の選擇を許さずして、兒童の年齡の各義務期に直下接近せるものを以て、其の入學期を定む(法律の意は、是れに在らず)とせば、前提として先づ法の根據を要すべく、否らざれば不當の干渉たるを免れざらん。其の何れにしても、彼の兵役又は納税の義務に比するほどの國民的義務の規定としては、立法上甚不穩當のものにあらざるか。例へば新期に入學するを便とする者に舊期を強ひ、舊期を遷ぶ者に新期の入學を義務なくする不便は、彼の一年一回の入學を不便とする、ほとんどの五十歩百歩の話ならずや。ソレに於て、當局者の説明の、甚簡略なる、學級編制上に生ずる混雜(後述)こそ尙想ひやらるゝ所なれ。但此の段は、もと見解上の問題なれば、必ずしも可否の討論を期するにあらず。唯因に疑點を擧げしに外ならざるなり。

(二) 新入學期適用の範圍を一般とせずして、土地の状況に限られたるは如何。土地の状況に依り法の適用を斟酌することは、彼の但書を以て、本文の原則を自ら即時に打消すと同一にて、教育法令從來の慣用法ともいひつべく、さして珍事とも思はねども、

此の場合の原則打破は少しく恐入らざるをえず。何となれば彼の校令第十九條の圖書、唱歌、手工の如き、設備の都合もしくは事實上の要不用等につき斟酌するは格別、就學は一般的義務法にして、山村と都會地とを問はず、平等一様を原則としたる現法、しかも爲に彼の大戦勝の一大原因とさへ稱へらるゝ、就學普及の目的をも達したるほどの此の義務法に、其の木接竹的挿入を敢て爲られたればなり。

然るを、當局者は何故に斯く狹隘なる解釋をとりて、自ら父兄の便利の爲なりと標榜せる主義を一貫せずして、之を唯ある部分のみに止められしぞ。推するに、ハ教育費の増進にても虞れられたる結果にあらざるか、さては彼の市町村教育費に關して「學齡兒童ノ自然的増加ノ外、經費ノ點ニ就テモ別段ノ變動ナカラシ」といふ、御親切なる當局者の説明も、サト不善を生ぜざるを得ざるなり。

之を要するに土地の状況主義は、一般的義務法の原則に背くべきのみならず、立法主義としては、何か未練らしく、或は調査の不行届、もしくは優柔不斷の嫌なきにあらざるか。何となれば實際上土地の情状といふ、更言すれば地方的團體的の便否問題は甚粗漫漠然たるものにして、むしろ斯様なる斟酌は、個人的に考慮すべきものなればなり。

(三) 加之、當局者は尙其の土地の状況を更に限定して、「市又ハ大ナル町村」とし、且つ一步を進めて「一學年ノ兒童ヲ二學級以上ニ編制スル小學校」と制限せられたるに到りては、いよいよ出で、其意のある所を知るに苦まざるをえず。夫れ市又は大町村のものも飲食す。山海僻在のものも亦然り。各其の内容の異なるものはあらん。之を以て其の生命を維ぐに到りては、山村貧富世差あらんや。蓋就學義務兒童の學校入學に於けるは、猶生命の飲食に於けるが如し。しかも其の内容は時處に依り、もしくは個的に適物をこそ選べ、其の生命たる義務其者を二三にして、其の一二を或る一部の國民にのみ限定するの理由那邊に存するか。況や國民の便宜を基礎とすといふの改正なるに於てをや。

斯の觀察點よりすれば、むしろ當局者の見解の反對に、邊僻にして姑息的慣習等の故障多き田舎の小町村、しかも數名の中途入學

者の爲に、別に學級の新編制をも要せざる單級學校等にこそ必要も多からぬ新法を此等の方面に適用するを原則とするときは、其の效果の及ぶ所、社會的に廣汎なるべく、之を當局者の集中的階級的なるが如き見解に比して、教育の普及上おのづから可否の明白なるものあらんと究ゆ、如何。

斯く見易きものあるに拘はらず、當局者が彼の如き解釋を取られたるは、或は、市又は大なる町村の學校にして、一學年を二學級以上に編制する位のもの、(一)別に學級を設けずして利用せらるゝ所あらんと、漠然たる推定に依れるにあらざるか。然れども學年の程度により學級を編制し、之に教員を配置すべきは、法の命する所、彼の二部教授又は學級的併合教授の如き、變則法を以てするにあらざるよりは、到底無費用の手品を演ずべき途あるべき苦なく。マナカに市又は大町村に、殊更に明言を隠して、二部教授又は併合教授の如き變法を強ふるを豫期しての沙汰にはあらざらん。(二)然らば、市又は大町村は、斯の如き中途の入學者多數にして、其學級を増すも費用負擔に困難せずとの理由なるか。されど入學者の多少は、全國總體より見れば、必ずしも都鄙のみを以て區別すべきにあらず。唯都會地は一所集合的の多數を得べきがゆゑに、結局學級編制上の便宜と、費用負擔の難易とを慮かられたる結論なりと解すべきか。然るに學級編制上につきては、何等具體的の説明を聞かず、又費用の事に關しては、無造作に唯變動なしといへるのみなること前掲の如し。(三)故に當局者の意欲は、之が爲に別に學級を増さずして、都會地の學校一學年の數學級中に、定員に超えざる限り、紛れ込ませんとするの目論見にあらざるか。而も斯の如くなるときは、現法の原則たる多級學校に於ては、同一程度の兒童を以て、學級を編制するの主義に、矛盾するが如き點は姑く措くも、尙半年間の遲延あるものを混同することとなり、折角入學及卒業の便宜を根據とせる改正の趣旨を、滅却し去るの無意味とならん。是亦法の真意にあらざるべし。然れども吾等は、もし已むなくば、彼の父兄が、何とはなしに學齡兒童等を、徒に家に在らしめんより、むしろ學校に行るを便利と考ふるもの多き社會的傾向に順み、却て此の無意味の混同紛込法が、なか／＼に當局者の所謂便益主義にも、適合するものあるべ

きと共に、百尺竿頭今一步を進めて、初入學にも、一ケ年中何時を問はず入學を許し(實は教育上、行政上及父兄の便利上、一定時の入學に到りて、相當學年を定むるの最便法を献策せんかとも思ふ程なり。然れども之を一ケ年一回なる現行法の主義に比し、其の優劣の如何は、尙兒童の生理衛生及教育上等の充分なる研究説明を待ちて判斷すべきものならんと考ふ)。

(四)、入學期の異なる新舊兒童の轉入學につきての、當局者の説明には、中途轉學者(例へば四月ノ學年期ニ入學シタルモノガ六月ニ轉學セントスルトキ)、ハ更ニ轉住地ノ九月ノ學年期ヲ待テテ之ニ編入セシムベシとあり。この論法よりすれば、九月の學年期の入學者にして轉學のものは、翌年四月を待つべきこととなる。是れ吾等が前項(三)號に研究したるが如く、空しく半年間を犠牲に供せしむるものにして、實に謂はれなき解釋にあらざるか。何となれば尋常小學校兒童の轉校手續の如き、通例シカク多數の日子を要する筈なく、現に相呼應すべき隣町村への轉學も尙轉學なるに、其間何故斯かる犠牲を供へしむるを要するかの理由を知らざればなり。

右より生ずる義務法上の不當不公平は、別に論ずるまでもなく想像し得らるべし。尙當局者の説明こそ聞かまほしけれ。

(五)、この改正が市町村の財政上の影響なしといふ説明は、借するに足るべきや否。文相談といふによれば、實施當初ノ一年ニハ多少學級編制上ニ混雜ヲ來サシムルベク、次年ヨリハ別ニ一年一回ノ入學ト異ナル所ナキニ至ルベク、經費ノ點 於テモ何等變動ナカルベシとは、或は誤謬にてもあらざるか。いかに教育行政長官たる文相とはいへ、法規の明文を無視し、もしくは談話を以て規定を變更し得るものにあらざればなり。

ソハとにかく此の條によれば、新入學期入學者の爲に、別に學級を設くるが如く、又否らざるが如し。固より新聞の記事、字句の相違なきを保せざるも、其の別に學級を設けざるの不都合なるは前述の如く、もし之を設くとすれば、法の明文上學級の増加に伴ふ當然の増費を來すべきこと、豈唯當初の一年のみに止まらんや。年々少くも一學級宛を増加し、就學全期更言すれば修業年限(學費)を通じて各學年、何れも多級制には、必ず二學級以上の編

制を要し、現在否置法に比して、少くも倍數以上の學級を増加するに到るべきこと、宛も明治初年學制頒布時代の^半年級制と同一の觀を呈すべきを、しかも市町村の費用を増さず^(文相)といひ、又は「之が爲ニ校舍建築其他特別ノ設備ヲナシ市町村ノ經濟ヲ困難ナラシムルガ如キハ固ヨリ其本旨ニ無之」^(前同)といへる當局者は、蓋しアラビアンナイト的の術術にても弄せらるゝものによ、怪しく床しき限りにぞある。

若夫れ此の改正は、曩にも引きし二部教授、又は併合即ち單級教授法を前提としての新ならんには、其の問題の方向の異なる意外は姑く別とし、或は費用の點に少しく其の増減の度を減ずることあるべきも、しかも普通^に解釋すれば、各學年少くも一箇以上の程度^の異なる兒童の混同する學級を生じ、且つ然らば不要なるべき二部、又は併合教授等を餘義なくせしむる其事が、教育上の効果に於て如何ぞや。況や斯の如くするも尙法定上の手當費の如き、學級若くは手數の増加だけ其れだけの費用の増負擔が、當局者のいはゆる市又は大町村といへど、尙且容易に堪へうべきや否に於てをや。吾等は先以て天下のお膝元に、混亂複雑を極むる大市區教育費の、統一整理問題の解決よりぞ始められたき心地こそする。

以上要するに吾等は、二三新聞紙の文相談、又は當該局長の公文といふを根據として立言せるもの、萬一其れらに誤謬相違等の候はんか、隨て吾等の疑問も相當の修正、又は取消を免れざるものと存候、敬具。

(「教育界」第八卷第九号、一九〇九年七月三日)

二重學年制につきて

文部省は、過般文部省令第十二號を以て、小學校令施行規則中の一部を改正し、二重學年制を定めたり。抑も一年進級の現制は、明治十八、九年の頃、時の内閣顧問獨逸人タヒュー氏が、我が内地を巡遊したる際、半年進級の不經濟にして地方民度に適せざるを察し、一書の題白書を時の内閣に提出したるに基づき、以て今日に至りたるもの也。然るに、文部當局は何故に突如として今新に二重學年制を設定したるか。之に關して當局は、此の改制によりて、(一)四月二日より九月一日までに出生したる兒童は、九月に就學するを得て、空しく一年を経過するの不便なきこと、(二)卒業期も亦之に準じて一箇月乃至七箇月の時日を早からしむること、(三)第一箇年間に出生したる兒童を以て學級を編制するよりも半箇年間のものを以てせば兒童の身心發達の差の著しく減却する利あり且つ落第生も一年間の損失に代へて半年の損にて済むの利あることとの理由を條舉し、之を公表したり。然かも吾人は之を讀んで幾多の疑惑なきこと能はず。講ふ、聊か之を闡せん。

文部省が、第一、第二の理由として教へたる學齡兒童の就學に便ならしむること、兒童の卒業期を早めしむることの二

點は、猶か其の通りに相違なし。然し乍ら、これは一の利益を前後兩面より觀察したるもの、これを二個の利益と數ふるは、決して當を得たるものに非ず。殊に吾人は先づ此の利益に均霑し得る兒童の極めて少數なることを指摘せざるを得ず。第一、二重學年制により利益を享くるものは、九月學年に就學するもの即ち、四月二日より九月一日迄の間に出生せる兒童に限らる、ことなるが、試に之を統計につきて見るに同期間の出生兒童數は、實に其の他の月に生るる兒童數の約半數に過ぎざる也。而かも同期間に出生せる兒童の凡べてが、其の利益に均霑し得べきかといふに決して然らず。此等兒童中其の恩惠(?)に浴するものは更に他の事情より制限せらる、也。他の事情とは何ぞや。聞く、松村普通學務局長は、各府縣知事に對して、市又は大なる町村等同一學年の兒童を二學級以上に編制する、小學校の外は、漫りに之を實施せしめざる旨の通牒を發したりと。これ固より當然の注意也。何となれば一學年を一學級に編制すべき學校に之を實施せば、直に其の教員數を倍加し、設備費を倍加せざるを得ざるに至るべければ也。斯くて其の利益に均霑し得べきものは、同一學年を二學級に編制すべき學校を有する市町村内に居住するものに限らる、ことなるが故に、其の數は更に減少すべく、之を統計に徴すれば、僅々百分の七に過ぎざるを發見すべし。之を實數につきていへば、一箇年間に出生せる兒童總數を約百二十萬と見れば、其の百分の七、即ち八萬四千餘人に過ぎざるのみ。而かもこれ其の數の最大限を示すものなるのみ。實際には、同一學年を二學級以上に編制し得べき市町村中にも之を實施せざるもの多々あるべければ、其の利益に均霑し得るもの、數は、なほ遙かに其の下位にあることを知るべし。

若し夫れ文部當局が條擧したる第三の理由中、落第生に對する損失を減少し得べしといふに至りては、更に其の數の尠少なるべきこと固より言を待たず。然し乍ら斯る少數者に對しても、これあるはこれなきに勝るといふものあらん。茲に於いてか、吾人は進んで教育的及び經濟的見地より之を觀察し批判せざるを得ず。

三

二重學年制は、教育上果して歓迎すべきものなるか。吾人は第一之を學級編制上より考察して頗る非教育的のものなることを斷言せざるを得ず。一體學級編制問題は、學校教育上重要問題の一にして、或はマンハイム式とか、パタゴア式など稱するもの新に唱道せらるるに至れり。過般第七回全國聯合教育會の開催せらるるや、文部省は同會に諮問するに、「小學校に於ける同學年の兒童を以て二個以上の學級を編制する場合には如何なる方法によりて其の兒童を分つべきか」の問題を以てせり。思ふに當局また學級編制問題の重要なことを看取してのことならん。當時同會は、調査討議の結果、同一學年兒童の編制法に、第一學力の優劣に依るもの、第二學力の優劣によりて分級し共同受持とするもの、第三兒童の境遇に依るもの、第四生理狀態に依るもの、第五男女性別に依るもの、五方法あることをいひ、而して(一)尋常一二學年兒童は第四法に依るを可とすること(二)尋常三學年以上の兒童は第一第二第三法の事情を參照して適當なる編制を爲すこと(三)高等科兒童は第二法及び兒童將來の志望に依りて編制するを可とすること、(備考)男女性別は現行法令に依ること」と答申したり。吾人は大體に於いて、此の案を是認するもの也。然るに文部當局は、學級編制の標準を主として兒童生年

月の上に求めんとし、更に強辯してこれ發育の程度の相類似せるものを集めて一學級を編制し得るの利益あるが故なりといへり。借問す、生年月を同じくするものは、果して心身發育の程度の相類似せりとなすことを得べきか。其の決して然らざることは實際教育に従事せるものの齎しく首肯する所ならん。要するに同一學年を二學級以上に編制し得べき場合の存すればこそ教育者が學級編制上種々の教育的考案を實際に試むるを得るなれ。然るに二重學年制は單に生年月によりて兒童を區別せしめ、以て教育的考案を實際に施すに餘地なからしむるもの也。誰かこれを非教育的に非ずといふものぞ。且つそれ前記統計の示す所によれば、九月學年に入學すべき兒童數は、四月學年に入學すべき兒童數の約半數なるべきを以て、不平均なる學級を生ずるの止むを得ざるに至るべし。而してこれ又教授教育上不得策なること、言を待たざる所也。第二に之を教員につきて考ふるに、其の受持學級を定むる上に於いて、又不都合を生ずるを免れず。何となれば兒童の受持を定むるは、其の學年の高下と教員の性別とによりて大に考量する所なかるべからざるに、二重學年制は、又、これ等の考量の餘地を奪へば也。例へば、女教員に受持たしむるを適當とすべき學級を男教員に受持たしめ、或は之に反して男教員に受持たしむるを適當とすべき學級を女教員に受持たしめざるを得ざる場合を生ずべし。加之、教案及び教授細目編制の勞を二重にし、諸表簿の整理を複雑ならしめ、其の努力を不經濟的に消費せしむるに至るべし。

第三に兒童につきて之を觀るに、實に中學との連絡を不便ならしむるの損失あり。今日中學校に九月學年を開始せしむることは、到底不可能のことなりといはざるを得ず。既に然

らば、九月學年に入學したる兒童は、六年後の七月末に小學校を卒業すべきを以て、其の翌年の四月迄の八月間は、小學校の兒童にもあらず、中學校の生徒にもあらずる不幸なる時期を經過せざるを得ざるべし。而して少年教育上斯る間隙ありしむるは、最も不得策なりといはざるを得ず。蓋し、游惰、放佚、無規律、無節制等の諸惡徳は、實に斯る間隙に乗じて少年を荼毒するものなれば也。されば、此の理由は、教育上頗る重大なるものと認めざるを得ず。更に在學生につきて看るに、轉學者をして學業を中止若くは反覆せしめざるを得ざる不利を伴生すべし。例へば九月學年に入學せし兒童が其の就學後二三月にして二重學年制を實施しをらざる町村に轉住せんとせんか、一時學業を中廢せざるを得ざるに至るべく、又、同一事情のものにして、其の轉住の七月以後に起りしものは、幸に就學し得るとするも、一度習ひし處を反覆せざるを得ざるが如き不都合を生ずべし。而して二重學年制を實施すべき地方は同一學年を二學級以上に編制すべき小學校を有する町村なるが故に、轉住者の數も割合に多かるべく、従つて斯る迷惑に遭遇すべきものは、之を文部當局者が第三の理由中に數へし落第者の數の比にあらざることを思はざるべからず。

第四更に一度び教科用書のことにも想到せば、最早教育上の不便不利なるに堪ふる能はざらん。現行の教科書中特に國語及び理科の材料は季節によりて排列せられたるものなるが故に九月學年の兒童に對しては全然不適當のものといはざるを得ず。或は九月學年の爲めに特に此等の書物を編纂せば可ならんなどいふものあらんかなれども、土地の状況に應じたる教科書の編纂すら未だ其の緒に就かざる時に當りて、九月學年に適するものを作る如きは、決して緩急其の宜しきを得た

るものといふべからず。よしまた他日若し二重學年に適するものを編纂し得るとするも、此の如きは徒らに教科書を複雑ならしめ、不統一の弊に陥らしむるもの也。況んや學校の教科書の供給すら圓滑に行はれざりし既往の經驗に徴すれば、其の供給上更に一層の懸念なき能はざるをや。此に於てか吾人は二重學年制は、教育上決して歓迎すべきものにあらざることを斷言するに躊躇せざる也。

四

吾人は更に進んで經濟上の得失につきて考察せざるを得ずこれ經濟上の事情は、時に教育上の理論に超越し了を犠牲に供せしむることあるが故也。然るに二重學年制は、之を市町村の爲めに觀るも、又た父兄の爲めに考ふるも、事ろ不得策のものといはざるを得ず。第一、二重學年制を施行するが爲に、若干の經費を増加せざるを得ず。何となれば當初創設の際に當りて半期の經費を増加せざるを得ざるは、最も明白なる事理にして、而かも免がるべからざる所なれば也。第二、更に學級數を増加し學校經濟を膨脹せしむべき虞れあり。例へば、一學年に於いて學齡に達するもの百五十人ありとせんに、從來の例によれば、二學級の編制にて足ると雖も、二重學年制を用ゐる時は、四月學年と九月學年の入學者の數は二と一との割合なること、前記統計の明示する所なれば、四月學年に百人、九月學年に五十人の入學者を生じ、三學級編制の必要を生ずべければ也。その他、弟妹にして兄弟の用ひたる教科書を利用する能はざることも、亦看過すべからざる事也。

五

以上吾人の開陳せる所によれば、二重學年制の決して文部當局のいふが如き利益あるものにあらざることを知るべし。

否、寧ろ教育上經濟上幾多の不都合を伴生するの損れあり。
若し輕よしく之を實施するものあらば、必ず後日悔恨せざる
を得ざるの日あるべし。吾人は實行の衝に當るものが、深く
其の利弊を究め、慎重の態度に出でんことを切望せし、要望
せざるを得ず。

二重學年制問題

（秋季學年を提唱）

附 屬 小 學 校

小學校令施行規則第二十五條に於て學年開始に關し次ぎの如き條令が示されてある。

小學校ノ學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

前項ニ依ル學年ノ外地ノ情況ニ依リ九月一日ニ始マリ翌年八月三十一日ニ終ル學年ヲ置クコトヲ得

右の第一項は今日普く採用されて居る春季開始の普通學年にして第二項は秋季開始の學年である。今からいへば來年（大正十二年）四月入學すべき兒童中大正五年四月二日から同九月一日迄の間に出生した兒童を今年の九月、十月の間に入學せしめるのが秋季學年であつて結局より早く出生した兒童の入學を來年四月迄待たないで早く繰り上げる事になる。春季、秋季兩學年を一學校内に併設するのであるから二重學年制の採用となる。國家が兒童保護者に向つて教育の義務を強制してゐる限りは是れ位の途を開いて置くのが當然であり、亦保

護者として市町村自治體に對し此種施設を望むことも極めて有意義の事である。

今日の教育諸制度が餘りに劃一的である、機械的であると
の批難の言葉は特に教育當事者の口辭となつて居るが、之に
對し文部當局の辯駁は色んな場合に試みられ、却つて教育當
事者の偏狭な見界、融通のきかぬ態度を結ぶことがある。特
に二重學年制の如きは最も有力な劍衝の材料となつてゐる。
通般森岡督學官に意見を求めた際にも同様の談話があり、又
雜誌に其意見を公表せられた事もある。第二十五條に關する
通牒に

本條ノ九月學年開始ハ義務年限延長ニ際シ學齡兒童ノ就
學ニ便ナラシメ其ノ卒業期ヲ早メシムルノ趣旨ニ外ナラ
ズ、就テハ之ガ爲ニ俄ニ校舍建築其他特別施設ヲナシ市
町村ノ經濟ヲ困難ナラシムルガ如キハ固ヨリ其本旨ニア
ラズ市又ハ大ナル町村等同一學年兒童ヲ二學級以上ニ編
制スル小學校ノ外ハ漫リニ之ヲ實施セシメザル等便宜取

捨其直シキヲ得ル様適當ノ監督方ヲ特ニ注意ヲ要ス

とあるが、翻一打破を口にする教育界の事であるから二重學年制の發布と共に各地競うて之を採用するものと豫想した本省の老婆心から出た通牒が、今日から言へば全く一片の杞憂に過ぎなかつたと苦笑されるのである。小學校の加教科目の事、尋常五年より中學入學に關する事、中學校の實業科目の問題等、其適用不徹底なるたの却つて本省より逆坂を喰はされることになつて居る。

總じて我國教育者の頭腦は極めて放漫粗大であると見られる點がある。學校經營上、教授上、設備上、或は修養や操行上の一件については頗る細緻に亘り機微に觸れて喧しく論難討究するが、大局から見ても大なる利點があつて能率の高い問題を殆んど忘却して顧みない事がある。眼前の諸問題に没頭するためか、或は大局に關する責任感の鈍れるためか、例へば二重學年制の如く教育教授の上から見ても、國民經濟の立場から考へても、更に人間活動の方面から論じても大なる意義の認めらるゝ本問題につき攻究しないことは甚だ遺憾に思ふ。

二

一體二重學年制にはどんな得點があるか、以下少しく之を考へることにしよう。

一、半年別取扱はやがて優劣別取扱となる

兒童の個性擁護の教育が分劃的教育となり優劣別取扱となり延いて學級編制に苦心せらるゝことは近來の進歩と見て可なりと思ふが先般主事會の際に個性尊重の教育に關し討究の結果全國の附屬小學校は率先して二重學年制を實施しなくてはならぬと決議せられたのである。マンハイムシステムを初め獨米あたりに於て盛んに實施せられてある、無期式學級編制法の内に含まれて居る改革精神の如き何れも等しく優劣別取扱を最も重要視して居るのである。先づ第一に考ふべきは

1、兒童の生月と學業成績との關係

如何である。試みに學籍簿を手にして一枚一枚順を選ひながら兩者の關係を種種駁に概観したゞけても四、五、六、七月生のものに優位兒多く、十一月以降生のものに劣位兒の多いことに驚くであらう。僅か五百に足らない少數兒童であつて而かも入退學類々たる當附屬小學校兒童について調査した次ぎの第一表—第四表統計に依つても知ることが出来る。

富山縣師範學校附屬小學校生月別兒童調査

第一表 生月と學業成績との關係調査		尋常科男兒	
生月	優	中	劣
(1) 四、五、六、七、八月生 (四月一日生(3)へ算入)	3	8	7
(2) 九、十、十一、十二、一、二、三月生	3	7	1
計	6	15	8
計に對する割合	30.0%	75.0%	40.0%
百點法平均點	83.3	75.0	70.0

第二表 同右

尋常科女児

生月	優	中	劣	計	優	中	劣	計
(1) 四、五、六、七、八月生 (四月一日生(2)算入)	17	23	16	56	3	3	3	9
(2) 九、十、十一、十二、一、二、三月生	27	23	23	73	27	23	23	73
計に對する歩合	30.0	37.5	22.5	100.0	37.5	30.0	32.5	100.0
百點法	69.8	66.8	66.8	67.8	69.8	66.8	66.8	67.8
平均點	69.8	66.8	66.8	67.8	69.8	66.8	66.8	67.8

第三表 同右

高等科男児

生月	優	中	劣	計	優	中	劣	計
(1) 四、五、六、七、八月生 (四月一日生(2)算入)	15	11	11	37	4	4	4	12
(2) 九、十、十一、十二、一、二、三月生	27	23	23	73	27	23	23	73
計に對する歩合	29.7	29.7	29.7	100.0	37.1	31.1	31.8	100.0
百點法	67.2	67.2	67.2	67.2	67.2	67.2	67.2	67.2
平均點	67.2	67.2	67.2	67.2	67.2	67.2	67.2	67.2

第四表 同右

高等科女児

生月	優	中	劣	計	優	中	劣	計
(1) 四、五、六、七、八月生 (四月一日生(2)算入)	11	11	11	33	3	3	3	9
(2) 九、十、十一、十二、一、二、三月生	27	23	23	73	27	23	23	73
計に對する歩合	33.3	33.3	33.3	100.0	37.1	31.1	31.8	100.0
百點法	66.0	66.0	66.0	66.0	66.0	66.0	66.0	66.0
平均點	66.0	66.0	66.0	66.0	66.0	66.0	66.0	66.0

備考 優中劣は各學級主任の見込に依り決定したるものである。

次に廣島高等師範學校附屬小學校が先年兩回に亘り全國約七萬の兒童について詳細なる調査をなし、之を該校研究要報第一卷を以て公表したる材料中から拔萃した次ぎの第一表—第十二表に依つて一層明瞭に知る事が出來よう、本統計は讀方算術圖畫といふ代表的の三科目について之を縦、横兩方面から調査した比較的完全に近いものと言つて差支へはあるまい。此種の統計は先年岡山師範學校に於ても調査された事がある。

廣島高等師範學校附屬小學校研究要報第一卷拔録
生月と學業成績との關係調査

第一表 生月と學業成績との關係 尋常科男児(2)算入に付)		第二表 同右 尋常科女児(2)算入に付)	
出生月	平均點	出生月	平均點
四	74	四	74
五	75	五	75
六	76	六	76
七	77	七	77
八	78	八	78
九	79	九	79
一〇	80	一〇	80
一一	81	一一	81
一二	82	一二	82
一三	83	一三	83
一四	84	一四	84
一五	85	一五	85
一六	86	一六	86
一七	87	一七	87
一八	88	一八	88
一九	89	一九	89
二〇	90	二〇	90
二一	91	二一	91
二二	92	二二	92
二三	93	二三	93
二四	94	二四	94
二五	95	二五	95
二六	96	二六	96
二七	97	二七	97
二八	98	二八	98
二九	99	二九	99
三〇	100	三〇	100

第四表 同右

高等科女児

出生月	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
各科點	七	七	七	七	七	七	七	七	七
平均點	七	七	七	七	七	七	七	七	七
出生月	六	五	四	三	二	一	二	三	四
各科點	八	八	八	八	八	八	八	八	八
平均點	八	八	八	八	八	八	八	八	八

第五表 第六學年を其第一學年時代より繰りに調査したるもの

尋常科男児

出生月	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
各科點	七	七	七	七	七	七	七	七	七
平均點	七	七	七	七	七	七	七	七	七
出生月	六	五	四	三	二	一	二	三	四
各科點	八	八	八	八	八	八	八	八	八
平均點	八	八	八	八	八	八	八	八	八

第六表 同右

尋常科女児

出生月	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
各科點	七	七	七	七	七	七	七	七	七
平均點	七	七	七	七	七	七	七	七	七
出生月	六	五	四	三	二	一	二	三	四
各科點	八	八	八	八	八	八	八	八	八
平均點	八	八	八	八	八	八	八	八	八

第七表 各科平均點上に値する児童數の百分率

尋常科男児

出生月	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
児童數	七	七	七	七	七	七	七	七	七
百分率	七	七	七	七	七	七	七	七	七
出生月	六	五	四	三	二	一	二	三	四
児童數	八	八	八	八	八	八	八	八	八
百分率	八	八	八	八	八	八	八	八	八

(児童數を上下各二割中六割として調査したるもの)

第八表 同右

尋常科女児

出生月	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
児童數	七	七	七	七	七	七	七	七	七
百分率	七	七	七	七	七	七	七	七	七
出生月	六	五	四	三	二	一	二	三	四
児童數	八	八	八	八	八	八	八	八	八
百分率	八	八	八	八	八	八	八	八	八

第九表 各科平均點下に値する児童數の百分率

尋常科男児

出生月	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
児童數	七	七	七	七	七	七	七	七	七
百分率	七	七	七	七	七	七	七	七	七
出生月	六	五	四	三	二	一	二	三	四
児童數	八	八	八	八	八	八	八	八	八
百分率	八	八	八	八	八	八	八	八	八

第十表 同右

尋常科女児

出生月	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
児童數	七	七	七	七	七	七	七	七	七
百分率	七	七	七	七	七	七	七	七	七
出生月	六	五	四	三	二	一	二	三	四
児童數	八	八	八	八	八	八	八	八	八
百分率	八	八	八	八	八	八	八	八	八

第十一表 上に値する児童數と下に値する児童數の差

尋常科男児

出生月	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
上	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)
下	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
出生月	六	五	四	三	二	一	二	三	四
上	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)
下	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

第十二表 同右

尋常科女児

出生月	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
上	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)
下	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
出生月	六	五	四	三	二	一	二	三	四
上	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)
下	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

ロ、児童生月と體格との關係

生月と學業成績との關係以上に常識を以て推定出来る事柄であるけれども、之れについては多數の児童について調査した詳細な統計を有しない。然しながら當附屬小學校児童についてののみ試みた體格概評の調査に於てすら各學年を通じ四、五、六、七月生児童の優位にあることは左の第一表―第四表に依りても知られる。之を富山市、高岡市の如く或種つた區域の多數の児童について調査したならば必らずや適當な結果を得るものと思ふ。

富山縣師範學校附屬小學校生月別兒童調查

第一表 生月と體格との關係調査

生月	(1) 四、五、六、七、八月生 (四月一日生)(2) (算入)			(2) 九、十、十一、十二、一、二、三月生		
	甲	乙	計	甲	乙	計
人數	三	四	七	三	三	六
計に對する歩合	三・八	四・八	七・〇	三・八	三・八	七・六

第二表 同右

生月	(1) 四、五、六、七、八月生 (四月一日生)(2) (算入)			(2) 九、十、十一、十二、一、二、三月生		
	甲	乙	計	甲	乙	計
人數	一	三	四	二	六	八
計に對する歩合	三・〇	四・〇	七・〇	三・〇	七・六	一〇・六

第三表 同右

生月	(1) 四、五、六、七、八月生 (四月一日生)(2) (算入)			(2) 九、十、十一、十二、一、二、三月生		
	甲	乙	計	甲	乙	計
人數	一	二	三	一	三	四
計に對する歩合	三・〇	六・〇	九・〇	三・〇	七・六	一〇・六

第四表 同右

生月	(1) 四、五、六、七、八月生 (四月一日生)(2) (算入)			(2) 九、十、十一、十二、一、二、三月生		
	甲	乙	計	甲	乙	計
人數	七	八	一五	八	三	一一
計に對する歩合	三・八	四・八	八・六	三・八	一・三	五・一

尋常科男兒

尋常科女兒

高等科男兒

高等科女兒

以上學業成績及び體格の兩方面から考察したのであるが、

新く相異の生ずることは一ケ年間も生理年齢が異なり、従つて精神年齢にも差等ありと見られる兒童を一括して教育するのであるから當然の結果何も驚くことはないと思すれば、例の粗放な見方として止むを得ないことであるが、其差等が低學年に於てのみならず、すつと尋常五六年乃至高等科迄繼續して統計に表はれるに於ては、そこに今日の學級組織が餘りに劃一的であり、一括的である所から、故なくして成績劣位に下り、體格不良者と認定されて其儘小學校教育を終らねばならぬ運命を有する兒童の多數あることを不憫に思ふのである。此事實は春季學年のみに於て生月別學級編制をなす學校に於ても認められる。(中等學校以上の生徒についての調査なきを遺憾とする)

更に立場をかへて四、五、六、七、八月生のもは、生理的並びに精神的兩素質に於て比較的優良であるといふ見方について一考する必要がある。此事は後に示す生月と出生人數との關係調査表に明かである如く四、五、六、七、八月生兒童數は九月以降出生者數に比し頗る少數であるといふ不思議の現象と關係づけて考察せねばならぬ。之を説明するに人間の性的衝動と氣候との關係を根柢として考へられるけれども同時に種族保存の選良といふ生物の自然法に統合して然るべき解釋が成り立つてあらう。斯様に優劣の差等が本質的に幾分之れあるものと認めらるゝ以上、學級編制上の考慮を煩はす必要あ

ると同時に四、五、六、七、八月生兒童を半々年早く就學せしめることが一層有意義となつて來るのである。但し更に極端に考へるならば、兒童の生理年齡、解剖年齡及び精神年齡等を細密に調査し學年初めを更に細分するといふ處に徹底味を有するであらう。

三

二、入學期を早むると共に義務教育完了期を早む

學齡の始期を決定するには衛生上、骨格上、腦重量等據るべき點色々あるけれども今日多くは習慣と經驗とに依り滿五歳より九歳迄の間に於て定められて居る。英國、希臘の滿五歳、獨、佛、伊、和、米、瑞西の滿六歳、獨の一部、那、丁、白、瑞典の全部及び瑞西、北米の一部の滿七歳、北米シネガタの滿八歳、西、北米オレゴン州の滿九歳の如く多様である。我國は兒童の出生より七ヶ年目に於ける出生日に相當する日の前日即ち滿六歳に達したる日を以て就學の始期として居る。已に滿六歳に達したる日を以て學齡に達したものとすれば春季學年に入學すべき兒童中四月二日より九月一日に至る兒童を其前年の九月一日より（其實九月二十日又は十月一日頃とし中には十月二十日頃とする學校もある）入學することは極めて合理的であるのみならず前述の如く元來が比較的優良なる素質のものがより多いとすれば一層肯定される事になる。而して他面より見るならば翌年四月迄待たないで秋季學年に收容す

ることは適切有效なる教育の始期を逸しないで之を活用することになる。今日教育の始期を早める説を肯定する傾向の多いのを思へば春季學年迄一年乃至半々年を延期することは甚だ熱かく感ずる。尙ほ保護者等の入學を急ぐ事實も決して常識的に拒否すべきものでもあらまい。

秋季學年の卒業期を七月とすれば春季學年に比し八ヶ月即ち三分の二年の義務教育完了期を早めることになる。六ヶ年義務教育に於て家計困難のために就學せざるもの實に七萬、本縣のみに於ても一ヶ年繼續缺席兒童數千數百、此種の家庭に於ては學齡兒童、殊に十歳以上になれば男女を問はず一かどの家計の手助けとなる關係から尋常五六學年以上の貧窮者多く貧困家庭に於て就學は可なる苦痛とする處である、況んや八ヶ年義務教育になれば此點よりして就學困難なる兒童は可なり數多くなる事を思はれる。貧困家庭でなくとも小學校卒業後直ちに實務に従事する兒童多數を占むるに於ては、彼等に三分の二年早く學校を出て實務に就かしめることは個人經濟から言つても國民能率向上からいつても頗る好都合と言はねばならぬ。一富山市だけについて見ても四百餘名ものものが八ヶ月早く卒業することになる。實利的傾向の強き米國人が此種の放漫なる我國教育の劃一的施設の實際を見て驚くことであらう。

三、中學校入學期を一ヶ年早めることが出来る

尋常五年終了者にして六年卒業者と同等の學力ありと認め

らる、ものは試験の上中學校に入學することが出来る制度になつて居るが一種の優秀者拔擢の方法であるにも拘らず今日此制度を活用して居るものは極めて少い。之は事實尋常六年の課程を自習的に學習することが困難であるからである。今秋季學年に入學した兒童についてみるに、中學に入學すべき前年の七月尋常第五學年を終了し其後二學期間に於て尋常六年の課程を學習して居るのであるから、餘す所六年の第三學期の課程(事實復習多し)のみである。故に六年卒業者に比し只第三學期の課程學習の相違のみにして入學試験に應試し入學することが出来る。小學校兒童中多数の特典者なくとも當附屬小學校の如きは男卒業兒童の約三分の一は此種の取扱を受けることになる。(富山市より富中、神中入學者百五十名中約五十名は此取扱を受ける資格あり)學生の修學年限は結局一ヶ年短縮されるのであるから全國の大數について考へる時は輕々に附すべきものではない。

四、卒業者にして中等學校に入學志望するもの、爲に特に半ヶ年間の準備教育を施すことが出来る。

中等學校不足の爲めに幾多の純眞なる兒童が入學試験に虐げられて居るか、言ふまでもない事であるが、之がために折角の小學校教育が破壊せられつゝ、あり、他の中等學校に入學しないものによつて悪影響を與へつゝ、あることは心あるもの、等しく憂慮する所である。秋季學年兒童は中等學校入學試験期より約八ヶ月間早く卒業するのであるから、直ちに高等小

學校に入學しない限りは其期間補習科の様な取扱を以て今日多数の學校が内々苦心して居る様な準備教育を公々然と施すことが出来る。高等科に進むとしても其入學年齢は春季學年兒童に比して異なる所がないから極めて餘裕ある準備をなすことが出来る。此のびくとした小學校教育を受ける事の出来るのは秋季學年兒童に取り一大福音と見なければならぬ。

五、劣等兒童留置の場合には半ヶ年だけの留置で可なり。從來の如き一ヶ年間の原級留置では其兒童にとり却つて不結果を來すことがあり、學力進歩の状態とても決して優良な結果を現はさないことがある。之れは一ヶ年間の原級留置が餘りに長きに失するからである。之を二重學年組織にしたならば半ヶ年の原級留置であるから其兒童にとり非常な都合となるわけである。尤も近來は色々の見地からして原級留置の兒童が少くなつたけれども半ヶ年原級留置となればそこに兒童のためを計つても適當な裁量が行はれること、思ふ。但し歐米に行はれる短期式學級編制法の主要な精神である優良兒童の拔擢進級制が採用せらるゝならば此二重學年制が非常な効果を一面に齎らすこと、なる。而かも該拔擢進級法は我邦明治當初に於て行はれた時の如き弊害の伴ふ憂は今日の如き進歩せる教育見界の確立しつゝ、ある際殆んど之れなきものと思はれる。

四

次ぎに二重學年制實施に伴うて起り来る別種の問題について考へて見よう。

一、當分教師の増員を要するけれども之は假りに同一學年三學級組織の學校とすれば第一回に半ケ年早く任命すること、なる。即ち來春三學級編制の中の一學級だけは本年九月(又は十月)入學することになる。この受持教師を差し當り要することになる。其かはり來年四月には三學級卒業して二學級新たに入學するのであるから一名の剩餘を生じ他に轉任の必要ある。同様に來年九月新たに一名の教師を要する。斯の如く九月に一名の就任を要し四月に一名の剩餘を生ずるといふ状態は第一回の秋季學年兒童が卒業するまで連続することになる。此の六ケ年又は八ケ年間のやり繰りは今日の可なり大なる小學校に於ては左程困難とする處ではない。多く補助教師や専科教師があつて當分の世話が出来るとのみならず左様な學校に於ては一名の教師を増加することは必要であり且つ困難ではないと思ふ。教師が交替に餘裕をつくり其間にウンと勉強もし研究もすることが今日の小學校としての最大義務である。尙ほ今日幾らかの府縣師範學校や、かつて本縣師範學校に於て實施した七月(又は九月)卒業の組をつくることは極めて容易なことである。之れに依つて教師任命の問題は普通學年制と共に都合よく解決せられて來る。それに四月入營の

一年現役兵ありとすれば尙更問題は簡單である。

二、差し當り教室の工面を要する。之れも教師と同様繼續して要する譯でなく、六ケ年間(又は八ケ年間)第二第三學期に於て必要とするので教室の餘裕のある學校や、特別教室をもつて居る學校では當分差繰りが出来る。只最も困難とするのは從來とても一つの部屋の餘裕を有しない學校であるが、何れ可なり大なる學校に於て實施せられるものであるからどうしても差し繰りの出来ない教室のないことはあるまいと思はれる。のみならず今後の趨勢として教室の建増をなし特別施設として活動せしむることは頗る必要であり、又何れ義務年限八ケ年延長を豫定して建増を急ぐ必要あると思ふ。但し現在の状態に於ても高等科の複式編制に依つて救はれる點もあらう。

三、設備費の増額、之は比較的臨時のもので、机、腰掛、黑板、教卓、教壇類を主とし他に器具器械、掛圖、圖書等の比較的輕少なものである。此中机、腰掛等は古物を以て臨時間に合はずか、或は何れ新調を要するものならば其時期を早め、又義務教育年限延長を豫想して新調すべきである。兒童の教科書類の譲り渡しの如きは小問題である。

四、行事が稍煩瑣になると言はれる。即ち入學、卒業式、報告書類等の件であるが、之れは殆んど問題にするに足らない。却つて四月に多数入學して混雜するよりも二期に分けて入學せしめ而かも兩回に亘りて學校舉げて緊張することは却

つて結構である。

五、教科書は秋季學年の讀み方のみ出來てゐるけれども他はない。之は他の教科書に於て大體程の必要を認めないこと、よし認めるとするも秋季學年の増加に依つて當然解決せられる事である。

六、轉校する兒童に取つて他に秋季學年のない場合は困るけれども、かゝる兒童は極めて少く、又轉校の見込立ち得るものは春季學年に入學すればよい。尙ほ亦かゝる少數のものが秋季學年から二學期おくれた春季學年に轉入するも差程憂ふる問題ではない。轉校の際は寧ろ斯うした餘裕のある學習する方が却つて幸福であるから知れない。

七、幼弱なる兒童をして漸次寒くなる冬季を見かけて秋季に入學せしむるは如何かとも考へられる。之は雪多き北國に於て聊か考慮すべき點ではあるが、已に幼稚園に通ふ幼兒もある。又萬物生成の氣に溢れた春季に比べると秋季は誠に心寂しく不快な感じがするといふ。而し外國に於ては國民の最も喜ぶ收穫期であり、且つ心身の最も緊張する時であるといふので殊更秋季を選択して就學の始期としてゐる國も尠くない。

八、滿六歳に達したものを春季入學せしむるについてはむしろ早きに失する感がある。秋期に早めるのが要を得ないと考へるものもある。而しそれは根本に於て學齡の始期を滿六歳に達した日よりとするといふ今日の規定を肯定しない論で

ある。之れは根本に論究する必要があるが已に前述の如く滿五歳入學の國もあり滿六歳入學を規定するもの多數あり、一面幼稚園の存在あり、且つ小學校新入兒童の教育について考慮すれば左程憂ふべき問題ではない。

九、學級兒童數の調節困難ならんとも考へられるけれども之は事實後の統計に示す如く、四、五、六、七、八月生れのものには九月以降生れのものに比し約三分の一の少數であるから、同一學年三學級編制の學校に於ては秋季學年を一學級とすれば誠に好都合である。若し春季學年に比し學級兒童數の割合多きに失する時は、生月又は心身發育の狀況を考慮して春季學年に就學延長せしめる兒童があつても、決して不當ではない。同一學年二學級編制の學校に於て春季學級の兒童數餘りに多きに失する時は學級の増加不可能なる限り二重學年制を見合はさなくてはならぬ。

同一學年二學級編制の際何れも男女混合教育になるとか、通學區域の一部撤廃とか高等科も二重學年制にするとかいふことは殆んど問題として取るに足らぬ。要は經濟上の點のみに於て聊か考慮すべきであつて地の諸問題は何れも小問題として本二重學年制實施上の障害とはならぬ。此經濟上の問題も要は六ヶ年間だけであつて共に時代の要求に従ひ、二重學年制の計畫なくとも第一に改善發展しなくてはならぬ問題のみである。大局から見ても能率の高い二重學年制の實施はかゝる問題のために決して躊躇すべきものではない。

是れ迄同一學年三學級編制の事を述べたのであるが、生月と児童数との關係はどうであるか。之を一應確めて見る必要がある。第一に當附屬小學校児童についての調査に依れば左記第一表に示す如く四、五、六、七、八月生の児童は全體の三割五分位に當つて居ることがわかる。之を全國七萬計りの児童について調査した廣島高等師範學校附屬小學校調査の左記第二第三表に依つて見る時は男兒に於て三割二分七厘強、女兒に於て三割一分七厘強の割合を示して居る。是を以て觀るも四、五、六、七、八月生のものは九月以降出生者の約三分の一に相當することがわかる。

第一表 生月と出生人數との關係調査

月	第一學科		高等科	
	男	女	男	女
1	13	11	11	12
2	19	15	10	11
3	21	17	11	12
4	25	20	12	13
5	23	18	13	14
6	24	19	14	15
7	28	22	15	16
8	29	23	16	17
9	22	17	12	13
10	15	12	8	9
11	12	10	6	7
12	15	12	9	10
計	268	211	177	182

廣島高等師範學校附屬小學校研究要報第一卷抜録

第二表 生月別児童數

受胎月	出生月	児童總數	男兒
六	六	25	13
七	七	33	17
八	八	26	14
九	九	28	15
一〇	一〇	22	11
一一	一一	15	8
一二	一二	12	6
計	計	187	97

第三表 全右

受胎月	出生月	児童總數	女兒
六	六	12	6
七	七	16	8
八	八	14	7
九	九	13	6
一〇	一〇	10	5
一一	一一	7	4
一二	一二	5	3
計	計	83	42

右の次第に依り學級編制の主要の見當がつくことになるから實施するとするならば同一學年三學級編制の學校が最も都合にて何れも秋季學年を一學級とすればよろしい。同一學年三學級以上の學校に於ては秋季學年児童を調査選擇することとに依つて如何様にも編制し得られる。本縣に於いて一學年二學級以上の學校を調査したるに大凡そ五十校位にして其内譯次ぎの通りである。(但し之は學事關係職員録に依つた極めて推定的な雜駁な統計である)

郡市	上	中	下	婦	射	氷	東	西	宮	高	計
一學級以上	1	0	1	1	2	1	1	1	1	1	10
二學級	2	6	5	3	3	1	1	1	1	1	20
三學級以上	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	10

之れに依り本縣内に於て極めて容易く實行し得ると思はしき學校は十八校あり、然して富山高岡兩市の如き最も便宜の狀況にあるものと思はれる。當附屬小學校の如き縣内學校に實施の有無如何に拘はらず實施の意藝があり殊に兒童募集に最も好都合の立場にある關係上率先して實現し研究したいものである。

廣島高等師範學校附屬小學校が十分の研究の結果數年前より之を實施して今日非常の成績を挙げ最初の期待が十分に實現されたもの、如く今や父兄からの要求極めて切なるものあり春季秋季全く同数の二重學年制を實施するに至つたのである。成城小學校に於て夙に實施せることは事新しく言ふまでもなく過般澤博士が二重學年の提唱を高調し廣島高師附屬小學校の調査物に對し近來の大研究として紹介されたこともある。昨年秋季學院初等科に於て實施且論見ありし事は已に周知の事實である(目下多分實施中ならん)二重學年制は最早調査論究の餘地はない。只此上は實施の問題である。

(一一、九、一八)

富山県教育委員会『富山県教育史』（一九七二年三月）

富山市の
秋季学年制

大正一二年九月、富山市は市内の八校に秋季学年制を実施した。秋季学年制は、大正一三年四月に入學すべき年齢児童中、早く生まれた者、つまり大正六年四月二日から同年九月一日までの間に出生した児童を半年繰り上げて入學させるという制度であつて、法規の上では、小学校令施行規則の次の条項に基づくものである。

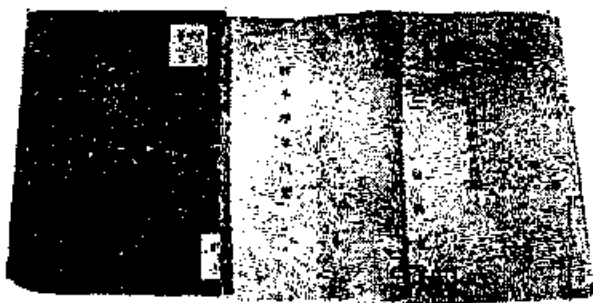
小学校ノ学年ハ四月一日ニ始マリ、翌年三月三十一日ニ終ル。

前項ニ依ル学年ノ外、土地ノ情況ニ依リ、九月一日ニ始マリ翌年八月三十一日ニ終ル学年ヲ置クコトヲ得。（小学校令施行規則第二五條）

右の第一項は、春季開始の普通学年であつて第二項は秋季学年である。この両学年を同一学校内に併設することから二重学年制とも呼ばれるものであつて、当時は全国の市町村立小学校の中には実施校はなく、広島高師付属小学校だけがこの制度を実施していた。

富山市がこの繁雑な二重学年制の実施に踏み切つた背景には、児童の個性尊重や教育の画一性打破を理想とする児童中心主義教育思潮のこのころにおける高まりがあつた。二重学年制の実施に当たつて富山市が刊行した「新時代に於ける学校組織 秋季学年制の提唱」（大正一三年）をみると、その実施の理由と抱負が次のように述べられている。

学年組織に於ては、数十年來傳統的な典型を一般的に脱し得ないのは唯一の幼きもの爲に不幸である。入學始期に於て滿六年一日と滿六年三百六十四日と兩種発達の差異に一ヶ年の児童が、一齊に何の不思議もなく画一に收容せられた從來の学年組織は確かに不合理の點が存在する。しかも一面に児童個性尊重の教育が叫ばれて居る近代に於てかかる学校組織が存続せらるる事は、教育思潮に於ける大なる矛盾の一である。



秋季学年に関する冊子（富山市）

茲に於て本市は大正十二年九月より現行法規の許す範圍に於て最良と認めたる秋季学年を開始し、学齡結期を早めて入学を半年別とし、心身の発達内容に於て大略似通つた児童を収容し、学校組織の上に於ける児童の個性尊重の教育に一步をでも進めんとしたのである。

実施に当たつての具体的な処置やその後の経過については、大正一四年の「富山市学事年報」の報告をみよう。

本市各小学校第一学年入学児童数は凡そ三学級編別に適し、秋季学年入学児童数と春季学年入学児童数との比は二と一なること、即ち秋季学年を設置した時には凡そ春季二学級秋季一学級を編制するに適して居るので、此の状況から見て本市は秋季学年を設置するに適當するものである事を見出し、本学年の設置は児童をして半学年間早く義務教育を終らしめる利益がある。

児童に或る便利を得しめる為には幾分は余計に経費を要することを免げなければならぬ。大正十二年度設置の最初には経費を節約する意味から、春季第一学年の一学級とを前後に分つて二部教授を施し、一人の教師で担任せしめ、毎週教授時数を三時間減少し、教師には月額七円の手当を給して居た。大正十三年度には二部教授担任教師の負担を輕からしめる為、他学級担任教師の補助に依つて、毎週教授時数を減じないで、施行することとし、担任教師には月額金拾円の手当を給した。大正十四年四月から、九箇の学級を増設し、教員を増加して二部教授を施し、普通教授を行ふこととし、新設九教室は黒板等の設備に於て新工夫を加へて見ることにしたのである。

ところが、この制度は、昭和にはいつて一般市民の批判を浴びることになった。理由は、中等学校入学試験との連絡が円滑を欠くということであった。昭和二年九月十七日の富山日報にも、「秋季学年を設けるの害處」の校、百害あつて一利なしと富山市民に反対の聲」という記事がみられる。これにこたえて富山市校長会は、市当局に対し、高等小学校や富山市立高等女学校にも秋季学年を設置し、小学校の秋季学年修了児童の便を図ることを提案した。昭和三年にはいつて県もまた富山市に対し高等科秋季学年を設置することを勧告した。こうして昭和四年九月には秋季制高等科が設けられたが、翌五年度からは秋季制尋常科の募集は停止され、昭和一〇年になつて秋季学年尋常科は全く廃止された。

私立成城小学校創設趣意

(一)『澤柳政太郎全集』第四卷、一九七九年

二重學年即ち秋季始業の學年制度

(イ) 兒童の漸く學齡に達した頃には六七月の差でも心身の發達程度に可なりの相違が認められる。十歳以上にもなれば半年位の差では心身の教育上に目立つ程の差は認め難いが、幼年兒に於てはさうでない。それで初學年の兒童を教育した經驗に考へ、なるべく年齢の差の少ないものを一學級に組織して教育することの利益あるを切に感じた。これ秋季學年を置き四月二日より九月一日までに生れた満六歳以上六歳五ヶ月の兒童を以て一學級(もとより三十名以内の)を置くことに定めた一の理由である。又從來の如く、僅一、二ヶ月の遅生の爲にも(甚しきは一日か二日の差で)翌年の四月まで、まるで一ヶ年間就學が遅れるといふ様な不便は、此制度の實施によりて救済せられ得る譯である。

(ロ) 所謂舊第は學校と其の兒童本人並に家庭にとりて常に起る悲劇であるが、心身の教育の遅いものが、他に遅れるのは當然のことで唯其の遅れる程度が普通の一年であることをその二倍の二年も要するといふのは蓋し自然でもあるまい。秋季、春季の二重の學年になつて居れば約半年の遅れですむこととなる。

(ハ) 秋季學年では卒業が七月である爲め今日の如く中學校が四月始業の制度では之に入らんとするに翌年三月まで半年餘り間隔が出来る。此の事は秋季制度にとり不利不便のやうであるが考へやうによつては其の利點とも云へる。此の間に補習科を置いて十分教育的に効果ある利用法が講ぜられると思ふ。即ち各個人の必要に應じて其の足らざるを補ふことも出来るし、或は義務教育により完全にすることも出来る。試験準備といへば稍語弊があるが、上級學校へ入つて十分の餘裕を以て準備することの出来るやうに此の期間を利用して教育することもよからう。又或は全然心身の涵養期に充てる事もよからう。

(ニ) 秋季學年の制は必ずしも成城小學校が先鞭をつけたものではない。西洋諸國には何れも秋季入學の制があり文部省は既に明治四十二年四月に其の制を設くる規則を發布し、爾來九ヶ年になる。唯之を實施した府縣、學校が極めて少ない。思ふに經濟上の顧慮さへ無用であつたなら此制は必ず廣く行はれたものであらう。

兎に角學齡に達して、且つ心身の教育も良好な兒童を強ひて翌年の四月まで學校へ入れずに置くといふことは謂れなきことで唯四月より外入學を許さないから、已むことを得ず我慢して居るのであらう。

之を要するに秋季學年の制は兒童本位詳しく云へば兒童心身の發育を基準として兒童を教育せんとする上より考ふれば當然實施すべきものであらうと信ずる。

秋季學年制度の趣意

成城學園『教育問題研究 全人』第八六号（一九三三年八月）

我が成城學園では、其の創立の當初から、春季學年（四月に入學する學年で、公立小學校は此の制度のみ）と秋季學年（九月に入學する學年で女子學習院も此の制度をとる）の二重學年制度を採つて来た。

此の制度は遠く西洋諸國にも實施されてゐるもので、成城でもその研究を積極し、その實績を上げて居り、廣く全國小學校に其の範を悉れ、研究資料を提供し、その普及を企圖して居るものである。

文部省も既に明治四十三年四月に此の制度を設くるも可なることの規則（小學校令施行規則第二十五條）を發布してゐる。併し一般小學校はまだその運びに至らずといふ狀相であるが、之は惟ふに經濟上支障の爲めであらう。此の顧慮さへ除かれれば、必ず廣く行はれるものであることは疑ひない。

左に秋季學年制の趣意を掲げれば、常識でも制するやうに、赤坊と生徒一年の幼児との心身の發達の差には非常な開きがあり、成人になると三年や五年の年齢の差はあつても、心身の差は認められぬやうになる。

學齡兒童について考へれば、學齡に達した頃は、五六ヶ月でも心身の發達の程度に可なりの相違があるが、學齡の終頃になるとその開きはだん／＼少くなる傾向を示す。右の事由から考へるも學齡期は出来るだけ年齢の差の少ないものを、一學級に組織して教育する事が理想である。此處に二重學年制の必要がある。

然るに二重學年制を採らない場合は、一學級は一年の

年齢の差のあるものをもつて組織するが故に心身の發達の開きが大なるものを收容する事になり、其處に教育上の弊害が行はれたのである。其の一二例を挙げるならば素質に大差ないものでも、生活年齢の多いものは優等生といふ名で呼ばれて學習に退屈を感じ、生活年齢の少ないものは、劣等生といふ汚名を背せられて學習を嫌惡する様なものも出来て来る。又僅か一、二ヶ月の學生の爲めに、甚だしきは一、二日の差で翌年の四月まで、まる一年間就學が出来ないといふ不便は免れなかつた。二重學年制を採る場合は以上の弊害が除去され、しかも、其の度期の理想が實現されて、教育の効果も上る事は疑ひも傾かれ事であらう。

次に考慮しなければならぬのは幼児時代の教育の重要性である。「三つ子の魂百まで」といふ古語の據に、その時代の心身に及ぼす影響は人格形成の基礎をなすものである（此の點から幼児の家庭教育の重要性も併せ考へなければならぬ）が故に、此の重要な時代を甚だしきは一年も就學を延期することは甚だ面白からざる結果を招來することは明白な事實である。

知的方面から見ても、此の時代は受容の最も旺盛な時であり又知的芽生えの時であるからよく質問するものである。併し往々にして「ウルナイ」といつて一言の元にはねつけられ、その萌芽は摘み取られて了ふ事がある。之等を自然に他に理想的に培ふのはどうしても學校教育に

またねばならない。

之を要するに此の時代は性格の基礎形成上からも知的欲求の充實からも重要な時代であるから、正當の教育を受ける必要がある。

一學年の中にも、心身の發達の速かなるものと、遅いものがある。速かなるものは超越し、遅いものは停滯するものが、教育的に考へて當然の歸結である。

此の場合春季學年制だけの場合は、超越するにしても停滯するにしても一年の飛躍があり、一年の停滯があつて、何れも好ましくない結果となる。然るに二重學年制をとると此の間に半年になるから、何れから見ても無進歩が少ない。

以上の三つの理由により（然かも此れは三つの本質的な事由である。本校では二重學年制を採つて來てゐるのである。幸にして御理解を得、御参加願はらんことを望むものである。

秋季始業新一年兒童募集

本年も秋季入學新一年兒童を募集いたします。別紙懸賞書御懸賞の上入學御希望の方は、左記事項御承知の上此の際成る可く早く御申込み下さいませ。

一、自昭和二年四月二日出生の兒童
自昭和二年九月一日

一、考査 九月中旬の豫定

一、願書用紙 小學校事務所にあります

一、募集人員 二十五名（二組）

廣島高等師範學校附屬小學校の一新研究を評す

澤 柳 生

師範學校附屬小學校は教生練習のため又模範教授のために設けられた外に研究のためといふ一任務をもつてゐる。何れの附屬小學校もかく自任してゐる。しかし三つの目的の内練習のためといふことが一番重い任務であるといつてよからう。

しかし従屬的であつても研究的任務を標榜する以上、年に一つや、二年三年に一つ位の研究は出来上り發表するに至ることを希望する。或はいふ、年に一つや二つではない幾多の研究を何れの附屬小學校からも出してゐると。なるほど研究と銘をつけて發表されたものはあらう。しかし能く考へて見ると、果して、研究即ち未明の事實を明にし、未知の法則を發見する等未だ開拓されなかつた境地を開拓したといへるであらうか。私の素聞であるかも知れないが、これまで研究の名に背かないものの附屬小學校から余り出なかつたことを常に遺憾とする。

高等師範の附屬小學校は其の編制にも小學校令施行規則によらざるものすら許されてゐるので、研究といふ任務は府縣師範のよりも濃厚であるべきである。然るに此所よりも立派な研究、教育上の文獻として永久の價值あるものは現はれなかつたと思ふ。遺憾の極みである。然るに本年の四月廣島高等師範學校附屬小學校より私の見て以て教育的文獻として永久の價值ある一發表が現はれた。私は非常に愉快に思ふ。それ

は同校の「研究要報」第一巻として「生月と學業成績との關係調査、其の結論としての學年制の新提唱」と題する單行本で菊版の五十四頁（外に綴込圖表數葉）といふ小さいものである。

容量は小さいが、確かに研究なり調査なりといふ名を冠することの出来る、永く參考としての價值ある立派なものである。

標題の示す如く兒童の生月と學業成績との間に如何なる關係あるかを調査するのが目的である。此の問題は時に實際教育者の注意をひき或は一枚につき或は數枚につき調査せられたことがある。今度廣島高等師範附屬小學校の調査は可なり多數の兒童につき又可なり方法を考へて行つた調査で、此の種の調査としては先づ缺點のないものであらう。第一回と第二回と二回の調査で少しく方法が異つてゐるが、第一回には七七一六九人第二回には五六一八六人といふ多數の兒童について調査したものである。初めに季節と出生との關係が可なり詳細に調べてあるが、貴い參考資料である。子供の生れるのは季節によりて異なる、其の如何に異なるかも大體中らずと雖も違からざる結果を得てゐると思ふ。

進んで生月と學業成績との關係が調べられた、各方面から、綿密に。たしかに關係がある。如何に關係するかは本報告に譲りて茲には略する。研究は進んで此の事實の説明を企て、

終りに本調査の結論又は應用として二重學年制の利を主張してゐる。

本研究の教育上に及ぼす影響としては或は二重學年制の主張ぐらひのものであるかも知れない。仔細に考へると各兒童の成績を考査評價するとき大なる參考となることもあらう。利川方面のことは重にあれ、本問題は一たび何れかで調査し置くべきものである。私は廣島高等師範附屬小學校に向つて其の弊を多とする。實に此の調査を爲すには大なる智能の働きを要さなかつたかも知れないが、其の弊は實に多大のものであつ

一二重學年について

澤 柳 生

文部省の最近の年報によつて見ると全國で二重學年を行つてゐるのは僅かに五六校に過ぎない。我が成城小學校は最初から二重學年制を行つて今日では秋組は三學級になつてゐる。歐米諸國は大概二重學年制で我が國でもやつと以前は二重學年であつた。我が校の二重學年は一の試みとも云へますが、しかし試みの結果を知るのには別にむづかしいこともないであらうと思つてゐる。其の内に調査の結果を發表するに至員を設けて調べたが、不思議にも何れも二重學年を實施すべしといふ項がある。即ち「最近の改正により尋常小學校第五學年の課程を修了した者の中學校入學に關する實行上の利害及之が實行上必要な注意如何」といふ問題の解決の一項目に「二重學年制を實施し、抜擢進級せしむること」といふのがあ

る。又似てゐる問題に「尋常小學校に於ける兒童抜擢進級の可否如何」といふのがあつたが、其の審議の結果に「抜擢進

たであらう。

本調査は研究要報第一巻として發表された所を見ると將來第二巻以下の出版が豫想される。私は此の如き眞面目な研究が續々發表されることを希望して已まない。唯一つ註文して置くのは本單行本は賣品のやうではないが、此の如きものは賣品として廣く希望者の需に應じ得るやうにしたい。重ねて此小冊は教育上の文献として永く生命あり、價値あるものであると私の信ずる所を述べて教育者の注意を促す。

と思ふ。そして此の制は遂には廣く全國に行はれるやうになるであらうと思つてゐる。

前項で批評紹介した廣島高等師範學校附屬小學校の生月と學業成績調査は其の結論として二重學年制を主張してゐる。二重學年制の機運が向いて來たともいへる。それに今度帝國教育會主催で全國小學校教員會を開いたが、其の審議した問題が十問ばかりあつた。其の三問題はそれ／＼獨立に調査委員を可と認む、其の施行には二重學年制の實施を便利なりと認む」とある。又「學級教授と個人指導とを調節すべき妥當なる方案」に對して「事情の許す限り二重學年制を實施すること」といふのがあ

る。かく各方面から考へて二重學年制は漸く其の實施の必要を認められつゝあると思はれる。

（『教育學術界』第十六卷四号、一九〇八年一月一日）

學年始期問題

學制改革問題に連關して學年始期問題頻りに教育者の論議に上るに至れり。小學校及中學校其他中學程度の學校は凡て四月を以て學年始めとなせども、大學高等學校其他各種專門學校は概ね九月を以て學年始めとなせり。小學校又は中學校等が何故四月を以て學年始めとなせしか、會計年度を斯く定めしを以て之に合せしといふ譯にもあらざるべく、自由に改め得るものならば寧ろ曆年に合して一月を始期として十二月を終期とするもよからん。然れども吾人は全國小學校及中等程度の學校の學年始めの期を變改すべからざるものとし、之を基礎として茲に其の希望を述べんとするものなり。蓋し學校數の上に於て小學及中學と高等諸學校とは其間に甚しき懸絶あるのみならず、此等のことは元來下を土臺として定むべき性質のものにして且つ會計年度にも合し、又た我邦の氣候に於て四月を事の出發點とするの頗る宜しきに適ふものあるを以てなり。

故に問題は、高等諸學校の學年始めを四月に改むる可と

するか否かに在り。從來の如く九月とする可とするもの、
説に曰く、(一)中學校卒業後高等學校實業學校醫學專門學校等に入學するには、志望者の六割七割を振ひ落さるゝ程の非常に殘酷なる(結果に於て)試験を受けざるべからず、三月に卒業試験を受け其月の末又は翌月の初めに於て夙く此の困難なる試験に應ぜざるべからざるを以て、卒業試験も満足に出來ず入學試験も不足なるの不幸に遭遇すべし。然るに従前は如く七八月の頃に於て入學試験を舉行するときは、志望者は二三ヶ月の間に於て諸種の準備と知識の整理とを爲し得て、身心上大に利あり。(二)且つ又入學試験は多くは其學校所在地に於て舉行するものなるを以て、學生は北海道沖繩の果てより、各々志す學校所在地に旅行せざるべからず、若し四月の初めに於て入學試験を爲さんか、學生は實に奔命に疲れて身心上の傷害甚しかるべし。(三)加之ずすべし、學校の學年始めを四月とするときは、何れの學校の入學試験も略々同時に行はるべきを以て、學生は甲の學校の試験と乙の學校の試験とを受くる能はず、一の入學試験に失敗すれば、更に一年を空費せざるべからざることとなる。これ單に學生の無定見を責むべきにあらず、試験といふもの元來冒險物たるのみならず、東京高等商業に入られずんば、神戸高等商業に入らんとするが如きは、學生の志としても責むべきにあらざるなり。(四)次に又四月の中頃旅裝を調へて遙々入學の途に上りしに、六月の未七月の始めには忽ちに夏期休業となるを以て、再び郷里に歸ることとなり、學生は徒らに東奔西走する

に止り、不經濟なるのみならず、或は第一學期を休業して九月の第二學期より入學するの弊を生ずるに至らん。(五)又從來六月又は七月を以て學年末期とせしものは、病氣其他不得止事故の爲試験に缺席せしものに對し、九月に於て補缺試験に應ずるを許したれども、若し四月を以て學年始めとなすときは斯くの如き餘裕生せず、更に滿一ヶ年を同學年に徒費せざるべからざることとなり、不幸此上なし、凡そ以上列擧のものはずべて學年始めを従前の通り九月となすべき重なる理由にして、之を四月に變改せんとするが如きは失當の甚しきものなり。(六)殊に不都合を感ずるは、九月に入りしものを三月卒業期に變ずるを以て、其間七八月の休暇を除くも、在學生は三ヶ月の損を爲すこととなる、是れ理論の上に於ても實際上に於ても看過すべからざる大問題なりと。

以上九月說の理由とする所輕んずべからざるものありと雖も、吾人の信ずる所は稍々之と異なり、(一)論者は入學志望者の便不便の點に就て最も憂慮せるが如しと雖も、現に高等師範學校は四月を學年始めとして入學試験を舉行せるに少しの支障を來さず、尤も卒業試験前に卒業するものと看做して、入學試験に應ぜしむるを以て、或は卒業試験に落第しなから、入學試験に及第するの奇觀を呈することあらんかなれども、斯くの如きは稀有の事情たるのみならず、救済の方法まことに易々なり。若しすべての高等諸學校の學年始めを四月とすれば、豫備的中學程度の學校の卒業試験だけを三月上旬若くは二月下旬に繰上げることをせば、論者の憂ふるが如き混雜

は之を取り除くことを得るのみならず、例之諸學校の入學試験がむつかしとするも、競争試験なるを以て、入學志望者の事情が同一なれば、其合格不合格の上に影響を來すものにあらず、四月より六月まで準備をなすの餘裕ありと言ふと雖も、此の間の勉強は、所謂詰込勉強にて却つて身心上に害あるは受験者の實驗上同様には認する所なり。事ならずが學校を卒業すると同時に、卒業丈の學力を以て受験するの難作なきに若かず。(二)論者は又學校所在地に行きて入學試験を受けるに期間少くして不便なりと言へども、我邦今日の交通機關の發達の程度にても一週間の費せば高等諸學校の所在地に到られざることなし、况んや半ヶ月若くは一ヶ月以上の餘裕あるに於てをや。(三)次に二個以上の入學試験を受ける能はずと論ずれども、斯くの如きは事之を防ぐ方法を講ずるを以て相當とするものなれば、之を以て四月說を否認するは甚だ謂はれなきことなりとす。(四)論者は又入學より尙もなく夏期休業となるを以て不便なりと言へども、四月より七月の中旬に至るまで、約三ヶ月間の授業を受くるを以て、たとひ夏期休業の來るあるも少しも差支なく、且つ既に入學せし以上は、夏期休業にも安心して旅行又は相當修學の道を講ずべく、四月より無所屬にて九月まで遊び居るに比すれば、學生の身心上有益なること豫想の上にあるべしと信ずるものなり。(五)補缺試験の如きは事情によりては如何様とも都合のものにして、必ずしも夏期休業を間まざるべからざるものにあらざるや明かなり、四月を學年始めとしたるため學生

が一ヶ年を徒費せざるべからずといふの理由は萬ある者なし。(一六)學年期變換の際に於て三ヶ月の損を爲す學生ありといふ論はまことに尤もの次第にして、其方法に就ては五月四月三月と、三ヶ年に涉りて毎一年に一ヶ月宛早めにして之を變換するも可なるべく、之を面倒なりとせば教授の方法を變じて一ヶ年に直ちに短縮するも、甚しき不都合を來すことなかるべしと信ずるものなり。規則變更の際には、何れの場合に於ても、多少の損得あるは免れざることなるべし。所謂大體に於て利益ありと見れば、一時の損失は之を看過せざるを得ざるものならん。

學生の在學年限を成るべく短縮すべしとは、今日世界共通の輿論なるに、四月より九月に至る迄五ヶ月間を無所屬にて空費せしむるは、真に有害無益の事にして、一日も早く改正すべき重要な事柄なり。從來とても之に氣付きたる人多かるべしと雖も、恐らくは成な變更の際の實施方法に就て之を面倒として手を着けざりしものならん。

又卒業の際の就職上の關係より見るも、寧ろ三月を以て好都合となすものなり。中等學校の教員となるものは其の學年始めなるを以て素より都合宜しく、官吏となるものも年度代りの際なるを以てこれまた好都合なるべし。實業社會に入るものに就きては必しも時期を一定すること能はず、景氣の良きと悪きともよるべく、半期決算前なるをよしとするもあるべく、一概に何れを良しとも定め難かるべしと雖も、三月となりて不便なること更になし。

以上何れの方面より論ずるも、吾人は速かに規則を改正して、高等諸學校すべてその學年の始期を四月に革めんことを希望するものなり。

『山形県教育雑誌』第三一八号、一九一六年十月

就學の始期を考察せよ

小松 高橋 生

兒童の心的體的發育の長短は年齢の長幼に因由することは一般であると云はねばならぬ同一小學校に於いて學年開始の時期を四月一日と九月一日との二回とする所謂二重學年制を實行するのはこの兒童心身の發育の差異を減少する一途であるまいか併しこれは理論上の問題であつて果して二重學年制の必要あるものであらうか、これはとまでに及ばぬものであらうかはこれをもつと實際的に實際的に考察して見ねばならぬことであらうと思ふ、否これが吾等教育の實際にあたるもの、當然の義務であらねばならぬ。

余は先づ在來の制度(四月一日のみ入學期とする)の結果によつて四月一日以後九月三十日迄の出生兒童の成績と十月一日出生の兒童の成績を調査して見ねばならぬであらうと思ひ次きの如き結果を得た。

學年人員	得點數	平均	學年人員	得點數	平均
一男 一五	一〇八	七二〇	一男 一五	一〇五	七〇二
二期出生兒(四月一日より九月三十日迄)			二期出生兒(十月一日より三月卅一日迄)		

一女 七	二〇五	七、七七	二一	二二	六、八五
二男 九	二二二	六、九四	二二	二七	六、八四
二女 九	一六六	六、七〇	二三	二〇	六、五〇
三男 三	一五二	六、九二	二四	二二	六、六〇
三女 七	三〇〇	七、六〇	二五	一九	五、五〇
四男 二	一五二	六、七三	二六	二二	六、二九
四女 三	一五二	六、四〇	二七	二五	七、二四
五男 三	一六六	六、三八	二八	二〇	六、〇九
五女 三	二一九	六、四二	二九	二四	六、四九
六男 一	一〇〇	八、二二	三〇	三〇	六、八
六女 二	一四二	六、八二	三一	二〇	六、一〇

以上前學年度學年成績によれば各學年共後期出生つまり十月一日以後の出生者の成績不良なるを見る四五兩學年女兒の成績の後期成績佳良なるを見るこれは只一學年間の調査なるを以て何等の決定をあたふるなし、尙尋常科卒業者につきて當校五ヶ年間通じて之を調査したるに左表の如し

別	人員	得點數	平均	人員	得點數	平均
男	一六	七、六九	一、五	一七	七、七	六、六
女	一〇	六、八三	一、〇	一四	七、四	六、九

是によつて見れば女兒の成績後期出生兒の著しく不良なるを見る

以上單なる考察にて、二重學年制を採用することの實際兒童の心身發達に應じ無理ならぬ教育を施し得るにあらずやと思惟せらるゝ點なきにあらずるが如し無論當校一校の調査のみを以

つてしては何等断定し難きは云ふまでもなし、多数小學校につき充分調査を進め何等かの決定を實際的方面よりあたへたきも
のこ思つてやまず

以上の調査にして何れの土地何れの年も後期出生児の成績不良なりとせば二重學年制を實施し其結果によつて果して此等の弊を教ひ得るや否やを査定せざるべからず其結果にして果して此弊を教ひ得るものをせばこれ明に二重學年制の必要にして良好なる制度なりと斷案を下して可なるに至るべし

よし二重學年制は假に良好なる制度なりとの斷案を得たりとし
て尙こゝに多少の難點なき能はざるなり

一は出生兒童數の何時も後期にのみ多きことなり學級編制上の
一 支障たるを免れず

二は在來の制度に於いて全一學年の兒童を一學級以下に收容
し居る學校は爲に複式編成を見ざるべからざるに至るべし

三は全一學年を奇數學級に編制し居る如き學校にてはこれが
爲に一學級を増さざるべからざるに至り爲に經濟上の膨大を來すべく更に教科書及教授用具等の上よりも全校經濟上の困難を來すべきの點なきにあらず

四は中等學校二重學年制を探れるものゝ少きことなり
然りと雖これ等の難點は斷じて除去し得ざるには非ざるべし

もし果して二重學年制の效果大なるものと實際的方面の研究に
して積まば理論上には既に可なり吾等其任にあたるものゝ一日も猶豫すべきに非らざるべし

次に研究すべきは小學校令第卅二條なり曰く「學齡兒童保護者は就學の始期より其終期に至る迄學齡兒童を就學せしむるの義務を負ふ」これによつて見れば明に滿六才に達したる後の最初の學年に就學せしむることは義務にして其後の條文を繰り見るも其以前に就學せしむべからずとの語更になし然るに文部省訓令第六號に「學齡未滿兒童に就學禁止方」なるありてこゝに

學齡以前にも入學せしむべからずとなるなり勿論訓令なりとは云へども角も斯る形式の存すること明であるこれに由つて見れば學齡兒童の就學は學齡に達したる日の後の最初の學年始と限定せられ其後に至れば義務履行の怠慢となり其以前には訓令によつて取締らるゝこととなる

勿論猶豫若しくは免除のことは第三十三條に明示せらるゝも就學の始期は斯くの如く限定的なるべきものか未だ滿六才に達せずと雖も出生の日三日過ぎ爲に或は一日過ぎ爲に一年乃至半年後ろゝが如き兒童によりては發育完全にして優に一年乃至半年以前の出生者を凌駕するもの決して尠ならず前期出生者後期出生者の成績を調査せる際誠に優等兒（九點以上の通約を有する兒童）を見るに全部を運して前期出生者後期出生者につき五、三、四七の割合に優等兒を見たのである、此等後期出生者中の優等兒はこれ前期出生兒と共に教育するも斯る成績を示す或はより以前に之を就學せしむるも相當成績を擧ぐべきにあらざるか更に前期出生者の優等兒矢張其以前に就學せしむるも相當成績を擧ぐべきにあらざるなきか

又は相當年齢に達しながら發育不完全なるが爲に第卅三條を充分に活用すべき兒童も決して尠なからざる様に思はる殊に東北地方は然か思はる點少なくないと思ふ然るに就學歩合の低下を思ひます、無理なることを思ひながら或は猶豫することの有効なるを思ひながら之に入學を強ふるが如きことが斷じてなしとも云へ得ざるが如し街氣ある教育警むべきかな

斯くして入學期を早むべきは相當の方法によりて之を早め猶豫すべきは之を猶豫し生時の不同を忌まず心身發達の程度を揃へなば教育上の效果決して尠ならざるやうに思はれる
學齡未滿にして入學出願者ある場合は校醫校長等の慎重公平なる調査によりて之を決定すべきは勿論なりと雖も入學希望者其校下に於ける有力者なる場合にもし入學に相當するものなる

ときは憂ふるに足らずもし不相當のものたる場合にも現在の如き能力なる教育之が爲に公平を失するなきがこれ又全時に猶豫の方面に對しても全様の難點たるを失はぬであらう

切角設けられたる制度に對して殆ど顧みだもせぬが如き現在の教育者の余りに慎重に失するに非らざるを思ひ同好の士の斯る點に對して堅固不動たる實際的實驗的決定權威ある決定を與へられことを望んでやまず

贅言を弄したる所以なり

秋期學年の設置を望む

東京府女子師範學校訓導 對馬 敬吾 郎

小學校令施行規則第二十五條第二項に土地の情況に依つては秋期學年を置くことを得と規定されてから、同年に二期の學年を設置し得らるゝこととなり、我國教育制度の上にものがすべからざる一新機軸がつくられたのである。

この施行規則が公布されて以來、はや二十年にもなるとする今日秋期學年を設置して居るところは數校にすぎない状態である。

學習院の如くに小學教育より高等教育まで系統あり、組織あり、しかも他より優越した特殊の地位にあるところに於てはじめて秋期學年を設置され、その効果をみる事が出来たのであるが、その他一般の状態は秋期學年の設置を許さぬ事情があつたやうである。

それは當時に於て、小學校に秋期學年の設置の精神を認めながら、小學校と接續する中等學校、高等學校及び大學にも秋期學年を設置し、どこまでもこの趣旨を徹底させる必要あることを教育上の問題として、そ

の實現を將來にまつだけの深慮あり、實行力ある人物が次ぎへ次ぎへと出なかつたことが、今日なほ多く實施されない根本の原因をなして居るのである。

今、新令公布の當時から現在に至るまでの變遷を見るときに、教育の思潮に於ても亦經濟狀態に於ても全國的に進歩發展し、この趣旨を實現し得る事情が漸次満たされて來たやうに思はれる。

我が東京は往年大震災に遭遇したが、反撥力の強い市民は公私共に提携して復興に努力して居る。教育方面に於て、バラック建の校舎は、急進的に鐵筋の校舎に改造され、校内の設備は又文化的に完備され、而して又教師は白熱的態度をもつて將來の市民教育に従事して居る状態であるから、當局者と教育實際家との提携によつて近き將來には復舊を超越した新面目が必ず展開されること、確信するのである。

帝都の基礎をつくるものと自任する教育者には、教育發展のために深慮し、計畫しつつある問題が多々あると思ふ。その一つとして必らずや秋期學年を設置することを最も緊要なものとして、第一に數へ上げられて居ること、信ぜられるのである。

次に少しく秋期學年設置についての愚見をのべ、讀者と共にこの問題の研究をすゝめ、實現を速進せしめるやう努力したいと思ふ。

秋期學年設置の利益

第一、就學の始期と卒業年限を七箇月早めることが

出来、而して學齡兒童保護者の教育義務を七箇月早く終らせることが出来る。

秋期學年の設置によつて、直接利益を受くるものを大正十四年度・東京市學事調査によつて推斷してみたいと思ふ。

五月一日現在の尋常科第一學年兒童數は、東京市立のものばかりで三萬一千四百九十五人ある。將來學齡兒童數に甚だしい變化がないものとして、同年に春秋二期の學年を置くとすれば、その各の兒童數は春秋學年に約二萬餘人、秋期學年に約一萬餘人となるのである。

秋期學年設置第一年には、一萬餘人の兒童は七箇月早く就學することが出来、次年度からは毎年一萬餘人づつを加へ、六年目には六萬餘人の兒童がこの利益を受けられるのである。而して六年の終りには約一萬人の兒童は七箇月早く卒業することが出来、又これ等兒童の保護者はそれだけ早く教育の義務をはたすことが出来るのである。

更に卒業兒童の状態について見るに、卒業直後社會に門出するものは、男兒童に於ては男卒業兒童の二割六分七厘、女兒童に於ては女卒業兒童の二割九分を占めて居る。これ等兒童とその保護者の受くる直接の利益は甚だ大なるものといはなければならぬ。

上級學校に進む他の兒童は、小學校に接續する秋季學年に入學することによつて、何れの學校をも七箇月

早く卒業し、それだけ社會に出て活動する期間が多くなるのである。

この利益は一人について見れば僅かの期間のやうではあるが、小學校卒業兒童の七割以上を占むる多數の青年子女が受くるのであるから、この利益はひいて國家の盛運に大きな影響を與へるものと思ふ。

第二 兒童の心身發達の程度に應じた學級編成が出来る。

學年始めを四月のみにするときには、滿六歳に達した翌日から滿七歳に達するものを全部一時に收容し教育することとなるのである。従つて兒童の生活年齢の差は最も大なるものは一箇年、その間には又幾多の差があり、又これに伴つて發育の程度にも顯著な差があるのである。

教育は兒童の發達程度に應じて教育することを生命として居るのであるが、これ等の兒童を實際取扱ふ場合には非常な無理と困難があるので、日常教育に従事して居るものでなければその事實を知ることが出来なうと思ふ。

秋期學年を設置することによつて、これ等の差が七箇月だけ緩和され、發育程度の接近したもののみを以て學級を編成し、前者にまして適當した教育をなすことが出来ると思ふ。この利益を受くるものは、秋期學年の兒童のみが受くるのでなく、春秋學年兒童も亦受けられることはいふまでもない。

第三 成績不良の兒童は半箇年落第の方法を採ることが出来る。

多數の兒童中には學業の不成績又は長期間の病氣缺席で進級出来ぬものが相當の數だけありべき筈であるが、事實は兒童を六箇年間就學させ、時來れば、門から押して出すやうにして卒業させる傾向がある。そこにはいろ／＼の事情がひそんでゐること、察せられるが、その兒童の發達を考へ無理に進級させるよりもむしろ原級留置きにして教育する方が將來のためによりよいことと判断されても退いて又考へるに一箇年の長い間原級留置きにするとは人情上忍び難いところとなり力は足りないが進級させ、將來救済の方法を講じやうとするものが多く出て來るためであらうと思ふ。

秋期學年を設置することによつて、春期學年の兒童は秋期學年の組に、秋期學年のものは春期學年の組に編入することが出来るのであるから半箇年だけで済むのである。それだけ發育の遅くれたものにはそれに應じた無理のない教育が自然に出来ることとなるのである。

第四 就學猶豫の期間は短縮される。

學年始を春期のみにして居るところでは、就學猶豫の期間は其の年四月に於て始期に達すべき兒童にあつては、一箇年とし、既に始期に達した兒童にあつては一箇年以下として居るが秋期學年を置いてあるところではその年四月に就學の始期に達すべき兒童にあつて

は五箇月、その年五月に於て就學の始期に達すべき兒童にあつては七箇月とし、すでに就學の始期に達した兒童にあつては各五箇月以下又は七箇月以下となつて居る。秋期學年を設置することによつて猶豫の期間が短縮され、猶豫の事情が消滅によつてそれだけ早く教育を受け、早く卒業することが出来るのである。

第五 就學兒童收容力を緩和することが出来る。

人口の移動は、常に村落より都會に向つて動き。ことに近年は都會に集中する數が著しく増加したやうである。東京は震災のため現在は變調の状態にあるが、復興と共に人口の集中することは疑のないことである。従つて學齡兒童も急激に増加するため四月始めに多くの兒童を一時に收容することは困難なことが出来ると思ふ。秋期學年を設けることによつてそこに多少の緩和が見られると思ふ。

第六 中等學校の入學期を緩和することが出来る。

最近に於ける中等學校入學試験の問題は、全般的に職者の胸をなやまして居る。ことに大都市に於て最もその甚しきを痛感するのである。

今までは入學試験の期日が切迫して、はじめて入學試験の撤廢若しくは試験問題の改善について論議を戦はし、當局者と意見を交換するやうであつたが、その根本的解決策も生れざる中に、例年とあまり變りのない方法によつて、入學試験が行はれて居つたやうである。後にのこるものはいつちも、中等學校の擴張と保護

者の子弟教育に對する自覺をうながすこと等であつたこの問題も入學試験が終ればいつのまにか自然消滅に終る状態である。

中等學校の増設をさげんだものは、府市の豫算編成の時期を逸せず更に聲を大にして要求する人はあるだらうか、又父兄の自覺をうながすやうに今から着々とそのために努力して居るものがあるであらうかと疑はざるを得ないものがある。この問題を解決するためには永遠の策を講じ、實現のためには不斷の努力を要し、まぬやうな人物がより多く出て來なければならぬと思ふ。

余は多くの識者が今まで唱へ來た名案の上に更に一つの救済案を加へたいと思ふ。それは小學校に秋期學年を設けた五年後に中等學校にも秋期學年を設け、小學校と連絡をつけることにするのである。これによつて入學試験は春秋二回となり入學志願者は二と一の割合に二度に分れるために、今までの如く一つの學校に殺倒することがなく、その間大いに緩和されることと信ずるのである。

今後は年中行事の如く入學試験の期に切迫して思ひ出したかのやうに例年同じ議論を繰りかへすことを止め、少しく將來のことを考へ、實現の可能性をもつて救済策を案じ、當局者を奮勵し、提携してこの難問題を解決することに努力されんことを切望するのである。

秋期學年設置上の難點

秋期學年の勵行は、今日までに幾度か唱へられたことと思はれるが、未だ廣くその實行を見るまでに至らない。その根本的原因は前に述べた通りであつて、これは又實施上の最大難點とするところである。

富山市に於ける如く就學始期に違するものが春秋二期に分けて收容し教育し得らるゝやうに都合のよいところは他の都市にも多いことと思ふのである。

成城小學校の如く秋期學年を設けその實績をあげつゝあることをまのあたり實見しながらもこれにならつて進んで計畫を立てて實行するものを見出さないので一に教育に理解あり、教育の實績をあげるために計畫を立て、實行に努力し、目的を貫徹せねばやまぬ熱のある人がないといはなければならぬ。

秋期學年を設けることは一小學校のみの問題でない。全國的のものであり、これが又一朝一夕に實現されるものでない。それだけ有爲な人物を要するのであつて、いづこにも適當な人物を得ることは難しいと思ふ。

秋期學年に入學して居つたものは家事の都合上他に転居しなければならぬことがある、轉居先には不幸にして秋期學年を設けて居ない場合には連絡をかくこととなり、今までの教育は徒勞のやうにも思はれる、然しこれは保護者の注意如何によつては必ずしも兒童の不利益になるとはかぎられないと思ふ。

東京は秋期學年の設置を許す事情にある。

秋期學年を設ける上から我が東京をみるときに、すべての方面にこれを許す事情が満ちて居るやうに思はれる、唯その實行上基礎調査と學區域の變更等に於て他に經驗し得られぬ困難はあるが、實施後の利益を受くることに比較すれば、實行困難の條件とするに足らないものである。

第一、秋期學年を設置するにたるだけの就學兒童をもつて居る。

就學兒童は各區によつて、其の數を異にし、學級編成の上にも困難なところもあるが、大體に於て實施して差支ないものと思はれるのである。

大正十四年五月一日現在に於ける各區の各小學校に於ける學級の分配を一覽すれば實施の可能性をもつて居るものは多數を占めなほ學區域の變更によつて、無理のない學級編成をなすことが出來ると思ふ。唯實施上多少の困難がこれに伴ふことと想像されるが將來の教育のためにこれを忍び解決して行かなければならぬ。

第二 小學校と連絡する上級學校を建設する經濟力がある。

諸般の施設と事業をするためには年々巨額の費を出して居るのではあるが、教育の方面には比較的多額の費用を投じてゐないのではないかと思はれる。東京に於ける小學校教育以上の教育機關は事實他の團體によ

つて經營されて居るのであるから、東京としては現在以上に上級學校を増設し擴張するだけの經濟力に餘裕があると思ふ。

第三 他の團體によつて經營される上級學校を容易に求めることが出來る。

現在東京にある中等學校の中の多數は事實他の團體若しくは個人によつて經營されて居る。收容する生徒は東京市在住のものが大部分を占めて居るから、東京市に於て秋期學年を設け卒業生を出す時には卒先して秋期の學年を設けることは疑ないものと思ふ。この點は他の都市と大いに趣きを異にし、東京のみに與へられた大きな利得である。

第四、優良教員の補充は容易に得られる。

現在は東京府に於て五百人餘の教員を養成し年々各地方に配當するのであるが、今後とも不足を來し、他府縣出身の教員を多數採用して缺員を補充しなければならぬ。

近年又著しく地方より東京に就職の希望をもつものが多いつきいて居るから、優良な教員を補充することはさほど困難なことではないと思ふ。

なほ實行案について考へたこともあるが、東京市學事に精通しない者のすることであるから、机上の空論に等しいもののあることを恐れるから、ここに述べることをひかへたいと思ふ。

余の拙文が識者の熟考をうながす何かありとすればまことに幸である。

一、半年進級制ニ關スル調査報告

（一）小學校ニ於ケル實施案

(1) A案

1. 第一年度ニ於テハ、四月ニハ從來ノ通り學齡兒童ヲ入學セシメ、十月ニハ滿六年ヨリ滿六年六ヶ月ニ達セル兒童（四月二日ヨリ十月一日マテニ出生セル者）ヲ入學セシメ漸次半年進級制ヲ完成ス

（參考）大正十二年度統計ニヨレバ

十月以後三月迄ノ出生者

一、二〇二、五七〇

四月以後九月迄ノ出生者

八四〇、七二七

合計

二、〇四三、二九七

ニシテ前者ト後者トノ比ハ約三ト二ナリ即春季組三學級ニ對シ秋季組二學級ナリ

第二年度以後ニ於テハ四月ニ前年ノ十月以後其年ノ三月マテニ學齡ニ達シタル兒童ヲ入學セシ

メ、十月ニハ其年ノ四月以後九月迄ニ學齡ニ達シタル兒童ヲ入學セシム

2. 第一學年ノ學級數ハ年々増加スルハモトヨリナルモ今後四五年間ノ平均概數ハ約二万五千學級

ナリ然ルトキハ秋季ニ於ケル新學級數ハ其五分ノ二即一万學級トナル

3. 右學級増加ニ伴ヒ必然的ニ第一年度ニ於テ教員數一万ノ増加ヲ要ス新ニ之ヲ採用スルコト不可

能ナルトキハ二部制ヲ採用スルモノトス

(2) B案

本案實施ノ第一年度秋季ニ於テ、第一學年ヨリ第六學年ニ至ルマテ四月以後九月マテニ出生セ

擧進級セシメ一齊ニ半年進級制ヲ完成ス

(其ノ二)

(1) A案

秋季第一學年ニ入學セシムベキ生徒ハ尋常小學校第六學年卒業者及在學者トス

(2) B案

小學校ニ於ケル實施B案ニ準ス

ル兒童ヲ進級セシメ一齊ニ半年進級制度ヲ實現セシムルモノトス但シ第一學年兒童收容ノ方法ハA案ニ同ジ

(二) 中學校ニ於ケル實施案

(其ノ一)

(1) A案

小學校ニ於ケル實施A案ニ基キ其第七年目ニ第一學年ヨリ實施ニ着手ス

(2) B案

小學校ニ於ケル實施B案ニ準ジ第一年度秋季ニ於テ各學年トモニ學力優秀身體強健ナル者ヲ拔

二重學年制の可否〔十四家執筆〕

◇ 貴族院議員 澤村政太郎
文學博士

二重學年の可なるを信じ小生關係の成城小學校にては、十年前創立の時より今日に至るまで實施して居ます。

◇ 教育週報社長 爲橋 五郎
可。經費をへ許せば。

東京帝大助教授 青木誠四郎
心身の發達程度に應じてその就學の時期を考慮すると云ふことは子供を中心として考へれば當ふまでもなく非常に必要のことと思ひます。さう云ふ制度が一般に布かれることになれば私たちは一、子供の性質を比較的ホモヂラスにすることができ學級教授に便を得。

二、子供から云へば現在よりはその發達の程度になつた教育をうけることが出来ると思ひます

たださう云ふ制度が行はれるならば小學校ばかりでなく、中學校もすべての上級學校もそれに據ることにならねば、結局空なものになりはしないでしょうか。

◇ 國民新聞社委員 相澤 顯

私は主眼としては賛成です。しかし實際之れを行ふとなると、いろいろな事情の爲に、うまく行はれないようです。全學制系統が悉く下から上まで、三月卒業、四月新學年となつて居るが如き、此の二重學年の歡迎されぬ主なる理由と思ひます。

◇ 東京帝大助教授 西山 哲治
帝京小學校長

私は二重學年制に反對するものではありません。併し、九月の入學兒童は六年後の七月に卒業する七月より四月迄中等學校入學までの半歳を有意義に送らせる準備を條件として賛成します。私は二重

學年制よりももう一層徹底的に凡ての小學校を半年進級制にしたいと思ひます。新しくすれば半年毎に進級せしめ、出來の悪いのは半年停級させ以て能力にじっくり合つた學校を見出させるやうにしたい、然らば二重學年制の如きは閑居として、消えてしまふものであります。

◇ 志 恒 寬

教育的に考へて無論賛成です、ただ教育の組織制度の上から秋期入學者のために不便がありますね上級學校との聯絡の事をも合せて考究すべきでせう。

何しろこうした部分的の修正では、我國の教育は救はれませんね。

◇ 東京高師附屬主事 日田 權一

私は二重學年制は是非、實行して貰ひたいと思ひます。依つて從來機會ある毎に之れを主張して

◇ 東京高師附屬 武政 太郎

ます。けれどもそれには條件があります。即ち二重學年制は小學校だけやつてもそれは駄目です。中等學校及専門學校を通じて之れを實行しなくては、その目的は達せられませぬ。少くとも中等學校迄は同時に行はなければ駄目だと思ひます。

此の問題については大ざつばに一口に可とも否ともいへない。全體從來の學年制による學年制は一つの便宜であつて何等學術的根據があるわけではない。隨つて同一學年といつても身體上、精神上の發育について等質的のものを求めたといふでもない。歷年制と生理的年齡と精神的年齡とを加味して學年及び學級を學理的並に實際的見地から編制する最善の方法を案出しなければ、二重學年制の可否については十分な議論は出來ない

新である。唯年齢の個人差を少くするといふ點だけからいふと、二重學年制は、大きな學校から採用すべきものであらう。

千歳高等學校長 根岸 福彌

賛成です(理論としては)準備が許せば三重學年、四重學年の編制でもして出来るだけ同一條件のものを一國として教育したいと思ひます。

東京高等師範教授 野々村 運市

兒童身體の強弱、發育程度に應じて二重學年を設けることは、正面の理由から見ても反對すべき理由はない様である。けれども實際上から見ても、教授法原理から言つても、まだ、攻究を要する問題であり、今日の状態では必要がないと思ひます。

實際上は、二重學年制から来る學校管理上の繁雜であります。尤も、少しでも効果のあることならば、繁雜そのことは厭うべきでないものでありますけれども、必要もないことに骨折るのは無駄だと思ひます。

教授法原理の上から見ますれば今日の教育状態で二重學年に連續することは、學級編制を固定的に考へ、教授を既成知識の傳達であるとし、その機械的教授の成績を擧げようとする態度に連續することになる、かくては二重學年制は却つて今日のこの惡傾向を助長する無益有害な制敵となつて仕舞ふ虞さへあると思ひます。

制度そのものに善悪はない。要は、その制度に盛る内容そのものにある。爲政的に見ればかゝる制度の分化は進歩に違ひない。けれども、遺憾ながら今日の我が國の教育の實際は、この制度の分化を合理化するだけ、それを運用し切るだけの内容の充實と進歩とが見られない。内容不足な形式は負擔であり荷厄介である。この荷厄介な形式が、彌が上に内容の發展を妨げることになる。實際上、二重學年制から来る學校管理上の繁雜は今日の教育内容を充つたとしても、眞の教育理想の達成を助けまいにきまつてゐる。これは事務的分業からのみ言ふのでない。今日の狀態では、二重學年制そのもの、性質

が、今日の教育の惡弊の上に惡弊を重ねる契機を含むことになる。今日の處で、最善の方法は、學級担任教師が、竹折つて、その担任學級の内部で、若しくは同學年他學級と聯合して身體の強弱や、發達程度に應ずる流動的な分組組織でも工夫して貰へば、それがモツケの幸となつて、それ以上の意義効果とが發見される機會となり眞に教育内容の充實發展を來す機縁となると思ふ。二重學年制が、その眞價を發揮するのはこの時期を通過した後のことであると思ひます。

序に餘計な口をきく様ですが、義務教育の年限延長も、悉く迫つてゐませう、この際教育實際家の準備としては教育内容の充實でありませう。延長説に反對する人々が今日の教育内容の實況で年限を延長することは國民の教育や、實力を進める所以とならないと言ふ權な説を主張するのも、強ち盡く妄言ではありますまい。二重學年制の如きは言ふまでもなく制度であり、手段であつて、内容の充實そのことではありますせん。私は我が國教育の内容が眞に改善せられ、充實せられて、二重學年制や義務教育の延長の如きが最善の形式や制度として消化され、合理化されて行く様な時期が一日も早く到來したいと思ひます。

成城小學校主事 小原 國刀
二重學年以上ある學校ではぜひひうしたいと思ひます。そんな意味でよいことです。多年やつた結果から考へましても、但し四月と十月とにしたいと思ひます。

東京女高師教授 倉橋 惣三
二重學年制は合理的です。從來の習慣から、實行上當分困難の様に感ぜられませうが、是非實現されたいものです。

東京女師校長 龍山 義亮

二重學年制は教育上の立場からしては便宜なことと思ひますが、唯取扱の上には種々の手数を多くするため、法令上認めて居りながら實行するものが少いのでありませう。一時多少經費も増し設備の上にも於ても不便がありましても實施後に於てはかゝる不便は漸次除去されることと思ひます。

廣大教授 小林 澄兄

小學校の二重學年制は主眼として賛成です。しかし入學期をいつにするかは問題だと思ひます。また中等學校以上も二重學年制にしなければ、小學校卒業者が困ることになりませう。これと關聯して半年進級をも採用することが望ましく思ひます。

『教育時論』第一五〇三号（一九二七年三月十五日）

二重學年制について

帝國教育台主筆 野口 援太郎

二重學年制の可否に關する議論は今更迭するまでもない。ことほど明瞭なことである。子供の時代には一年間の相違は、その心身の發達の上に、非常に大きな差を來すものである。今日の教育方法は、成るべく發達程度と同じいものを集めて、これを一人のように見て、一齊に教授しようとするのである。従つてなるべく發達の程度のない児童を集むることが有利である。然るに今日の制度によれば、極端な場合には、正に一ヶ年の年齢の相違を有する児童を同一學年に編入しなければならぬこととなつて居る。然るに二重學年制を取る時は、この弊がよほどまで緩和せられる。即ち二重學年制によれば、其の差は如何に多く見ても六ヶ月を越ゆることがないからである。次ぎに今日の制度

によれば、どうしても原級留置を即落第の制を認めなければならぬ實際各學校に於ては、この落第の制を實行しつゝあるのであるが、しかしこれを行ふ時は、その児童は一年間の損失となる譯である。然るに二重學年制を採用する時は、たとひ原級留置にしても、半ヶ年の損失にて済む譯であるから、その損失を少くする上に於て、この制度の方が有益である。加ふるに家庭並に一般社會の上から考へても、この制度は少年を早く社會に送り出して、社會上有益な仕事をなさしめ、家にありては早く金儲けの仕事に従事せしむることが出来る點から見て、又頗る利益が多い。假りに年々百萬の児童が就學するとして、その中の五拾萬が半年早く習得に従事することが出来るとすれば、その家庭並に社會上に及ぼす仕事の量は大了たもので

あらう。しかもそれが一年のみでなく、毎年この五十萬の若者が社會に貢獻するのであるから、それは決して侮ることの出来ない仕事の能力であると思はれる。第四には二重學年制は換言すれば半年進級の制度である。今日教育上學級制度を採用する結果、優秀な児童を普通或は劣等児童と伴はせて進級せしむることは、教育上から見て大なる不利益である。さりとて一年間の進級的進級をなさしむるには、余程優秀な子供でなくてはならぬ。従つて今日の制度に於てはこれを認めて居ない位である。然るに若し半年進級の制度を取る時は、この進級的進級をなさしむる上に於て、よほど有益である。進級的進級は實際教育上余程有利な制度である。この制を認むるならば多くの優秀な児童が救済せられる。今日の如き制度では秀才を伸ばすことが出来ないのみでなく、抑つてこれを殺して懶惰の習慣を養はしめつゝあることは、多くの人の認むる所である。半年進級の制度は此の弊を救ふに最も適當である。又児童及教員にありても、今日のように、一年に一回しか新しい気分にならないようでは、その間の間隔があまりに隔り

過ぎて居るが、二重學年制を取り、半年進級の制を行ふ時は、毎年二回、教員も児童も其の心が改つて、教育上の能率を増進することも出来る。

今日世界の各國に於て二重學年制を採用して居るのはアメリカのみに思はれるが、我國に於ても以前は二重學年の制を採用して居たことがあつた。これは恐らくアメリカの制度に習つたものであらう。學制初期にはフランスの制度を習ひ、後にはアメリカの制度を模した所が頗る多かつたものである。その後更にドイツの制を模倣するに至つて、一年進級の制に復したようである。然るに今日に於てこれを見る時は、以上に述べたように、半年進級制度の方が多くの點に於て有利であるから、我々は出来るだけ半年進級の制を採用することを希望する。現に今日の法令に於てもこれを許容して居ることとは周知の事實である。唯二重學年制度の不利な點は、學校の設立區域が狭くて、半年間に一學級を組織するに足るだけの児童、即ち四五十人乃至六七十人の児童しか得ることが出来ない場合に、經濟

上の損失があることは免るべからざる事柄である。然るにこんな不利な場合に於ても、教育上の見地からこれを見れば、むしろ児童数の少いことを希望するので、経済上の損失は教育上の利益によつてこれを償ふて餘ある事は論なき所である。されど所謂無い袖は振れぬと云ふ譯の意味によつて、若し経済上これを許さぬと云ふ學校に於ては、一學年進級の現制を採れば宜しいのである。その他二重學年制の採用によつて教育事務に携はつて居る人々は、一年に二回も多忙な時期が來て迷惑を感じるであらうと思はれるが、しかしこれは事務の疎滞を防ぐ上に於て、却つて有効であるとも考へられる。これを要するに、二重學年制は利益あるのみで、別に弊害と思はれる點はない。それは其の管でなくてはならぬ。我々は實は學年制の如き人爲的な形式的な制度を避け、本當の發達程度（身心兩方面の）を基礎として學校を編制し、しかもその進留を極めて自由に、圓滑に自然の發達に従ひて調節を行ひ得るようになりたいと希望して居る。それは固定學級なるものでなく、言はゞ流動學級と稱すべきもので、自由に上下し、流

動し得る學級を希望するのである。半年進級制はこの流動學級の方に一步を進むるものなれば教育者としては何人もこれを希望しないものは無いだらうと思はれる。

従つて今日「二重學年制の可否」などと言ふ問題を提出するのはあまりに教育の實際に通ぜざるものである。それは二重學年制の可なることは殆んど一點の疑を容る、餘地もないほど明かなことであるからである。然るにその實行上の點に至つては中々重大な問題で、俄に決定することが出来ない大問題である。

◇

何故に二重學年制の實行が重大問題であると言ふか、それは第一には學校の設備に關し、第二には教員に關し、第三にはこの制度の影響の波及する所は中等高等の諸學校にも及んで來るからである。我々は先づ設備と教員との問題について考へて見たい。例へばこの昭和二年度から二重學年制を採用するとしやう。又、今の教室及机櫃掛その他の器具に於て、丁度今年入學の児童を收容するに足るべき設備があるものと假定しやう。然るに本年の秋に至つてこの半々

間に學齡に達する児童、大まかに言へば、この學年末に至つて學齡に達する児童の半數が、秋期に新たに入學することとなる。此の時に於てこれらの設備と教員とはどうすれば宜いかと云ふ問題が起つて來る。これを解決しなければ二重學年制は實行不可能に陥らなくてはならぬ。これを解決するには種々の方法がないでもない。即ち第一には二部教授の方法を取ることである。しかもそれは一學年だけの二部教授なればそんなに無理でない。しかしながら昭和八年の春期に至るまで年々下半年期に於ては、この二部教授を繰り返へさなくてはならぬことを覺悟しなくてはならない。この覺悟があれば何のことはなく二重學年制は行へる第二の解決法は教室を増築し教員を新に採用することである。教室を増築することは市町村がその費用を奮發して呉れれば何のことはなく出来る。しかし市町村が果してその費用を支出し得るや否やが問題である。たゞこの場合に於ても考へて見なくてはならぬことは年々前半期に於てはこの教室を便はずに遊ばして置かなくてはならぬことである。尤もこれも他に何か利用すればよいが、それほど必

要のない前半期があるのに、後半期の爲のみに市町村が建築費の支出をなすか否かは頗る疑問である尤もこれを建築して置いた所で、日本全國について言ふならば、二三年の間には前半期不用教室も利用せられることになる。それは児童數の増加の結果存外早く必要になつて來るからである。唯ある年數の間、前半期の不要教室を早く建築したと云ふ位のことには過ぎないこととなるに相違ない。

教員の問題も丁度これと同じ現象を呈することとなる。即ち本年から二重學年制を採用するとせば今年の秋期に於て、本年の入學児童を以て編制する學級數の半數の教員を新に要することとなる。そして來年の四月になれば、此の半數の教員はまた不用になる。若し年々の児童數に増減なしと假定すれば、かくすること六年にして、此の一時的補充教員は不用になる。この六年間の半年補充教員の問題は頗る重大なものである。唯半年間だけの一時的採用で教員を得ることが出来るかどうか疑問である。しかし若し師範學校生徒の募集をこれに伴はせることにすれば、此の問題は容易に解決せられる。それでも半年間あまり必要で

もない教員を置くことは中々困難である。或は前に述べたやうに六七年の間、後半期一學年兒童のみに對して、二部教授を行へば、更に容易に解決せられる。これも一學年の秋期半年であるから、實行上決して困難な問題ではない。又教育上の能率を低減すると云ふ程の事もない。唯多少手當を増給する位のことでは足りると思ふ。

これを要するに、教員その他の設備と教員との問題は、初めて二重學年制を採用した秋期兒童が、その學校を卒業するまで附きまゝに困難であるが、これを解決するに最も簡単な方法は、二部教授を第一學年の兒童に、下半學年の間、採用することである。

若し小學年に於ける二重學年制の採用の趣旨を徹底せしめようとするならば、中等學校から大學に至るまでこの制度を採用しなければならぬ。でなくては秋期入學の兒童は上級學校に入學するに當りて半年間餘裕が出来ると云ふことになる。しかしながらこの半年間は入學準備に費すことも意義があると思はれるが、一般多数の小學校のみで實業に就くものに取りては半年早く業務に就き得ることゝなつてよほど有利である。

以上の如き理由と方法とによつて、私は二重學年制を採用するを以て教育上有効と信じ、又實行上に於ても多少の困難と繁雜とを來たす恐れがないでもないが、これもそんなに多く顧慮するほどの事でもないで、年々二學級以上の兒童の新就學兒童を有する學校にありては、思ひ切つてこれが採用を勧告したいと思ふ。

教育審議會諮問第一號特別委員會第七回整理委員會（中等教育）會議録

昭和十四年二月一日 於文部省第二會議室

午後一時四十分開會

出席者左ノ如シ

特別委員長	二十四番	田所美治君
整理委員長	六十八番	林博太郎君
整理委員	一番	後藤文夫君
同	十二番	西田博太郎君
同	十五番	松浦鎮次郎君
同	二十七番	田尻常雄君
同	三十番	下村壽一君
同	三十六番	田中穂積君
同	五十二番	橋田邦彦君
同	五十三番	森岡常藏君
同	七十番	佐藤寛次君
同	七十三番	西村房太郎君
幹事		松岡忠一君
同		中根秀雄君
同		小野島右左雄君
傍聴セル委員		
委員	三十三番	野村吉三郎君
同	五十八番	吉岡彌生君

○整理委員長（伯耆林博太郎君） ソレデハ是カラ整理委員會ヲ開會致シマス、差當ツテ五年ト云フコトニ致シテ中等學校ヲ考ヘマスルニ付テ、此ノ前優秀ナ學生ヲ如何ニ上級ニ編入スルト云フコトニ付テ進級ノ問題ガ起ツクノデアリマスガ、春組秋組ヲ作リマスルト非常ニ經費モ少ク、且ツ優等生ヲ上ヘ進メルノエモ都合ガ宜シイ、劣等生ヲ下ヘ下ゲテモ半年ノ損デアリマス、今迄ノヤウニ出來ナイ者ヲ無理ニ五年ニ置イトイテ卒業サセルト云フコトモナク、大變良イト云フコトニ付テ七十三番ニ於テ相當案ガ出來タヤウデアリマスカラ、七十三番カラ其ノ案ニ付テノ御説明ヲ願ヒタイト思ヒマス

○七十三番（西村房太郎君） 只今委員長ノ仰セノ通りアレカラ少シ調査ヲ致シテ見マシタガ、此ノ案ハ強テ拔擢進級スルト云フノミダナク、中學校或ハ小學校ノ教育ニ於テ内容ノ改善エモ種メテ必要デアル、斯ウ云フ風ニ感シマシクノデ案ヲ拵ヘテ見クノデアリマス、一ツ御審議ヲ願ヒタイト思ヒマス

中學校ニ於テ春秋二季制新設ニ關スル考察、第一春秋二季制、是ハ半年毎ニ進級セシメルノデアリマスカラ前期後期ト云フコトニナル、此ノ春秋二季制ノ長所短所ヲ見マス、前期ハ四月一日カラ九月三十日ニ至ル、之ニ

容レル生徒ハ其ノ前年ノ十月一日カラ翌年三月三十一日迄ニ生レタ者ヲ前期ニ收容スル、後期ニハ四月一日カラ九月三十日迄ニ生レタ者ヲ後期ニ收容スル、此ノ長所トシテ考ヘテ見マスト、是レ迄ハ唯一日出生ガ遅レタ爲ニ一年間ノ足踏ヲサセラレテ、彼等ガ卒業後社會ニ出テ活動スル時期ヲ遅ラセル、個人ノ損失、國家ノ損失モ甚ダ多イト思フノデアリマス、之ヲ此ノ儘ニシテ置クト云フコトハ極メテ現制度ハ不合理デアル、不親切デアル、ソレデ歐米各國ノヤツテ來テ制度ニ倣ヒマシテ、新様ニ此ノ新制度ヲ作ルト云フト半年間學校卒業ノ時期ヲ早メマシテ、サウシテ社會ニ半年ダケ早ク出テ活動スルト云フコトガ出來マスノデ、現制度ノ不合理ノ點ヲ改メテ世界各國ト同ジヤウナ立派ナ完備シテ制度ニナルノヂヤナイカト思ヒマス

第二ハ、生徒緊張ノ持續ニ利アルコト、是ハ教育的ニ考ヘマスト非常ニ色々ノ利益ガアルヤウデアリマス、之ヲ一看初メニ主張シタ人ハ誰カト申シマス、ソレハ能ク存ジマセヌガ、米國ノ「マサチューセツ」州ノ視學官デアル某氏が著書ヲ出シマシテ、ズツト以前ニ私ハ讀シテダコトガアリマス、ソレカラ考ヘマシテ、私其ノ時千葉ニ居リマシタガ、田舎ノ生徒ノ生活ノ模様、勉強ノ模様運動ノ模様等ヲ見マシテ、如何ニモ此ノ人ノ意見ガビツタリト合フヤウデアリマシテ、十年前ニソレニ「ヒント」ヲ得テ此ノ半年進級制ヲ私ハ主張シタコトガアリマス、丁度此ノ前ニ文部省デ中等教育ノ調査委員會ガ出來マシタ時ニ此ノコトヲ主張致シマシテ、是ハ合理的デアルカタト云フノデ、其ノ時ノ記録ニハ殘シテ置イテ戴イタト思ヒマス、其ノ人ノ説ニ依リマス、大體極ク長ジタ者

ニハ必要ナイガ、幼年カラ青年ノ初メ、詰リ小學校或ハ「ハイ・スクール」ノ生徒ハ「ワン・チーム」ノ長サト云フコトヲ考ヘテヤラナケレバナラス、小學校ノ一年間ヲ「ワン・チーム」トシテ居ルトダレテシマフ、大體此ノ人ノ建前ハ小學校デ一年間ヤルト長過ぎル、中學校ニ於テモ長過ぎルノデ、中學校ハ二期ニ分ケタ方ガ適宜デアル、斯ウ云フ説デアリマシテ、且ツ殊ニ小學校、中學校ノ一年アクリハサウデアリマス、此ノ頃ノ身心ノ發育ト云フモノハ半年ニ依ツテ非常ニ差異ヲ生ジテ參リマスカラ、其ノ差ヲ其ノ儘デ一年間ノ間ニ出生ヲシタ者ヲ收容スルト云フコトハ能率上宜シクナイ、非常ニ能率ヲ擧グルノニ惡イ、斯ウ云フヤウナ意味カラ「チーム」ノ期間ヲ適正ニシ、且ツ發育程度ヲ均齊ナラシメナケレバ教育ノ能率ガ擧ラナイ、斯ウ云フ建前カラ此ノ論ガ來テ居ルト思フガ、私ハ非常ニ之ヲ共鳴スル所ガ多イノデアリマス、是ハ千葉デ調べタノデアリマスガ、一學期ト三學期ハ非常ニ勉強シマス、一學期ハ學期ノ初メデスカラ心モ新クニ緊張シテ勉強スル、又三學期ハ落第シテハナラナイト云フノデ、卒業ノ前ダケニ好イ成績ヲ取りタイカラ勉強スル、一學期ト三學期ハ非常ニ緊張スル、二學期ハ勉強ノ方カラ言ツテモ、運動ノ方カラ言ツテモ非常ニ適當ナ時期デアアル、燈火親シムベシデ非常ニ讀書ニ好イ時期デアアルシ、又天高く馬肥ユト云フ譯デ運動ニモ好イ時期デアアルガ、兩方共イケナイ、運動ノ方モダレテ來テ居ル、勉強ノ方モダレテ居タイケナイ、適切ナル事例ガアリマスガ、アスコハ毎年野球ノ試合ヲ致シマス、野球ノ選手ノ弊害ノ出ナイヤウニ苦心シタノデアリマスガ、ソレニ依ツテ見マシテモ、丁度一學期ノ終リニ全國ノ野球試合ガ始マリ

マス、處ガ一學期ノ選手ノ試験ノ成績ハ二學期ノ試験成績ヨリ好イ、是ハ恐ラク二學期ト云フモノハ勉強ニモ適シ、運動ニモ適スル時期デアリマスケレドモ、其ノ困ト云フモノハ一年ガ長過ぎルカラ、其ノ中間ニ立ツテ、學年ノ終リヲ眺メズニボンヤリ暮スカラ非常ニ能率上懸イ、斯ウ云フコトガ適切ニ認メラレテ居ルノデアリマシテ、教育上ノ見地カラ言ツテモ此ノ半學年ノ進級制度ヲ作ルト云フコトハ必要デヤナイカト考ヘラレル次第デアリマス、殊ニ小學校ニ於キマシテ半年ノ時日ト云フモノハ兒童ノ身心ノ發育上非常ニ差ヲ生ズルノデアリマスカラ特ニ此ノ制度ヲ設ケル必要ガアリハシナイカ、先達ヲ或ル小學校ノ校長ガ實ハ私ノ方ニ參リマシテ、一年ヲヤルノガ一番困ル、發育不良ノ者モ採ツテヤルノダカラ實ニ頭ガ揃ハナイ、粒ガ揃ハナイデ困ル、是ハ何トカ違ラス方法ハナイカト云フヤウナコトヲ言ツテ居ラレマシタガ、サウ云フヤウナコトニモ非常ニ宜シイシ、又ソコデ「ターム」ノ長サト云フコト、生徒ノ發育ノ程度ヲ揃ヘテ一學級ニ容レルト云フコトカラ見マシテ是ハ非常ニ特長ヲ持ツテ居ルト思ヒマス

第三ニハ、秀才拔擢進級ニ利アリ、是ハ皆様カラモ御話ガアリマシタガ、一年ヲ飛ビ越スト云フコトハ本當ノ秀才ニハ良イカモ知レマセヌガ、ソレハドウモ無理ガアル、半年ナラバ是ハ餘リ無理ガナクテ行ケルダラウト云フ先達テカラノ皆様ノ御高見デアツタヤウデアリマスガ、之ニ依リマス、餘リニ無理ガナクテ拔擢進級ヲスルト云フコトモ出來得ルト思フノデアリマス、詰リ春季ニ入ツタ者ハ既ニ半年トクシテ居ルカラ、或ル期間ニ一回此ノ中ノ秀才ヲ拔擢シマスト一年間早ク卒業スルト云

フコトニナリマス、早生レノ者ハ半年間卒業ヲ短縮スル、若シ非常ニ秀才デアツテ、二年ト四年位ニ一回早生レノ者ヲ拔擢シマス、是ハ一年間修業年限ヲ短縮スル、又通生レノ者ハ一年半ダケ早ク卒業ガ出來ル、是ハ謂ハレ秀才拔擢ニモナル、是ヨリ外ニハ良イ方法ガナイト考ヘテ居ルヤウナ次第デアリマス

第四ニハ、實力不足ノ生徒ヲ指導スルニ便ナルコト、是ハ私ノ學校ニ偶ニアルケレドモ、多クノ學校ニハ餘リ見ラレマセヌ、假令及第ヲサセテモ、ドウモ上級學校ニ行クノニ此ノ儘ノ力デハ行ケナイ、モウ一年同ジ學級ニ殘シテ呉レトオ父サンガ申サレルケレドモ、段々難シクシテ見ルト、子供ガドウモ一年過レルノハ厭ダ、斯ンナコトデ到頭親ノ人情デ子供ノ言フ通りニナル、先達テモ或ル方ガ一年ダケ現級ニ置イテ呉レト云フコトデアリマシタ、此ノ案デハ、拔擢シテ若シイケナカツタラバ、半年過ラセルト云フコトモ自由ニ出來ルノデス、一年過ラセルト云フコトハ經濟上其ノ他カラ言ツテモ非常ニ打撃ガ大キイ、其ノ爲ニ學校デモ目ヲツツテ進級サセルト云フコトニナリマスシ、父兄ノ方カラ希望シテ居ツテモ只今申上ゲタ如ク實行ガ出來ナイ、斯ウ云フコトニナリマスカラ、若シ半年進級ニナルト、斯ウ云フコトヲ言ツテハ失禮デスガ、父兄ヲシテ教育的ニ考ヘルト云フヤウニ仕向ケルコトガ出來ハシナイカ、又落第シタ生徒モ只今整理委員長ノ仰セノ通り非常ニ苦痛ガ輕減サレル、又學校ニ於テモ、一年間落第サセルト、今申上ゲタヤウニ非常ニ苦痛ヲ感ジ、又經濟上カラ言ツテモ困ルダラウカラト云フノデ目ヲツツテ及第ヲサセル、サウシテ上級ニ至ツテニツチモサツチモ出來ナイ、落第サセテ見タ所

デ何年経ツテモドウモイカスト云フコトニナツテ、目ヲツツテ心太式ニ押出スト云フヤウナ現状デアアルノデアリマス、是ハ畢竟一年ト云フモノガ長過ギル爲ニ起ルノデ、是ハ落第者自身ノ幸福ノミナラズ、落第者ヲ指導シテ行クト云フ上ニ於テモ此ノ半年制ハ非常ニ效果ガアルト云フコトヲ考ヘテ居ルノデアリマス

第五ニハ、些細ノコトデアリマスケレドモ、本人ニ取ツテハ非常ニ重大ノコトデアリマシテ、病氣休學等ノ場合ニ起ル不利益ヲ數済スルト共ニ輕症ノ時ニ早ク手當ヲナスニ便ナルコト(結核療養ニ於テ特ニ然リ)休學スルト出テ來テモ大分遲レテ居ルカラ仕方ガナイト云フノデ一年間、足踏ヲスル、是ハ非常ニ生徒ノ損失ガ大キイノデアリマスケレドモ、休學ノ際ニ、半年デアリマス、半年デアリマス來サヘスレバ、新クニヤレルノデアリマスカラ、半年ダケシカ損失ガナイ、半年ダケ損失ヲ備ルコトガ出來ル、殊ニ結核ハ都會ニ多イガ、サウ云フ際ニ半年間休ンデシツカリ療養シタラバ癒ルモノヲ、一年間落第スルト云フコトガ苦シイノデ、無理ヲシテ勉強スル爲ニ、癒ルベキモノガ本當ニ癒ラナイト云フヤウナ不幸ナ結果ヲ生ズルノデアリマス、斯ウ云フヤウナ場合ニモ半年進級ハ甚ダ利益デアルト思ヒマス

第六ニハ、一年一回ノ進級ニ比シ二回ノ進級試験ハ生徒ノ受驗苦ヲ減ジ身心發育上大ナル利益アルコト、一年ニ一回ノ進級試験ニ比シテ、二回進級試験ヲ行フノデアリマスカラ、試験ヲスル學科ノ分量ガ半分ニナツテ來ル譯チ、學術試験ハ全體ヲヤラナイケレドモ、非常ニ生徒ノ試験苦ヲ輕減スル、身心ノ發達ノ盛ノ時ニ際シマシテ大ナル利益ガアリハシナイカ、殊ニ高等學校、專門學校

ニ入學スル場合ニ、少シ場合ガ違フカモ知レマセヌガ、聯絡シテ考ヘテ見マス、不合格ヲスルト明年度迄一年間待タナケレバナラヌ、此ノ一年間ノ足踏ト云フモノハ經濟上カラ見マシテモ、殊ニ生徒ノ苦痛カラ考ヘマシテモ長過ギルシ又重過ギマス、ソレデアルカラ之ヲ半年宛進級シテ入學ヲスルト云フ方法ヲ開イテ戴イタナラバ、專門學校、高等學校ヘノ入學者ニ取ツテハ此ノ上ナキ幸福デハナイカト思フノデアリマス

其ノ短所トシテハ、取立テ、短所ト言フベキモノデアリマセヌガ、一年間ニ屬シ入學及進級考査ヲ行フ爲ニ生ズル事務上ノ煩瑣ヲ除キテハ特ニ短所ト稱スベキモノナシ、度々入學試験モシ、進級ノ考査モスルカラ、學校トシテ面倒ニ感ズルコトハ當然ノコト、存ジマスガ、併シ次第ニ事務ニ慣レテ來マシテ一、二年經過シマスト差支ヘナクナル、又多少ウルサイコトハ斯ウ云フ際デアリマスカラ歇身のニヤル、斯様ニ考ヘテ見マシテ非常ニ長所ノ方ガ多イノデアリマス、假ニ中學校ノ教育内容ノ改訂ト云フ上カラ言ツテモ非常ニ主ナルコトニ屬シテ居リマス

然ラバ新制設立ニ要スル經費ハドウカト申シマス、一、經常費、生徒ノ授業料等ノ收入ニテ經常費ヲ支辨シテ餘アリ(甲號表參照)中學校春秋二季學級新設ニ要スル經費一覽(甲號)一學級新設ノ場合ヲ想像シテ見マス、一箇年ノ收入總額ハ、是ハ收入ハ非常ニ内輪ニ見積リマシテ、支出ハ可ナリ緩キカニ見積ツテアリマス、一箇年ノ收入總額ハ二千六百六十圓トナリ、内譯ハ、授業料ガ二千四百二十圓、受驗料ハ二百四十圓、授業料ハ月額五圓五十錢、是ハ東京府デアリマス、五圓カラ六圓ノ所ガ普通ノヤウデアリマス、ソレカラ受驗料ハ全國共ニ一人

ニ付キ三圓ダケ取ツテ居リマス、一學級ノ生徒數ハ、是
カラ五十人ヲ容レナイデ四十人ダケ容レテ置キタイ、是
ハ是非御願シテ積年ノ弊ヲ救ヒタイト存ジマス、是ハ假
ニ四十人ト致シマス、十人減リマスカラ内輪ニ見テ居
リマス、入學志願者數ガ四十人ノ倍數ノ八十人、是ハ都
會ノ府立ノ學校ナンカニハ五百人モ六百人モ來ルデアリ
マセウガ、大都會ハ暫ク別ニシテ、小都會ノコトヲ考ヘ
マシテ、假ニ八十人トシマシテ、併シ此ノ受給料ハナク
トモ宜シイ、授業料ヲ實際補ツテ居ル

ソレカラ支出ハ、一箇年ノ支出總額ハ二千五百一圓デ
アリマス、内譯ハ、教員俸給(一箇年)二千二百二十四圓、
月額百十八圓デスガ、是ハ東京府ノ最高デアリマシテ、
全國平均ハ今百十圓以內デアリマス、ソレカラ消耗品費
與共ノ他三百七十七圓デアリマス、收入ノ方ガ支出ヨリ
多イノデアリマス、一學級ヲ作ル場合ニハ經常費ハ何等
願慮スルニ足ラナイノデアリマス

二學級新設ノ場合ニハ、生徒八十人、入學志願者百六
十人ト致シマシテ、教員俸給三人分デ一年ノ收入總額五
千三百二十圓、三學級新設ノ場合ハ、同ジ計算ノ方法デ
一箇年ノ收入總額七千八百六十圓、一箇年ノ支出總額ハ
七千五百三圓、斯ウ云フコトニ相成リマスルノデ、經常
費ハ何等願慮スルコトナク、却ツテ剩餘ヲ生ズルコトニ
ナル

ソレカラ臨時費ノ方ハ、各學年二個以上ノ學級ヲ有ス
ル中學校ニ於テハ教室ヲ新設スルノ必要ナキ故モ臨時
費ヲ要セズ、又各學年一個學級ヲ有スル小規模ノ中學校
ハ全國ニ其ノ數極メテ僅少ナルガ故ニ府縣經濟上何等ノ
支障ナキト信ズ(乙號、丙號及丁號參照)五學級ノ場合

ハ春季ガ三學級、秋季ガ二學級、四學級ノ場合ニハ春秋
二季共ニ二學級、三學級ノ場合ニハ春季ガ二學級、秋季
ガ一學級、二學級ノ場合ニハ春秋二季共ニ一學級、一學
級ノ場合ニハ一學級殖エルノデアリマス、斯ウ云フコト
ニ致シテアリマス

此ノ次ノ頁ニ行ツテ、春秋二季中學校學級編制一覽
(丙號)括弧外ハ一個學年五學級ノ場合、括弧内ハ一個學
年一學級ノ場合、此ノ二ツヲ對照シテ數キタイト思ヒマ
ス、初年度ニ春秋ノ二組ヲ作ルト云フコトニナリマス
春ハ三學級募集スルコトハ出來ナイカラ五學級募集スル
ノデアリマス、秋ハ二學級、サウスルト二學級殖エテ計
七學級、次年度ハ、初年度ノ秋ニ二學級取リマシテカ
ラ、春ハ三學級、秋ハ二學級計五學級、二學年ダケガ
七學級ニナル譯デアリマス、三年度ニナリマス、一學
年、二學年ハ現在通り、三學年ダケガ七學級、四年度ニ
ナリマス、四學年ダケガ二學級増ス、五年度ニナルト五
學年ダケガ七學級ニナル、六年度以降ハ元ニ戻リマシテ
春ガ三學級、秋ガ二學級、計五學級ニナリマス、一學級
ノ場合ニハ、之ヲ兩分シテ教室ヲ二ツニ切ルト云フコト
モ出來マセスカラ新シク作ル、一學級殖殖エテ來ルコト
ニナリマス

ソレカラ各學年一學級ヲ有スル中學校(丁號)ヲ各府縣
別ニ調ベテ見マシタガ、公立ガ三十校ダケシカアリマセ
ス、一學級ヲ有スル中學校三校ヲ有スルノハ新潟縣ト長
野縣ト石川縣計九校、二校ヲ有スルノハ北海道、長崎
縣、茨城縣、三重縣、岐阜縣計十校、一校ヲ有スルノ
ハ千葉縣、愛知縣、滋賀縣、島根縣、岡山縣、廣島縣、
徳島縣、愛媛縣、宮崎縣、鹿児島縣、沖縄縣ノ計十一校

私立學校ハ十五校デアリマス

ソレカラ一教室ヲ造ルノニハ、廊下共二十五坪ヲ建築
費三千圓ト見クナラバ良カラウ、ソレカラ生徒用廊持共
ノ他教室用備附品費五百圓トシマシテ計三千五百圓、三
教室造ツク所デ一萬圓足ラズデ出來ル陣デアリマス、併
シ一學級ノ學校ト云フモノハ入學志願者ガ非常ニ少ナイ
ノデアリマシテ、ソレデ二學級ニ擴張スル必要ノナイ學
校ガ澤山アリハシナイカト思ヒマス、斯クノ如ク考ヘマ
スト、臨時費ニ於テ小學校ニ於テモ教室ハ同シ關係ニナ
ツテ居リマス

第三、結論トシテ、要スルニ中學校ニ於テハ春秋二季
制ノ新設ハ右ノ通りニ別ニ新シク經費ガ要ラナイノヲ極
メテ容易デアリマス、若シドウシテモ必要ナラバ週ト
モ昭和十五年度ヨリ施行スルコトモ中學校ダケナラバ出
來得ル、是ハ何時デモ引受スルト云フコトヲ斷言シテ
モ宜シイノデアリマス、ソレカラ是ハ小學校カラ順次ニ
斯ク云フ風ナ制度ニナツテ、六年ノ後ニ此ノ制度ニナル
ノガ順當デアルガ、假ニ國民學校ニ於テ此ノ新制度ヲ施
行スルト致シマス、中學校秋季入學志願者ハ實際ニ於
テ既ニ六學年課程ノ八、九分通りヲ修了シテ居ルカラ、
入學考査ニ依ツテ受驗者ヲ苦シメルト云フヤウナコトガ
ナク、教育上サシタル支障ハナイモノト信ジマス、之ヲ
尋常小學校五年修了ヨリ中學校一年ニ聯絡セシメル現制
度ニ比スレバ、其ノ優劣ノ差ハ間ハズシテ明ラカデア
ルト思ヒマス、學級ノ混亂ト云フヤウナコトモナク、教育
上殆ド弊害ガナク出來ルト思ヒマス、サウシテ是ハ拔擢
進級ト云フコトニナリマスカラ、ソレヲ抜イテ考ヘテモ
教育上非常ニ利益ガアルト思ヒマス

○整理委員長(伯爵林博太郎君) 非常ニ良イ自信ノアル
案ガ出來クモノト思ヒマスガ、皆サンノ御考ハ如何デス
カ

○三十番(下村壽一君) チョット西村サンニ伺ツテ見タ
イノデスガ、大變面白イ御案ノヤウニ思フノデスガ、詰
リ一學年ヲ二ツニ分ケテ半年毎ニ進級アサセルト云フコ
トニナルト、中學校ノ課程ガ五年トシマス、十學年ニ
ナル陣デスネ

○七十三番(西村房太郎君) 五學年トシマシテ、五學年
ノ前期、後期トナリ、前期ハ四月一日ニ入レテ九月三十
日ニ終ル、後期ハ十月一日カラ三月三十一日迄、斯ク云
フ風ニシマシテ、建方ハ一學年トシテヤル、サウシテ進
級ア前期ト後期ト分ケテヤルノデアリマス

○三十番(下村壽一君) サウスルト學年ハ學年トシテ
「バラレル」ノ「シューレ」ヲ設ケルト云フコトカ、或ハ
併行學年ヲ設ケルト云フ趣旨デスカ、詰リ内容カラ言ヘ
バ一學年ヲ半分ニ割ツテ、サウシテ試験アシテ上ゲルノ
ダカラ、内容ハ一學年ガ二學年ニナルノデスネ

○七十三番(西村房太郎君) 案ハ「ターム」ヲ二分スルノ
デス
○三十番(下村壽一君) 兩方ヲ混ぜテ案ノヤウデ、狙ヒ
所ガハツキリシナイヤウニ思ヒマス

○整理委員長(伯爵林博太郎君) 十一「ターム」アツテ二ツ
宛デ五ツニ纏メル
○特別委員長(田所美治君) 私説明ア聽イテ、是ハ確カ
ニ一案デアラウト思ヒマスガ、斯クナウマイコトア何故
今日迄考ヘナカワツト云フ我メノ愚ヲ悟ルヤウナ陣デア
リマス、今ノヤウナコトガ實行サレ、バ、是ハ皆様ノ御

記憶ノ爲ニ申上ゲテ置キマスガ、學校令ニハ「學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日終ル、前項ニ依ル學年ノ外土地ノ情況ニ依リ九月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ終ル學年ヲ置クコトヲ得」斯ウナツテ居リマスケレドモ金ノ都合ヤ何カデ出來ナイ、學智院デハヤツテ居ツタト思ヒマス、高等學校ニハ類似ノ規定ガアリマスガ、高等學校ハ「アイザー・オア」ニナツテ居ル、ソコデ皆サンニ申上ゲタイノハ、中學校デモソレヲ實施サレ得ルヤウニナツテ居ルノデスカラ、別ニ七十三番ノ新發明デハナイ

○十五番(松浦鎮次郎君) 今ノ規定ハ西村君ノ説明トハ違フ、一年一學級デ前期後期ト分ケルノデハナイ

○整理委員長(伯爵林博太郎君) モツト自由ニ動クノデス

○特別委員長(田所美治君) 全クノ新發明デハナイ

○整理委員長(伯爵林博太郎君) 確カニ歳ノ一年モ違フ者ニハ便利デセウ、天才ハ天才デ上ヘ上ゲラレルカラ兩方ノ利益ガアル

○十五番(松浦鎮次郎君) 西村サンノ新案トハドウ違フカ

○七十三番(西村房太郎君) 今迄ハ一年經タナケレバ落第モ進級モシナイ、此ノ案ハ前期、後期トナツテ、順々ニ進級サセマス

○十五番(松浦鎮次郎君) チョット私ニ解リ兼ネマスガ、「パワレル」ト云ツテモ半年デ進級サセルノデスカ

○七十三番(西村房太郎君) 表ヲ見テ數クト解リマスガ、半年デ半分進級スルコトニナリマス

○整理委員長(伯爵林博太郎君) 「ターム」ハ一年ダケレドモ、「ゼメスター」ハ半分デ切ル

○七十三番(西村房太郎君) 進級試験ヲ三月ニ一回ヤルソレカラ秋一回ヤル、進級試験ヲ二回ヤリマス

○十五番(松浦鎮次郎君) 五學年ガ「ターム」ニナル譯デスネ

○七十三番(西村房太郎君) 昔私等ノ小學校デヤツクノト同ジデス

○整理委員長(伯爵林博太郎君) 出來ル者ハ春組カラ秋組ニ飛ビ上ル、無理ガ少ナクテ良イト思フ

○十二番(西田博太郎君) 上級學校トノ聯絡ハドウデスカ

○七十三番(西村房太郎君) 上級學校ハ五年間ニ計畫ヲ立テ、五年ノ秋ニハ入ツテ來ラレルヤウニナル

○整理委員長(伯爵林博太郎君) 高等學校モ小學校モ實業學校モ全部シナケレバ利益ガナイ

○七十三番(西村房太郎君) 少シノコトデ一年間選レルト云フコトハ非常ニ苦痛モ大キイ、半年毎ニ一年ニ二回進級試験ヲヤレバ非常ニ其ノ補助カルト思ヒマス

○特別委員長(田所美治君) 賛成、反對デハナイケレドモ、古イ時代ノコトヲ斯ウ云フコトニ説明シテ見レバ解ル

○整理委員長(伯爵林博太郎君) ヤラナカツタマケデスソレデハ是カラ暫ク懸談ニ致シマセウ

(二時三十分速記中止)
(三時十五分速記開始)

第七回整理委員會ニ於テ委員ノ提出セル案

中等學校ニ於テ春秋二季制新設ニ關スル考察

西村房太郎

第一、春秋二季制（半年毎ニ進級セシムル）ノ長短

〔前期 四月一日ヨリ九月三十日ニ至ル〕
〔後期 十月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル〕

長所

- 一、半年間學校卒業ノ時期ヲ早メ現制度ノ不合理ノ點ヲ改メタルコト
- 二、生徒緊張ノ持續ニ利アルコト（夏期ノ期間ヲ適正ニシ且ツ同一學級生徒ノ發育程度ヲ均齊ナラシメ教育ノ能率ヲ増大ナラシム）
- 三、秀才拔擢進級ニ利アリ（適生レノモノハ查同ノ拔擢進級ニテ壹年ヲ、早生レノモノハ半年ノ修業年限ヲ短縮シ且ツ其間ニ無理ノ點ナシ）
- 四、實力不足ノ生徒ヲ指導スルニ便ナルコト（例、原級ニ殘留希望ノ生徒及落第者）
- 五、病氣休學等ノ場合ニ起ル不利益ヲ救済スルト共ニ輕症ノ時ニ早ク手當ヲナスニ便ナルコト（結核療養ニ於テ特ニ然リ）
- 六、壹年一回ノ進級試験ニ比シ二回ノ進級試験ハ生徒ノ受験苦ヲ減シ身心發育上大ナル利益アルコト

短所

一年間ニ屢次入學及進級考查ヲ行フ爲ニ生スル事務上ノ煩瑣ヲ除キテハ特ニ短所ト稱スヘキモノナシ

第二、新制設立ニ要スル經費

- 一、經常費 生徒ノ授業料等ノ收入ニテ經常費ヲ支辨シテ餘アリ(甲號表參照)
- 二、臨時費 各學年貳個以上ノ學級ヲ有スル中學校ニ於テハ教室ヲ新設スルノ必要ナキ故ニ臨時費ヲ要セス

又各學年一個學級ヲ有スル小規模ノ中學校ハ全國ニ其數極メテ僅少ナルカ故ニ府縣經濟上何等ノ支障ナキト信ス(乙號、丙號及ヒ丁號表參照)

第三、結 論

要スルニ中學校ニ於テハ春秋二季制ノ新設ハ極メテ容易ナルヲ以テ若シ必要アラハ遲クトモ來ル昭和十五年度ヨリ施行シ得ヘシ

假リニ國民學校ニ於テ此新制ヲ施行セストスルモ中學校秋季入學志願者ハ實際ニ於テ既ニ六學年課程ノ八、九分通りヲ修了セルヲ以テ入學考查ニヨリ特ニ受験者ヲ苦シムル等ノコトナク教育上サシタル支障ナカル可シト信ス

コレヲ尋常小學校五年修了ヨリ中學校一年ニ連絡セシムル現制度(中學校令施行規則第七章第三十九條第二號)ニ比スレハ其優劣ノ差問ハスシテ明ナリト言フヘシ

備 考 小學校ニ於テ六學年ヲ早生レト遲生レトニ分チテ學級ヲ編成スレハ學年ノ中途ヨリ兒童

ヲ中學校ニ送ルニ際シ學級ノ混亂ヲ生スルコトナカルヘシ

中學校春秋二季學級新設 = 要スル經常費一覽 (甲號)

壹學級新設ノ場合

○壹箇年収入總額	2880圓	備考	
内 課		I 授業料一人月額	5.00圓
授業料.....	2420圓	II 受験料一人ニツキ	3.00圓
受験料.....	340圓	III 壹學級生徒數	40人
		IV 入學志願者數	80人

○壹箇年支出總額	2501圓		
内 課			
教員俸給(一箇年)	2124圓	備考	
消耗品費與共ノ他	377圓	I 教員一人半俸給月額	118.00圓

貳學級新設ノ場合

○壹箇年収入總額	5320圓	備考	
○壹箇年支出總額	5002圓	I 貳學級生徒數	80人
		II 入學志願者數	160人
		III 教員俸給	3人分

參學級新設ノ場合

○壹箇年収入總額	7860圓	備考	
○壹箇年支出總額	7503圓	I 參學級生徒數	120人
		II 入學志願者數	200人
		III 教員俸給	4人分

春秋二季學級配當表 (乙號)

壹箇學年ノ學級數	春季學級數	秋季學級數
5	3	2
4	2	2
3	2	1
2	1	1
1	1	1

春秋二季中學校學級編制一覽 (丙號)

下表括弧外ハ壹個學年五學級ノ場合

同上括弧内ハ壹個學年壹學級ノ場合

年 度	春組學級數	秋組學級數	計	學 年
初 年 度	5 (1)	2 (1)	7 (2)	第 一 學 年
次 年 度	3 (1)	2 (1)	5 (2)	第 一 學 年
	5 (1)	2 (1)	7 (2)	第 二 學 年
三 年 度	3 (1)	2 (1)	5 (2)	第 一 學 年
	3 (1)	2 (1)	5 (2)	第 二 學 年
	5 (1)	2 (1)	7 (2)	第 三 學 年
四 年 度	3 (1)	2 (1)	5 (2)	第 一 學 年
	3 (1)	2 (1)	5 (2)	第 二 學 年
	3 (1)	2 (1)	5 (2)	第 三 學 年
	5 (1)	2 (1)	7 (2)	第 四 學 年
五 年 度	3 (1)	2 (1)	5 (2)	第 一 學 年
	3 (1)	2 (1)	5 (2)	第 二 學 年
	3 (1)	2 (1)	5 (2)	第 三 學 年
	3 (1)	2 (1)	5 (2)	第 四 學 年
	5 (1)	2 (1)	7 (2)	第 五 學 年
六年度以降	3 (1)	2 (1)	5 (2)	各 學 年

各學年一學級ヲ有スル中學校(丁號)

公立	三十校	新潟縣	長野縣	石川縣	三重縣	岐阜縣	計	九校
二	校	北海道	長崎縣	茨城縣	三重縣	岐阜縣	計	十校
一	校	千葉縣	愛知縣	滋賀縣	島根縣	岡山縣	計	十一校
私立	十五校	德島縣	愛媛縣	宮崎縣	鹿兒島縣	沖繩縣	廣島縣	

備考

一教室廊下共貳拾五坪建築費 三千圓

生徒用腰掛其他教室用備付品費 五百圓(生徒四十人分)

計 參千五百圓

中學二期入學について

前東京府師範校 齋藤斐章

二月十一日の新聞紙上に「昨日の教育審議会に於て一學年を二期制とし春秋二期に入學を許し府級を認めることに決定した」と報せられてゐる。

昨々二期制は少許中心進級上よりも教育上よりも是をせらるべきもので、寧ろ其行の近きを望むものであるが今からでも遅くはない。大正十三年から昭和の初めにかけて之に類する研究が中學校及高等小學校に於て盛げられた。即ち唯實際の上、教員の編成が容易ならぬと云ふのでオッサンになつた。

一
亦來二期制は學制價值以來其が際に行はれたもので、明治十九年の森文相の學制大改革と同時に二期制が定められたのである。これは既に歐米の制度を其のまゝ

採用したものらしく、別に根柢があつたのではない。然るに、二期制になると各學年の別府平均の数が十一月降であるに反し、二期制に改めると、平均の数が既に六ヶ月以内に限られるから教育の前半は極に効果的である。

二

また半年進級制にするとも、漸進することを出來るし、漸進させるにもさほど苦痛を感じさせないのである。であるから秀才には二期制を認させる制度も創められるわけである。ゆゑが實際にかつても心算のない親は、二年間定ぶみをさせるのは勿論ないとして、無理させて病身にしてしまつた例も少くなかつた。將來はそれも無くなるだらう。

ここに現制度を二期制に改めると初めの六年間は教員の補充に

苦しまなければならぬ。従來の二期進級制によつて入塾した生徒は今般六年間つゞくわけである。春秋二期に児童を入學させることになれば最初の半年間は半數の學級を補充しなければならぬから教員の數も其れだけ多く要する(若し入學期間を前六ヶ月とすれば其れだけ教員數を少く要する)

三

然らば春秋二期の入學者が同數であるかといふに、これはさうでない。寧ろ五ヶ年間平均の出生者の數を統計上から調査したことがあるが、春秋二に對して秋期一の場合であつた。假りに二期平均の入學者數を三百人とすると春秋入學者は二百人、秋期入學者は百人の場合であつた。一學級を五十人といふとすれば春秋入學生に對して教師四人、秋期入學生に對して二人の教員を必要とするのである。しかし文部省を以て從來の二期制を全國一律に全廢止するとすればこれらの困難は避けられるのである。

四

最近に半年進級制を敷用するに、小學校全部のみでなく、中學校高等小學校は勿論、高等小學校の他の專門學校も全國一律に改行することが前提條件である。女子學級が二期制を採用してゐるけれども、他の學校との階級上、非常に不便がある。この制度に對する不幸も中々多いやうである。其れでも女子學級院といふ象牙塔に立てこもつてゐるから改行して行けるので、他の學校の連絡を考へる學校では、半年進級制が良いと知りながら、改行しなかつてゐる學校が屢らあるか知れない。東京高等師範學校附屬中學校で半年進級制を考慮したことがあり、附屬小學校手帳とも相合したことがあるが、他の學校との階級上、實行不能のためやめになつたのであつた。

中學校の二季制及び飛級に就て

南長岡校長 赤 井 米 吉

○成城小學校に於ける経験に就みて

會つて澤柳政太郎先生は成城小學校創設の初期に於て、小學校の入學期を春秋二季にして、半年學期制を試みられた。その頃の案の趣旨が一般社會に十分に理解せられないで、秋季學年の入學希望者は餘りなく、却つて春季學年に人員超過の爲入り得なかつたものが、秋まで待つて入ると云ふ様な現象を呈した。

従つて純粹な意味の春秋兩期の児童の成績と云ふやうなものは實驗せられないですんだ。そして愈々卒業と云ふ時になつて、その始末に窮して、結局秋組のもやを半年早めて、春組のものと一緒に卒業させて中學校に送つた。秋の卒業式は一回もやらなかつた。だから純粹に秋期に學齡に達したものは半年早く、（結局一年早く）中學校へ入ることになつたが、春組に入學出来ないで、秋組に入つたものは結局同じになつたやうなものである。

これと云ふのも秋組のものの卒業後の連絡がないからである。

中學校に於てこの案を實施しても、これにつゞく上級學校がなければこれと同様なことになつて、半年早めて出すか、半年おくれで上級學校へ入るかする外はない。中學校を完結教育とするならば、上級學校の問題はどうでもないやうなものだが、現在の様に中間學校である限り、上下の連絡のない中間だけの二季制は意味をなさん。改正案では中學校を完結教育としてゐるやうであるが、其内容を見なければ果して成功するかどうか断定出来ぬ。現在の法規でも中學校は完結教育であるのだが、實質は豫備校になつてゐる。其實を無視して、たと法規的にどうしてもしかたがない。成城小學校に於ては超級（飛級）を許してゐた。幾人かは超級した。二三四超級した非常によい児童のあつたことを記憶する。然しその数は極く少いものであつた。がそれ等に就いて考へさせ

られたことは結局知的教科に偏することである。主として國語、算術になつてしまふ。體操、圖畫、手工、唱歌は超級には餘り考慮されなかつた。従つて國語、算術は出来るが、それ等の教科は餘り出来ぬやうなこともあつた。ことに體操に於ては超級した級の連中と共に旺んな運動などは出来ないで、元級のものと一緒に行ふ様なことにもなつた。

學習方法としてはこの當時成城小學校では自習組織を可成確かりと造つてゐた。その後ダルトン案の輸入と共にそれを多分に採用した。それは人の知る如く學習を請負仕事のやうにして、一週間分又は一ヶ月分に區切つて與へ、それを終へればづん／＼次に移らせる方法である。これをやつてゐたから超級も出来たのである。従つて改正案に於ても中學校の學習法を可成自習組織にし、かつダルトン案のやうに分量主義にせんとこれは實施されぬ。が改正案ではそれだけの考慮がなされてゐるかどうか疑はしい。

がこの分量主義は自然的教科に偏する。成城小學校では國語(讀方)、算術、地理、歴史、理科の五つであつたと思ふ。音樂、體操、圖畫、手工はダルトン案の分量主義にはし得なかつた。パーカーメトのダルトン學校でもさうである。改正案では中學校の體操、教練、圖畫、音樂、作業のやうなものをどの様に自習制にして、促進せしめようとするのか、其邊の考慮は恐らくないであらう。

成城小學校の超級の試みは、ダルトン案を採用することによつてよほど助けられ、中學校にも及ぼしたのであつたが、例の學校騒動と共に何もかも跡方なく消えてしまつて、悉く昔話になつてしまつた。あの騒動には種々の原因があらうが、教育上の問題としては自習組織に對する職員父兄の無理解、従つてその目的達成に對する熱意の欠乏、努力の不足、そして舊式詰込教育を規率あり整然としてゐるものかのやうに考へた後退的氣分の反抗が相當大きな原因になつてゐるやうに思はれる。

飛級を許さうとするならば、機械的に生徒の能力に従つてその學習を促進するダルトン案のやうな組織がなければいかぬ。一齊教授をしてゐては半學年の飛級をやらせても可成のギヤツプが出来る。その邊の考慮は出来てゐるかどうかあやしい。

○二季制のイデオロギーに就いて

二季制を何故に採用しようとするのか十分にわかりぬが、飛級を特にかゝけてある處を見ると、中學校を五年制としておいて優秀なものは四年で終らせやうと云ふ秀才教育を狙つたところが眼目のやうに想はれる。

さうした場合直ちに考へられるのは、前段に於て述べた様にこれは必然に知育偏重の傾向を持つことである。小學校を國民學校とする改正案では國民練成とか、人格とか云ふことが可成重要に

考へられ、現今は中等學校に集團作業を入れる様なことが云はれてゐるところへこれは又一向それ等と關係のない、いやしきりに排斥されてゐる知育偏重が飛び出して來たものである。例へば集團作業を必須科にしようと言はれてゐるのであるが、集團作業の飛級とはどうしたらよいのか。よく働くものはどん／＼飛級してよいのなら、農村子弟で家業の手傳をしてゐる様なものは、學校の作業なんかやらなくともよいではないか。飛級の標準は特別國語、漢文、英語、數學、歴史、地理、理科のやうな學科の知的方面、云はゞ記述的方面の優秀と云ふことになつて、その情意的方面は考へられぬことにならう。これこそ所謂知育偏重でないか。それが中學校教育に於て改正されねばならん點なのか。私はこの改正案を造つた委員諸公の改正の基準に對して深い疑ひの念をいだかざるを得ぬ。

次に收得偏重と云ふことが考へられる。學習を收得的方面と表現的方面、記述的方面と創造的方面の二つに分けて考へるならば、飛級の標準はどうしても收得的、記述的方面に傾き易い。學科に於ては既に述べた様に、體操、國畫、音樂、作業のやうなものには飛級には恐らく輕んぜらるゝであらうし、一學科内では表現、創造的方面が輕んぜられる。然るに私の考へは現代中學校の教育の弊は收得的方面に偏して、創造的方面が輕んぜられ、創造的人

物が出ぬことが救われるのに、その方面に改正しないで、愈々弱く、記述模倣の人を造るやうにしようとする改正案はどうも改正とは考へられぬ。

學校教育の根本イデオロギーを生活指導と考へる私には五年制の學校なら五年間そこに生活することによつて生徒はそれ／＼の能力次第に收得もすれば創造もして、その間に甲乙丙丁種々あつてよいと思ふ。優秀なものは五年間に甲となり、劣等なものは丁となる。そしてその能力に適した仕事につくなり、上級學校に入る。出來るものは一年早く出なければならんと云ふことはない。何年居ても、居ただけの製造がとげられればよいわけである。個性の教育に力を用ひれば同じ年限、同じ學級で暮しても個人個人にその必要とするものを與へることが出来る。一齊教授を金科玉條の様に考へるから、優秀なものは一年早く出さねば損のやうに考へるのである。然もその優秀と云ふことを收得的方面に於てのみ考へるから、かやうな案が立てられるのである。

要するに改正案を立てるには教育イデオロギーを先づ明確にして、それに対して現在の制度の何處に缺陷があるかを嚴密に検討してかゝらねばならん。それなくしてたゞ漫然と改善すると云つても、それが改善か、改善か判断のしやうがない。

○實施方法に就いて

二季制は四月二日——十月一日生れのを秋に、十月二日——四月一日生れのを春に入學せしめるのであらうが、小學校が二季制で、四月二日——四月一日生れのが同時に卒業する時、どう實施しやうとするのか。本来ならば十月二日——四月一日のものをその四月に入學せしめるのであるが、その前半の四月二日——十月一日のものは一體何時入學することになるのか。若し先づ四月二日——十月一日のものを春入れるとすれば、十月二日——四月一日のものは無爲に十月まで半年を過ぎねばならん。そんなものが飛級によつて半年前のものと一緒になつたつて年限短縮にもならぬ。然もそれは僅かの優秀なものに限られるとしたら、大多数のものは却つて一年おくれることになる。小學校の一季制と中學校の二季制とどう連絡せしめ得るか頗る疑問である。更に四月二日——十月一日生れと、十月二日——四月一日生れとは平均してゐない。

例へば昭和十、十一年度出生者は

十年四月五月六月七月八月九月十月十一月十二月 十一年一月二月三月

二千人
二五二 二二二 二二六 二六二 二六六 三〇一 二四一 二六三 三三三

である。四月——九月は九二九千人、十月——三月は二二六〇千人で、春組の方が遙かに多い。我國では秋冬の出生が、春夏の出生よりも常に多くなつてゐる。中學校入學志願者は之と正しく比

較するかどうかは分らぬが、常軌的に子供の数が多くなれば志願者数も多くなるものとすれば、春組は秋組よりも入學困難と云ふ現象を呈する。前に述べたやうに成城小學校の入學志願者には明かにそれが現れてゐた。之を平均にするには秋組は十一月開始にして、四月——十月生れのものを入れることにしなければならん。さうすると學年の長さに相違が生ずる、それはどうする積りか。

この點から考へると一年一季制でも學年の開始は四月よりも九月の方が妥當である。前年四月二日生れから翌年四月一日生れまでを一度に入學せしめると、入學の折十分成育した兒童九二九千人に對して、稍未成育の兒童二二六〇千人で、得するものよりも、損するものの方が多くなる。このことは小學校の成績にも十分にあらはれてゐる。四月生れよりも三月生れのものゝ大體に於て不出來であることは尋常六年の成績にすら見えるのである。これを外國の様に九月開始にすれば、十分成育したものが多く、未成育のものが少くなる。そして學年と學年の間に夏の比較的長期の休業を置くことが出來。學校の準備にも都合がよく、卒業と入學との間に相當の時日をおかれるので、入學試験の如きも學校の教授に支障を來たすことが少くなる。私はむしろ小學校から大學まで、秋季開始の案を奨進したい。

中學校における二季制

及び飛級の問題

早稻田大學教授

原

田

實

(1)

二季制は児童の生長における生理上心理上の立場から見ても、合理的な根據を持つと言へる。現制度においては、四月二日以後に生れたものは一樣に翌年四月一日まで待たねば入學出来ないものであるが、二季制になれば、四月二日より十月一日までに生れたものは同じ年の十月一日に入學し得るわけである。満六歳より小學校教育を開始することが生長における生理上心理上の立場から適當であるとすれば、それらの児童にとつては少なくとも半歳だけは合理的に取扱はれることになつたわけである。

この故に、それが爲めに要する費用を負担することが出来るなら、またそれだけを問題として他との振り合ひを考慮せないなら、これは、一考の餘地もなく、須らくその如く改制することが行はれねばならぬ。

然し、それが經費の問題から出来にくいといふので、またそれに比ぶれば比較的この方は行はれ易いといふので、中學校だけ

にこれを施行するといふことに就いては、今日の狀況からは大いに考へねばならぬ問題があると言はねばならぬ。

教育審議會整理委員會の意見として帝國教育會から送つてくれた印刷物に依れば、同整理委員會に於ても、そこに考へられねばならない問題の存することに就いて相當に氣附いてはをるやうである。即ち、

「中學校秋組に入るべき者は如何なる者かと先づ問題となる。中學校秋組に入る者は其の年の春初等國民學校を卒業し中學校春組に入學し得なかつた者か、若しくは第二志望的中學校春組に入つて居た者が第一志望であつた中學校の秋組に入學するといふ者かであらう。それらを考へて見ると從來ならば春入學出来た者が二季制實施のために却つて春に入れなくなつたといふ形になるのはなからうか。」

といふ一節もある。

この一節は、この文面に現はれた以上の問題を藏してをるものであることを知らねばならない。ことに氣附かれてをるよりはも

つと大きな問題がそこに含まれてをることを知らねばならないのである。さなくば春にはいれたものが、半年おくれるといふだけの問題ではないのである。といふは、第一志望の學校、第二志望の學校といふことが、現在の事情下においてどれだけの意味をもつものであるかといふことを少しく深く考へて見ることによつて了解されよう。第二志望の學校といふは多くの場合において決して志望するところの學校ではない。仕方なしにはいる學校である。従つて半年後に再び機會があるといふことになれば、も一度また第一志望の學校への試験を受けて見ようといふことが起つて来るに違ひないのである。それも然し十分に當てにはならぬから、兎に角はいれた學校へ入學だけはしておくのである。然らば第二流三流乃至四流と世評されてをる學校の少なくも第一學年は、再び入學試験準備の爲めに甚だしく傷つけられ、準備不足を得まい。或る者は籍だけおいて休學して別に受験準備に没頭することにもなるであらう。月賜さへはいればそれでよろしいといふわけに行くものであるまい。四流は三流へ、三流は二流へ、二流は一浪へと、それぞれの入學試験準備に中學校が混入する。その學校に落ち付かないやうな生徒を多数に持つ學校の教育的隨率が如何なるものであるかは論ずるまでもない。それを考へれば、この問題は、再び受験を志す當の生徒だけに關する問題ではないのである。今日、中最低學年生中に幼年學校志願者の激増したる結果として既に相當の程度それらの學級が、生徒の側からまた教師の側からの原因によつて、毒せられてをるといふこと

も、見る人の眼には見えてをるのである。それは兎も角として、中學校の生活が僅か五年のうち、その始めにおいても終りにおいても、入學試験準備が事實上生活であるといふことになつては、中學校教育の精神は全く没却されると言はねばならない。

二流三流乃至四流の中學校を現在のまゝにこれを無くさないで、所謂二季制を行ふといふことは、この事實を十分に考慮した場合には畢竟見合はせる所ではないのである。また、兒童の生長における生理上心理上の立場からは、小學校が二季制をとらないう限り、改革の實現を豫想することは出来ない、少なくとも出生の月日を條件として入學せしめるといふやうな入學規定でも出来るのではない限りは、即ち今日の如き入學試験の行はれる限りは、この點は問題とならない。考へて見る必要がないのである。

(11)

飛級といふことも理論上は行はれて然るべきことであるが、實際は如何のものであらうか。教育審議會整理委員會では、一ヶ年の飛級は無理であるが、半年ならば可能と認めたといふことであるが、常識論としては誠に穩當の論であるが、さて然し非常な秀才ならば一ヶ年の飛級もまた宜しからうとも考へられないではない。一ヶ年は困るが半年なら宜しいといふ十分なる根據を何處に求めるか、それが求め得て定まらなければ、一體一學級内の幾人位を飛級出来るものと考へべきであるかの豫想もつけ得ない。非常に少ない少數者だけといふことなら一ヶ年飛級も差支へない

かも知れぬ。然し相當多くといふことであると、なるほど半年といふことにせなければ、少しく不安であらう。

然しさうなると、いやでもおうでも二季制を行はなければ、これを實施することは出来ない。半ケ年飛級乃至は半ケ年落第といふ制度は、どうしても二季制の半ケ年飛級を條件とせなければ、成り立たぬのである。而かも二季制の實施は今日のところでは、極當考慮せねばならぬ難問題、即前篇において述べたとほり、さらだに二流三流乃至四流と見られてをる學校の學級生活が、受験準備といふ狂瀾によつて惑亂せしめられることになるといふ國家的に大いに考慮せねばならぬ難問題を醸するのである。かゝる難問題を無視してまでも、半年飛級を行はねばならぬものであるかどうか。

それほどまでに、年限の短縮を欲するならば、入學試験の落第に依る事實上の年限の延長を無くすることは先決を要する問題であるとするべきではないか。入學試験の爲めに延長される年限を修業年限中にて差引するといふのであるならば、これは誠に主客を顛倒した無責任な考へ方と言はねばならぬ。

飛級の力あるものを飛級せしめることは誠に結構であるが、その爲めに他の多數のもの、教育能率を低下せしめるといふのでは國家の制度としては正當であるまい。

(三)

そこで、二季制もいけない、飛級もいけないといふ結論になる

のであるが、結構なこと尤もなことまた當然であるべきことが、さやうに行ひ得ないやうになつて來るところにこそは、問題解決の鍵があるのではないか。二季制は小學校から大學までを通じて實施されるなら誠に結構なのであるが、それには費用が足らぬといふのである。その費用の足らぬといふことを解決すべきではないか。それを解決せなければ結局は本書の改革は出来ないではないか。

また、中學校に、今日の如く良不良の差等の存することを放置しておくことが禍ひなのである。勿論、全部が全部世評のとほりではあるまいが、相當の部分は内實世評どほり貧弱であるといふ中學校もあるのである。これは、然し制度の問題ではない、制度には罪がない、制度の上ではどれも皆中學校である限りは中學校であると言はれ得るであらうが、然しながら、かゝる貧弱な中學校が法に據つて公設されて存在し得るといふところに、法にもどこか缺陷があるのではないかと考へられねばならぬ。法によつてこそは、當然にかゝる貧弱の中學校が救はれるのでありたいと私は考へるのである。かゝる貧弱なる中學校を十分に監督すると同時に十分に激勵し補助するの法規が制度として確立されねばならない。勿論、その補助といふうちには、設備費、教員費等は勿論、教員恩給費等も國費乃至公費によつて給與されることを含むのである。

中學校の改革を論ずる者は、かういふ方面からも考慮を進めて行くことを必要とする。

春 秋 二 期 制

林 博 太 郎

一 秋 組 を 設 け よ

昭和十六年度から、幾々国民学校が實現する事となつた。新教科書は昭和十六年度に初等一二年、昭和十七年度に於て初等三四年昭和十八年度に初等五六年、昭和十九年度に高等一二年のが出来る筈であるが、學校の名稱は一齊に昭和十六年度から國民學校になり、義務教育の延長は昭和十九年度に於て先づ高等一年が其の國內に入れられ、更に昭和二十年度に至れば高等二年までが義務教育の國內に入れられて、此處に初めて我が國の義務教育年限は八ヶ年制の實現を見るのである。即ち國民學校の實施に伴つて又義務教育年限の延長充實が實施される譯である。

此の國民學校の實施、義務教育年限を續として是非我が初等教育に於て實施されたいと念ずるのは秋組制の新設である。詳しく言ふならば國民學校の入学は毎年四月一日に入學せしめる現在の制度と併せて、毎年十月一日にも入學せしめる満院を設けるのである。前の現制度のを春組と稱するのに對して、後の新制度のを秋組と稱するのである。現在の春組のみの制度では三月末日現在に於て滿六歳に達したる者を其の年四月一日に尋常小學校に入學せしめるのである。従つて入學の児童は數へ年の八歳と七歳とである。足掛け八年前の四月二日生れの児童から、足掛け七年前の四月一日までの児童は全部其の年の三月末日までに滿六歳以上に達して居るから之を總めて第一學年に入學せしめるのである。だから一番年少のは數へ年の七歳で足掛け七年前の四月一日生の者である。又一番の年高なのは數へ年の八歳で、足掛け八年前の四月二日生の者である。依て其の最年少者と最年長者（年長者の語は稍適切でないが）とは丁度一ヶ年即ち三百六十五日の差がある譯である。人間も二十五歳位になると二十五歳と二十六歳三十歳と三十一歳と一年の差は何の形跡もないものである。否身體的にも又精神的にも年若い者が却て優れてゐる場合もある。況んや四十歳、五十歳となると年若い校長の下に年若い平教員の間といふ事は世の常である。だが人間もまだ生れて六七歳の六歳七歳の頃だと一年の差は其の心身の上に著しい相違のあるものである。

其處で滿六歳を以て初等教育を施すものといふのが原則であるが、現在の如く滿六歳乃至滿七歳マイナスイ日——生年月日より見て三百六十五日種の児童を同じく一年生とたす事は色々の點から見て不合理であり、不經濟である。依て之を春組並に秋組に分けて、春組は三月末までに滿六歳以上になつた者を四月一日に入學せしめ、又秋組は九月末日までに滿六歳以上になつた者を十月一日に入學せしめる様にしようと思ふ。さすれば春組とも、滿六歳乃至滿六歳六ヶ月マイナスイ日——生年月日より見て百八十二乃至百八十三歳の児童を一年生にする事になるのである。此の制度は同一學年乃至學級児童の年齢差最大一ヶ年のを半ヶ年に短縮せしめると共に、秋組児童は翌年四月まで待つべきを半年早く入學し得るやうにならしめるのである。

二 人的資源増加対策

春組秋組制の實施が直ちに、入學児童の生年月日に依る差異を僅少ならしめて、一年の差を半年の差に止め得る事から、其の結果は最も適切妥當なる學級教育を施し易からしめるものである事は前に述べた所である。

然るに之々又其の児童が義務教育、即ち國民學校八ヶ年の教育を終了する場合を考へると、其の入學が翌年四月まで待たずに半年早く秋十月に出來ると同様に、卒業も此の秋組制度によつて半年早く出來るのである。入學時期の半年早く出來るといふ事は主に同一學年乃至學級の児童の年齢差を少くして適切妥當なる教育を施すといふ教育的見地に其の長所があつたが、卒業時期の半年早いといふ事は更に國史的、經濟的の見地からの大なる利益を齎らすものである。

國民學校實施に伴うて義務教育は八ヶ年に延長されて、現在の尋常小學校六ヶ年よりも二ヶ年の延長を見る譯であるが、秋組制實施によつて半年早く入學し、半年早く卒業し得るとせば、其の秋組児童だけは、義務教育終了時期の結果から見ても、八ヶ年は七ヶ年半であり、二年の延長は一ヶ年半で済む譯である。

此の半年早く義務教育を完了し得るといふ事は半年早く義務教育完了者が世に出て實社會の實務に従事し得るといふ事である。一部分の上級學校へ進む者を除いた大部分の者が斯うなる譯である。人的資源拂底の今日、現在の年々百數十萬人の義務教育完了者の半數が半年だけ早く世に出て得るといふ事は我が國家的、經濟的見地から考へて決して小さな問題ではないものである。

此の人的資源増加対策としての、國家的、經濟的考察は前の教育的考察と共に此の秋組制の實施實現を主張する最も重大なる理由となる事柄である。

三 父兄の負擔を軽減

六ヶ年の義務教育が、一學入ヶ年に延長されるといふ事は之が増設運営の責任者たる國家並に市町村の負擔の膨脹は著しいものである。從來論議としての義務教育延長問題が論じ盡されて居ながら容易に實施し得なかつた原因の主なるものは此處にあつたのである。之と同時に一般の國民に直に子弟の義務教育を二ヶ年延長せしめるといふ事は、個々の國民生活の上に著しく負擔の増加を招來する所以であるから、少しでも、之が輕減方を考慮して事實上に於て義務教育の負擔軽減を計る事が肝要である。此の秋組制の實施は、半ヶ年早く其の子弟を實社會に出し國民殊に農工商とも直接第一線に立つて働く庶民階級の人達の負擔を著しく軽減せしめる事となるのである。

更に又或は病氣又は事故の爲めに、原級に止めねばならぬ場合に於ても、丸々一ヶ年後らす事なく、半ヶ年にて事足りる譯で此處にも又大なる利益がある。其他、細い利益を擧げる時は尙色々の長所を數へ得る事であらう。

四 上級學校との聯絡問題

此の秋組制の缺點として、最も顯著なる事は、上級學校との聯絡問題である。國民學校を卒業して、直ちに實社會に出る者は別として、途中又は卒業後上級學校へ進む者も又相當の數に上るのであるが、之等上級學校への入學志願者が折角、六年修了又は八年卒業したのにも拘はらず、中等學校其他の制度がいづれも現用の如く、四月の入學では空しく半々年を得たねばならぬ事になり却て餘弊を生ずる憂もある。

幸教育審議會に於ては、中等學校制度の研究に際して、既に此の問題が論議された程であるから、國民學校の秋組制と共に中等學校に於ても秋組制の實現を考へられる事と思ふのである。而して高等教育乃至大學教育に於ても亦此の精神を延長徹底させるべくしたならば、我が人的資源の増加増充の上に及ぼす利益は頗る大なるものであると思はれる。

其の外の缺點としては第一が教育上の問題であり、第二が財政上の問題である。教育上の問題といふのは同じく一年生が春四月にも入學し、又秋十月にも入學する事は極めて繁雜であつて、またなまでに事務繁多にして動もすると事務のために直接の教育其のものを等閑し易い現状にある初等教育者をして益々其の負擔を重からしめる憂がある。又第二の財政上の問題は施設經營其他に於て春一度に全部入學せしめるより若干の經費増加は免がれない事である。此の兩方面の缺點は中等學校以上の場合と國民學校の場合とは大に異なるものがある。何となれば國民學校は總べての見直しが入學するのであるから、其の中の半数を半年早く入學させ半年早く卒業させるだけの問題に止まるのである。然るに中等學校の場合には秋組制度によつて幾人でも多く入學せしめる事をも考へて入學試験の緩和をも考慮に入れねばならぬからである。従つて國民學校の場合には手筈、經費共に著しき相違なくして實現出來得るのである。而も此の制度は現在の小學校に於ても實現し得る事になつて居るのであつて初等教育としては必ずしも新しい問題ではないが、國民學校實現を機として此の制度を活用して國民學校制度の効果を一層大ならしめたいと念ずる次第である。

五 廣島高師附小での實驗

小學校の秋組は廣島高等師範學校附屬小學校に於て約十年間實施された。念のため同校に問合はせて見たが、此の秋組の缺點は、(一)上級學校との聯絡問題が現在ではうまくいかないこと、(二)教科書が秋組のがないために十月入學の兒童に「サイタ サイタ サクラガサイタ」の本を用ひさせねばならぬので遂自然解消に委した。だが此の二つの問題が解決せられるならば秋學年制は有力有現であると述べられて居る。

又女子の學校では女子學習院に於て久しく實施されて居る。之は前期四年、中期四年、後期三年で普通の小學校六年と高等女學校五年とが連続されて居るので上級學校連絡の點は問題にならない。ただ教育的手段の煩瑣と經費の點とで漸次解消の現状にある。併しながら國民學校の實現を契機として上述の短所を補ふ工作をなして敢て直に長所を活かして其の秋組を一般に實現せしめ、以て其の教育効果をいやが上に大ならしめる事に努めたいものである。

平成九年度文部省科学研究費補助金

基盤研究(C)(一般)

日本における二重学年制の導入・実施に関する歴史的研究
課題番号 〇八六一〇二九九 研究代表者・渡部 宗助

日本における二重学年制の導入・実施に関する歴史的研究

編者・発行者 渡部 宗助

発行日 一九九九年三月三十一日

発行所 東京都目黒区下目黒六一五二二二

国立教育研究所教育政策研究部

TEL 〇三―五七二―一五〇三五